

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の
令和6年度における業務の実績に関する自己評価

令和7年

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1－1－1	評価の概要	・・・ p 1
1－1－2	総合評定	・・・ p 2
1－1－3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1－1－4－1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 6
	<u>項目別評価調書 No. I－1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献</u>	・・・ p 6
	<u>項目別評価調書 No. I－2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成</u>	・・・ p 29
	<u>項目別評価調書 No. I－3 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援</u>	・・・ p 46
1－1－4－2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 76
	<u>項目別評価調書 No. II－1 業務運営の効率化に関する事項</u>	・・・ p 76
	<u>項目別評価調書 No. III－1 財務内容の改善に関する事項</u>	・・・ p 86
	<u>項目別評価調書 No. IV－1 その他業務運営に関する重要事項</u>	・・・ p 96

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人〇〇	
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度
	中期目標期間	令和〇年度～令和〇年度（第〇期）

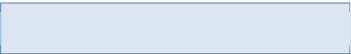
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	〇〇局	担当課、責任者	〇〇課（室）、〇〇（課室長名、姓名間の空白不要）
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、〇〇

3. 評価の実施に関する事項
（実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載）
<文例>
令和〇年〇月〇日 独立行政法人〇〇の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。
令和〇年〇月〇日 〇〇事業を実施している△△拠点に赴き、□□と意見交換を行うとともに、××の進捗状況を確認した。

4. その他評価に関する重要事項
（組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載）
<文例>
「〇〇」（平成〇年〇月〇日閣議決定）を踏まえ、△△業務を××法人から移管した。



…実績報告時に法人が記載する項目。



…評価時に所管課が記載する項目。

※提出時には色を抜くこと

1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評価

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、 D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度
評価に至った理由	(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載) <文例>※B評価の場合 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。(定型文)				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	(項目別評価及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評価のうち、重要な事項について記載) <文例>※B評価の場合 以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○・・・(中期計画等に定められたい以上の進捗の認められた業務について記載) ○・・・(中期計画等に定められたとおり、概ね着実に実施された業務について記載)
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載)

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	(項目別評価で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)
その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載)

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)

※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(以降「評価基準」とする)」p13)

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

※評定に至った理由の定型文 →政策推進室に提出する際には削除する。(評価基準 p37 を参考に作成)

S：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別 調査No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 特別支援教育に係る実 際の・総合的研究の推進に よる国の政策立案・施策推 進等への寄与及び教育現場 への貢献						I-1	
2. 各都道府県等における 特別支援教育政策や教育実 践等の推進に寄与する指導 者の養成						I-2	
3. 総合的な情報収集・発 信や広報の充実及び関係機 関等との連携強化を通じた 特別支援教育に関する幅広 い関係者の理解の促進						I-3	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調査 No.」欄には、本評価書の項目別評定調査の項目別調査 No. を記載。

※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

中期目標	年度評価					項目別 調査No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
1. 業務運営の効率化に関 する事項						II-1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
1. 財務内容の改善に関す る事項						III-1	
Ⅳ．その他の事項							
1. その他の事項						IV-1	

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上 100%未満）。 pp

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	特別支援教育に係る实际的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献		
業務に関連する政策・施策	〇〇基本計画 政策目標〇 施策目標〇	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度		令和 3 年 度	令和 4 年度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度
研究課題の実 施件数	毎年度 5 ～ 7 件	8 ※前期目標値 「毎年度 10 件 程度」	6 件	6 件	5 件	5 件		予算額（千円）	308, 332	303, 567	296, 198	308,301	
研究成果の教 育現場等での 活用状況	6 割以上	89. 4	82. 5%	81. 9%	83. 3%	77. 2%		決算額（千円）	268, 423	259, 263	236, 925	258,168	
研究活動の外 部評価（研究 終了時の評価 で 5 段階で 4 以上の割合）	100%	100%	－（3 年 度に終了 した研究 課題はな い）	100%	100%	－（6 年 度に終了 した研究 課題はな い）		経常費用（千円）	275, 126	264, 010	242, 141	248,268	
								経常利益（千円）	503	7, 536	9, 037	8,074	
								行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	—	—	

										行政コスト（千円）	276,345	264,010	242,141	248,268	
										従事人員数	22	20	19	20	

注１）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注２）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注３）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	<主要な業務実績>	<評価> 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項等への対応も行っていることから、A評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。	<評価に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	
<主な定量的指標> ・国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要な調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度5～7件程度実施する。	【国の政策立案・施策推進や教育現場の喫緊の課題解決への寄与<定量的指標、その他の指標>】 ア 研究課題の実施状況 令和6年度には、重点課題研究4課題と障害種別特定研究1課題に取り組んだ。実施した研究成果の概要は以下のとおり。 (ア) 重点課題研究の実施 ○特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究（R5-7） (目的) 本研究は、過去の検討過程で検討された論点や現行学習指導要領に基づいて編成される教育課程の編成・実施・評価・改善などの状況から論点となりうるものなどを整理し、それらの実践事例があればそれを整理・分析する。また、それぞれの論点について、実現することで達成される教育的効果や実施するための諸条件等を	<根拠> 研究基本計画に基づき、重点課題研究4件、障害種別特定研究1件、<u>合計5件を実施し、目標である課題数を着実に実施することができた。</u> すべての研究課題において、文部科学省の視学官及び特別支援教育調査官に研究協力者として参画いただいたことで、<u>随時、国の動きに係る情報や、政策的な観点からの助言を得ながら、研究内容の充実を図っている。</u>また、関係団体、大学研究者、有識者等に研究協力機関・研究協力者として参画いただいたことで、<u>各現場の実践的な知見や有識者の持つ知見を、各研究の調査内容や考察等に大いに反映できたことで、質の高い研究成果につながれた。</u>		

	整理するとともに、学習指導要領における記載の在り方等を整理することにより、次期学習指導要領改訂のための検討に必要な知見を提供する。 (令和6年度の実施内容) 令和6年度は、現行の学習指導要領で示される「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の規定に基づき、教育委員会や各特別支援学校がどのような取組を行っているかについて、アンケート調査や学校訪問調査等を行うことで、課題や論点の整理を図った。 児童生徒の実態を的確に把握するための手順等の明示化、医療や生活規制等への考慮の考え方について検討する際の観点の整理、各教科の目標及び内容に関する事項の一部を替える場合や各教科を替える場合等における教育課程編成の考え方について、図表等の活用や視覚化の必要性等を指摘した。これらの多様な学び方を担保する考え方の提示により、今後の小・中・高等学校の教育課程の基準等における個別最適な学びの実現へと繋げる必要性について考察した。 令和7年度は、令和6年度までの取組を踏まえて連続性のある多様な学びの場における教育課程編成等に係る課題等の総合的なまとめを行う。なお、研究のまとめにあたっては、次期学習指導要領改訂の検討における論点や政策オプションを提案するとともに、実現することで達成される教育的効果や実施するための諸条件、学習指導要領等における記載の在り方等を整理した情報の発信に努める。 ○多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究－通常の学級に在籍する子供への指導・支援に焦点を当てて－(R5-7) (目的) 本研究は、インクルーシブ教育システムの構築の具現化を見据	さらに、毎年度、外部有識者による評価を受けることで、<u>様々な立場や専門分野からの幅広い視点を取り入れた研究の充実につながっている</u>。令和6年度に実施した5課題については全て中間評価であったが、以下の<u>外部評価委員のコメントから</u>、各研究課題について、<u>国の政策立案・施策推進等や教育実践などへの寄与について、十分期待されるものと評価をいただいた</u>。 イ 重点課題研究 ○特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究 ＜外部評価委員の主なコメント＞ ・ 国立特別支援教育研究所の役割として、多様な教育対応が必要とされる特別支援教育の教育課程の実態に切り込んで、<u>学習指導要領改訂の検討に必要な知見を提供することは大変重要であり、意義の大きい研究と考える</u>。 ・ 最終的なまとめに向けて、根拠となる具体的かつ詳細なデータが多く収集された。通常の学校への調査にも着手され、<u>インクルーシブ教育システム構築に向けての教育課程編成の在り方に示唆を与えられることと期待する</u>。 ○多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究－通常の学級に在籍する子供への指導・支援に焦点を当てて－ ＜外部評価委員の主なコメント＞ ・ 本研究課題は、<u>国が目指す「令和の日本型教育の構築」において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」につながる具体的、実証的な方向性を示す研究成果が期待されるものである</u>。また、様々な教育的ニーズを	
--	---	---	--

	え、小中学校等（義務教育段階）の通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供への指導・支援について、各学校がどのようにして学級経営や授業、校内支援体制を充実させているかを明らかにし、海外の取組も参考にしながら、人口や学校の規模等を踏まえて参考となる学校事例を抽出・検討し、今後の国や自治体の施策や、学校現場で活用できる資料を提供する。 （令和6年度の実施内容） 令和6年度は、都道府県教育委員会への調査結果の分析及び学校への情報収集を通して、通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供の学びの充実を図るための効果的な指導・支援と、それらを支える校内体制の「観点」を検討した。また、他の地域や学校の参考となる「特色のある取組」を行っている学校の実践に関する情報収集を行った。さらに、海外の教育に関する情報収集として、我が国と同様の教育制度を有している韓国を訪問し、聴き取り調査等を行った。研究成果の一部については、日本特殊教育学会第62回大会の自主シンポジウムで発表するとともに、国立特別支援教育総合研究所研究紀要第52号に論文として掲載した。 令和7年度は、令和6年度に検討した観点について、市町村教育委員会を人口規模等で抽出した複数のグループに分けて聴き取り調査を行うことで精緻化を図る。また、観点を踏まえた学校の実践を学校事例としてまとめ、自治体や学校現場で活用できる資料として提案する。 ○共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－（R5-7） （目的） 本研究は、小・中学校の通常の学級において、多様性を理解し尊重できるようになるための教育、つまり、「共生社会の担い手を育む教育」について、具体的な内容、方法を検討し、教育現場に提供	有し<u>学校で困難に直面している児童生徒、彼らの支援、指導に向き合う教職員の課題解決の一助となる研究</u>である。 - 各自治体における取組の現状が明示されるとともに、<u>児童生徒の指導・支援についての4つの観点と21の項目は大変わかりやすく、取組の評価にも活用できるものである。</u> ○共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－ <外部評価委員の主なコメント> - 本課題は、<u>国の教育政策に合致する重要な課題</u>である。また、昨今の日本の教育現場における幼児児童生徒の多様化、本人・保護者・教員の教育的ニーズの多様化などを鑑みれば、<u>教育現場における喫緊の課題にも寄与できる課題</u>である。 - 令和7年度に作成される「ガイド」において、<u>授業例のほか、学校経営についての観点が設けられていることが重要であり、優れた成果物となるう。</u> ○障害のある児童生徒のキャリア教育の充実に関する研究 <外部評価委員の主なコメント> - 定型発達に比べ障害のある児童生徒のキャリア形成には制約が多く、特別支援教育の中でのキャリア教育の重要性は論じるまでもない。<u>一人ひとりの特性を把握し、一人ひとりに見合ったキャリア教育を進めていくために、本研究は重要な視座を提供するだろう。</u> - キャリア・パスポートを作成する過程において、自己	
--	---	---	--

	することを目的とする。目的達成に向け、現在、小・中学校の通常の学級で実施されている障害理解教育に関する情報収集と検討を行うことを中心とし、併せて、日常の授業や学級経営において行われている多様性を尊重し理解するための実践についても情報収集と検討を実施する。それらを踏まえ、小・中学校の通常の学級で実施可能なモデルを作成し、その妥当性を検討する。作成するモデルでは、実際の事例を示しながら内容を説明し、小・中学校の通常の学級の教師が、「共生社会の担い手を育む教育」を実施する必要性を理解でき、「自分の学級でも実施してみたい」、「実施してよかった」と実感できるものを目指す。また、次期改訂に向け、学習指導要領等における障害理解教育の記載の在り方についても検討する。 (令和6年度の実施内容) 令和6年度は、①小・中学校の通常の学級における障害理解授業等に関する質問紙調査、②特別支援学校が小・中学校を対象にして実施している障害理解教育に関する質問紙調査、③小・中学校の通常の学級における多様性を理解し尊重するための実践に関するインタビュー調査を実施し、小・中学校における障害理解教育や多様性を理解し尊重するための教育について実態を明らかにした。 令和7年度には、通常の学級の教師に対し、「共生社会の担い手を育む教育」の必要性を理解するための理論と、自分の学級でも、「やってみたい」、「やってよかった」と思えるような授業や学級経営を提案し、そのための取組の要点を実践的に論述する「共生社会の担い手を育む教育のガイド」を作成する計画である。 ○障害のある児童生徒のキャリア教育の充実に関する研究 (R6-7) (目的) 本研究は、障害のある児童生徒の意思決定を支える上での特別支援学校におけるキャリア・パスポート(趣旨を踏まえた類似の取組を	選択、自己決定を経験し記録することは、将来の進路選択に役立つものである。<u>教育現場の喫緊の課題解決に寄与するもの</u>と考える。 ロ 障害種別特定研究 ○肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究 <外部評価委員の主なコメント> - 本研究は、<u>肢体不自由のある子どもの学習の充実に不可欠な ICT 活用の拡充を図る上で重要な研究課題</u>である。教育現場における現状の把握や実践の共有にとどまらず、課題の背景の分析に基づく改善に向けた道筋について、実践事例も踏まえながら提示いただけることを期待している。 - ICT 活用のステップ、推進マップを利用した現状分析と、取り組む内容の決定に関する情報提供はわかりやすくまとめられている。また、事例報告の前に提示されている、特別支援教育における ICT 活用の視点(案)を用いた事例の整理や、ICT 活用の4観点9項目を用いた事例の整理なども、<u>研究の目的に照らしてわかりやすく、評価できる。</u>	
--	--	--	--

	含む)を活用した指導・支援にかかる障害特性への工夫について調査した上で、事例を収集し、整理する。個別の教育支援計画等との関連性等について課題を整理する。この結果を次期の学習指導要領解説等で示すことが期待される事項の提案を含め、国の政策形成の際の検討資料として提供する。 (令和6年度の実施内容) 令和6年度は、先行研究を踏まえ、障害のある児童生徒の意思決定を支える上での特別支援学校におけるキャリア・パスポート(趣旨を踏まえた類似の取組を含む)の活用について、障害特性への工夫や個別の教育支援計画との関連性等について理論的に整理した。その上で、予備的インタビュー調査を実施し、その結果を基に全国的な状況を把握するための質問紙調査を実施した。 令和7年度は、質問紙調査の結果を踏まえ、キャリア・パスポートの活用に関する先進事例を対象に、日本国内全域でインタビュー調査を実施する。調査対象は5障害種すべてとし、特別支援学校におけるキャリア・パスポートを活用した指導・支援に関して、障害特性への工夫や個別の教育支援計画等との関連性等の課題について、具体的な事例を収集し、整理する。分析結果を踏まえ、次期特別支援学校学習指導要領解説等におけるキャリア・パスポート関係の記述に参考となる事項を提案する予定である。 (イ) 障害種別特定研究の実施 ○肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究(R5-7) (目的) 本研究は、肢体不自由の障害特性を踏まえながら学習指導要領に示される資質・能力の育成を目指したICT機器を活用した各教科等における授業に焦点をあて、効果的な指導方法や教材教具の活用、それを支える教員研修に係る情報を収集する。そして、それぞれの取組の成果や効果、課題等を整理して、地方自治体や教育現	
--	---	--

＜その他の指標＞ ・国との協議を経て研究体系を策定し、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等を踏まえ、戦略的かつ組織的に研究を実施したか。	場の取組に役立つ知見を提供する。 （令和6年度の実施内容） 令和6年度においては、研究協力機関を委嘱した特別支援学校（肢体不自由）12校において、実地調査と授業改善に係る事例研究を中心に研究を進めた。取組の概要については、ホームページで公開予定としている。令和5年度に実施した調査結果については、「肢体不自由特別支援学校におけるICT活用に関する状況調査（速報）」としてリーフレットを作成し、ホームページで公開しているが、さらに詳細な分析を行い、本研究所研究紀要に掲載した。また、eスポーツ部を設置している研究協力機関3校の部員、卒業生へのインタビュー調査、諸外国におけるICT活用に関する情報収集等についても、最終報告に向けて現時点の進捗状況をまとめた。 令和7年度は、研究協力機関の特別支援学校5校における事例研究を継続するとともに、小・中学校の研究協力機関を選定し、小・中学校（特別支援学級）における事例も加えて、ICT活用の取組を示す予定である。また、eスポーツ部を対象としたインタビュー調査の分析を進めること、肢体不自由教育におけるICT活用ハンドブックの作成を行い、自治体や学校におけるICT活用の推進に資する研究とする予定である。 イ 戦略的かつ組織的な研究の実施 「研究基本計画」に基づき、各地域や学校現場におけるインクルーシブ教育システム構築の動きが一層本格化する状況や現行の学習指導要領等の実施に伴い、以下に示すとおり、障害種の枠を超えて国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場の喫緊の課題解決に寄与する研究として<u>重点課題研究4課題、各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究として障害種別特定研究1課題の計5件の研究を実施した。</u> 上記に加えて、将来的な教育政策の資料や教育実践の選択肢、特別支援教育研究における新たな手法等を提示することを目指した「先端的・		
--	---	--	--

<その他の指標> ・研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省との協議、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行った上で研究を行ったか。 ・期待される研究成果を明確化した上で、研究計画の立案をしたか。	先導的研究」 1 課題を令和 5 年度から継続して実施した。 それぞれの研究課題において、文部科学省から特別支援教育調査官、都道府県等教育委員会からの推薦機関、各種学校長会からの推薦者、特別支援学校等の校長及び教員、専門的な知見を有する大学教員等を研究協力者として委嘱した。さらに、福祉・医療機関等の関係諸機関にも研究協力者・機関を依頼し、密接な連携・協力のもとに研究を実施した。 重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究職員のそれぞれの専門性を生かした研究チームを編成し、重点課題研究の 4 課題に 32 名の研究職員を、障害種別特定研究の 1 課題に 6 名の研究職員を配属した。 研究を効率的かつ効果的に進めるため、文部科学省、学校長会、大学等の関係機関・団体と研究課題に関する意見交換、情報共有、全国調査時の課題共有などを含めた連携により、それぞれの研究資源を共有した。特に、文部科学省からの情報提供により政策的な動向を踏まえて研究を進めたほか、全国特別支援学校長会の各種の調査は、関係する研究班等が調査に協力して調査結果を共有した。 ウ 協議やニーズ調査等を踏まえた研究の実施 令和 7 年度は、重点課題研究を 4 課題、障害種別特定研究 1 課題をすべて継続して行うこととなっている。その決定と研究の企画・立案に当たっては、文部科学省の担当調査官との協議や所内での検討及びヒアリング等を経て決定した。令和 7 年度に実施する研究課題についてのニーズ調査については、令和 6 年 12 月 17 日～令和 7 年 1 月 20 日にかけて、全国の都道府県・市区町村等教育委員会、特別支援教育センター、教員養成大学、各種学校長会、教育長会等を対象として、当研究所のホームページ上で実施した。 その結果、令和 7 年度に実施する重点課題研究及び障害種別特定研究の研究課題（計 5 課題）について 246 件、その他の研究について 23 件の回答があった。これらの回答には、取組のためのモデルや、参考と	研究ニーズ調査は、<u>都道府県・政令指定都市等が抱える課題意識や、学校現場や有識者が求める研究成果、研究内容等を把握することができ</u>、それらを研究に取り入れることを検討することで、<u>研究の質の向上、内容の充実、外部評価における高評価につなげることができ</u>、非常に有効であった。 具体例として、「特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究」に対する、「特別支援学校において重複障害者等の教育課程が具体的にどのように編成されるのか示されると現場に生かされる」等の意見を受けて、<u>中間報告書において訪問調査から得られた具体例を示すなど反映させることができ</u>、研究の充実につながったと考え	
---	--	--	--

	なる具体的な取組状況の提示、各地域や学校で活用できる事例集の提供、等を求める意見等があった。これらの意見を踏まえて、教育現場で活用しやすく、各学校で取組を進めるために役立つ研究成果の示し方や研究成果物について所内で検討し、成果を工夫して分かりやすく示すことや、ガイドブック、事例集の作成を計画する等、研究課題の「研究実施計画」の改善を行った。また、その他の意見も、各研究チームや研究班において、例えば、「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において実践例を多く取り上げる、「外国人等班」において外国につながるのある子供の特別支援教育に関する、個々の指導、支援の実践事例を収集する等、研究実施計画を検討する上での参考資料とした。	られる。	
＜その他の指標＞ ・多様な障害領域を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進したか。 ・将来的な教育政策の検討資料を提示する「先端的・先導的研究」、大学等との共同研究、国からの要請等に応じた研究、科学研究費補助金等の各種研究資金制度を活用した外部資金研究等の実施を促し、研究活動の活性化を図る。	【大学等関係機関・団体ど他機関と連携した研究活動の状況＜その他の指標、評価の視点＞】 ア 先端的・先導的研究 上記の重点課題研究及び障害種別特定研究のほか、将来的な教育政策の検討資料や教育実践の選択肢、特別支援教育研究における新たな手法等を提示することを目指した研究として位置付けるとともに、研究職員の主体的かつ意欲的な研究活動を推進するものとして「先端的・先導的研究」1 課題について令和 5 年度から 2 年間実施した。研究テーマは、研究員の創意工夫による主体的かつ意欲的な研究活動とするため、令和 4 年度に所内公募を実施、審査委員会を経て採択された「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」であり、プログラミング教材を開発している大手通信会社の関連企業である株式会社 e-Craft と共同研究協定を結び、5 校の研究協力機関（特別支援学校）とともに実施した。 令和 6 年度においては、昨年度から継続して、5 校の研究協力機関（特別支援学校）と連携し、プログラミング教育の実践をするとともに、株式会社 e-Craft と共同研究を通じ、同社のプログラミング教材	<u>知的障害のある児童生徒を対象としたプログラミング教育は、実施には困難が伴うため、実践事例が十分に蓄積されておらず、かつ、市場規模が小さいために民間事業者の参入が厳しいという現状がある。こうした現状を踏まえれば、「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」は、<u>教育現場の喫緊の課題に対応する重要度の高い研究課題であり、また、その課題に大手通信会社の関連会社と連携して取り組んだことは実用化に向けた観点からも非常に意義のあるものである。</u></u> 本研究では、プログラミング教材を活用した実践研究を通して、知的障害のある生徒のプログラミング教育の教育課程上の在り方（カリキュラムマネジメント、教科等の内容との関連、評価の在り方）の検討を行っており、今後、実践事例と併せて研究成果を公表することで、<u>各学校における実践の充実に資するものになると考える。</u>	

<評価の視点> ・前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	embot のインターフェースの改良や授業での活用について検討を進め、研究協議会を通じて、開発者との意見交換をしたり、特殊教育学会での自主シンポジウムを実施し、本研究の意義と知的障害のある児童生徒に対するプログラミング教育の可能性について報告したりした。 イ 大学等との連携 大学等との共同の研究については、包括連携協定を締結している大学や、これまでの当研究所の研究活動に協力を得てきた大学と共同研究を実施するとともに、引き続き共同研究の方向性について協議を進めた。 ① 広島大学との連携協定を踏まえた共同研究 障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において、広島大学の研究者に研究協力者として参画いただき、肢体不自由教育に関する有識者として、知見の提供や調査結果の検討・分析等に協力いただいていた。広島大学と共同で研究を進めることにより、協力者の専門性に加え、教員養成課程を有する大学及び総合大学としての知見の提供も受けることができ、また、広島大学と連携して ICT 活用に係る取組を精力的に進めている広島県立の特別支援学校における事例研究の展開が可能となり、研究活動の充実につながった。 ②国立高等専門学校機構との連携協定締結と共同研究 令和 6 年 3 月に締結した研究に関する連携・協力協定を踏まえ、障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において、国立熊本高等専門学校の研究者が研究協力者として参画し、ICT 活用にに関する専門的立場からの知見の提供を受け、協議を進める等、連携協力して研究を推進した。 ③福岡教育大学との連携に向けた協議 福岡教育大学における九州エリアにおける教員養成の中核拠点の形成を目指した将来構想を踏まえて、特別支援教育を担う教員	国の政策推進や教育現場の喫緊の課題に対応するため、大学等の関係機関との連携協定や共同研究を通じて、<u>研究所が有する専門性以外の知見を取り入れることで、研究活動の充実を図ってきた。</u> 具体的には、研究協力者として参画いただく方の専門分野に加え、 ・広島大学が有する教員養成大学及び、総合大学としての知見 ・国立高等専門学校が有する工学分野の知見 ・福岡教育大学が有する教員養成大学及び九州エリアの拠点としての知見 ・大阪大学大学院連合小児発達学研究科が有する医科学的知見 等、<u>各組織が有する知見を取り込むことで、当研究所の研究及び研修の幅の拡大及び質の充実を図ることが可能となる。</u>これら大学等との連携の実現及び協議を進められたことは、<u>今後の特別支援教育の一層の充実・推進につながる成果である。</u>	
---	--	--	--

	の資質向上と、地域課題の解決に向けた研究における連携・協力体制をとることにより、我が国の特別支援教育及びインクルーシブ教育システムの構築・推進並びに関連分野の発展・推進に寄与することを目的とし、当研究所と福岡教育大学との間で連携協定の締結に向けた議論を重ねた。 とりわけ、地域課題の解決に向けた研究の推進において、当研究所と大学、及び自治体が、それぞれどのような役割を担い協働するのか等の観点から検討を進め、教員の養成・研修と研究の一体的取組や共同研究等の組織的かつ効果的な実施などについて盛り込んだ協定書を令和7年度に締結する予定である。 ④大阪大学との連携に向けた協議 大阪大学大学院連合小児発達学研究科の研究領域が、当研究所の研究課題と関連する可能性が考えられたこと、さらに、医科学系の研究と当研究所の教育系の研究の融合は有益な成果をもたらすと考えられたことから、当研究所の各研究班の取組の中で、関連すると思われる研究活動等を整理するとともに、当研究所の研究職員が大阪大学を訪問し、情報交換を行うなど、連携の可能性について協議を進めた。 ⑤神奈川歯科大学との共同研究に向けた協議 横須賀地域研究機関等連絡協議会の参画機関である神奈川歯科大学と連携し、同大学教授が開発したVR（仮想現実）教材を活用した、知的障害のある児童生徒に対する防災教育におけるICT活用の検討や、盲ろう児に関わる教員向けの、指導・支援内容の課題や改善点を把握することができる研修コンテンツの開発を目的とした共同研究の可能性についての協議を令和6年7月から開始した。協議はオンラインにより実施し、具体的な研究内容について意見交換を行った。令和7年度から共同研究を実施する方向でさらに検討することとしている。 ⑥その他地域連携	
--	---	--

	地域との連携強化の一環として、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携をはじめ、神奈川県教育委員会や県内特別支援学校等との協働により、研究の社会的実装と成果の還元を推進した。また、広島大学との連携協定のもと、西日本ランチオフィスを拠点とし、広島大学と連携を図りながら、広島県立教育センターの研究事業に参画したり、広島県立広島西特別支援学校の授業研究会や山口県岩国市を中心とする小学校研究会で指導助言、講演を行ったりするなど、広島県及び広島県近隣の学校、関係機関との連携を推進した。広島大学・国立特別支援教育総合研究所ジョイントセミナーを令和6年度に3回開催した他、学校等を訪問し教職員に対して研修を実施した ウ 研究活動の活性化 「外部競争的資金への申請に向けた準備に資する経費」により、研究職員の資金獲得を支援するとともに、参与（筑波大学名誉教授 安藤隆男氏）との懇談の場を定期的に設け、研究計画、内容等のブラッシュアップを支援した。外部競争的資金の募集情報等の内容については、所内ポータルサイトを用いて随時周知に努めるとともに、科学研究費の申請に関わる所内説明会を開催した。 また、主務大臣指摘も踏まえ、研究職員の研究力の向上に向けた取組として、外部専門家を招聘した「研究力向上」セミナーを2回開催した。第1回は静岡大学講師を招聘し、数量データの分析の基礎基本、データ収集を行う際の留意点等に関する内容について、第2回は、高千穂大学教授を招聘し、質的研究法におけるデータ収集及び分析方法について、インタビュー法を中心とした基礎基本に関する内容について研修を実施した。これらの取組により、研究内容の構想、研究実施計画の作成に寄与したと考えられる。研究職員の専門性、研究力の向上、人材の育成に寄与するとともに、研究職員の研究活動の活性化を図った。	後述の通り（本評価書P.88）、科研費の実施状況については、令和6年度実施課題までを対象とした新型コロナウイルスによる研究課題の延長措置があったため、新規の申請件数が少ない状況にあったが、<u>令和6年度には採択率及び交付額ともに令和5年度から向上した</u>。さらに、令和7年度には、個人研究だけでなく、<u>研究所の研究班として申請した課題も採択された状況であり、毎年度の研究力向上セミナーの実施や、「外部競争的資金への申請に向けた準備に資する経費」の取組が実を結んだ結果と</u>考える。	
--	--	--	--

<主な定量的指標> ・教育現場における研究成果の活用状況について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の現場で改善に活用される。 <評価の視点> ・前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	<主務大臣指摘> 科学研究費に関する所内説明会や参与との懇談など、研究職員の研究力向上や外部競争的資金の獲得に向けた取組を実施しているが、今後一層の効果的な取組が必要である。 【研究成果の普及、活用状況等<定量的指標、評価の視点>】 ア 研究成果の活用度調査の改善と実施 令和6年度は、次のような内容で調査を実施した。 (調査期間) 令和7年3月3日～令和7年3月28日 (調査内容) 令和4年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集、研究成果報告書、リーフレット、ガイドブック等の研究成果物の現場における活用等について (調査対象) 都道府県等教育委員会、特別支援教育センター、教育センターの計722機関 (結果) 276件の回答(回収率は38.2%)があった。主な結果は、以下のとおりである。 ○9つの研究成果物のうち、1つ以上の成果物について、 「よく活用した」17.0%、「活用したことがある」76.1% ○「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した研究成果物が1以上ある機関 77.2% ○「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した研究成果物の数が2以上ある機関 68.1% (3以上ある機関 58.3%) ○「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した機関の割合が高かった成果物 「教科指導上の個に応じた配慮の観点(リーフレット)」62.3%	研究成果の活用状況について、令和4年度終了課題の全9の成果物のうち、最も多く利用された成果物は回答機関の62.3%が「よく活用した」・「活用したことがある」との回答を得た。 また、少なくとも一つ以上の成果物について、「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した機関の割合は77.2%(目標値に対して128.7%)であった。 さらに、<u>具体的な活用場面や活用の方法を把握したことで、より活用しやすい成果物の作成に向けて、有益な資料を得ることができた。</u>	
---	---	---	--

	「通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究（令和3～4年度）（研究成果報告書）」50.0% イ 活用方法等の把握（活用度調査の改善） 令和3年度実績評価時の主務大臣からの指摘や、有機者からの意見を踏まえ、研究成果の質的充実を図る観点から、活用度調査の際に併せて研究成果の活用方法についての記述も求めている。回答からは、 ・施策の検討の際に参照したり、研究の実施に際して参考にしたりしている ・教員や市町村教育委員会の指導主事に対する研修において活用したり、それらに基づいて情報提供を行ったりしている ・就学相談担当として、相談内容や相談の進め方の参考にしている ・教育支援委員会で審議する際の参考にしている 等の様々な活用状況が確認できた。 <主務大臣指摘> 研究の活用方法についても把握するなど、質的な側面の充実に努めること <有識者意見> 今後（どのように活用されたのか）を捉えることで、さらなる活用充実が図れることが望まれる		
<その他の指標> ・研究成果について、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりする	【研究成果の効果的還元<その他の指標>】 ア 研究成果の公開及び還元 令和5年度までに終了した重点課題研究の成果は、当研究所のホームページへの掲載、当研究所の研修事業での活用、オンラインセミナーでの紹介、ガイドブックやリーフレットの作成・配布等、様々な形で普及を行っている。令和6年度においても、研究所セミナーでの発表、日本特殊学会等における自主シンポジウムやポスター発表、関係雑誌、関係団体の会議における報告等を行った。また、各障害種別研究班におい	研究成果については、<u>それぞれのニーズに応じて活用しやすくなるよう</u>、研究成果報告書だけでなく、リーフレットやガイドブックなど、<u>様々な形でとりまとめ、提供するとともに</u>、ホームページによる公表や教育委員会等宛に送付するだけでなく、<u>研究所主催のセミナーや研修の講義の中で実際に活用する場面を設けるなど、その有用性や活用方法を理解いただけるよう工夫し、普及を行った。</u>	

とともに、広く一般に公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ったか。	ては、令和6年度の研究を進める過程で、研究協議会やセミナー等の実施の際に、これまで研究班で取り組んできた研究成果を紹介し普及するとともに、研究成果物に関する意見や活用方法についても新たな情報収集を行った。令和6年度においては、目的やステークホルダーに応じて、以下のような取組を行った。 (ア) 国の政策立案等への寄与 令和4年度に終了した、「知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究」に関して、知的班がWeb上に単元作成シートとさらに2つの動画コンテンツを公開するとともに、8月と12月にオンラインセミナーを実施した。オンラインセミナーには延べ700名を超える参加があった。 (イ) 学校現場など教育実践への寄与 研究成果については、研究成果報告書やサマリーという形式だけではなく、学校の教職員などの教育実践者や、任命権者としての都道府県教育委員会など、対象者ごとに研究成果のエッセンスを抽出し、加工・編集し研究成果の還元を行うことで、限られた時間で必要な情報収集が可能となるよう工夫して情報提供を行った。たとえば、研究成果そのものをガイドブックやガイドラインとしてまとめたり、研究成果のエッセンスをもとに「NISE 学びラボ」や発達障害教育推進センターでの研修講義動画やQ&A、「特別支援教育リーフ」、パンフレット、リーフレットとして加工・編集したりして提供を行った。 世界各国の日本人学校からのニーズを踏まえ、研究成果のエッセンスをもとに情報提供を定期的に行うとともに、日本人学校を通して教員や保護者からの相談への対応、日本人学校等に赴任する教員（管理職等）の研究会や保護者等への相談会での情報提供などをを行った。 (ウ) 任命権者（各都道府県教育委員会等）への寄与 学校教員の任命権者である各都道府県教育委員会等において、		
--	--	--	--

<評価の視点> ・前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	指導的立場にある者の専門性の向上に資するため、当研究所で実施している特別支援教育専門研修や各種の指導者研究協議会のカリキュラムについて、専門研修における共通項意義「地域におけるインクルーシブ教育システムの充実」に、共生社会チームの研究から得られた各地の障害理解に関する取組を取り入れたり、知的障害教育プログラムの講義「知的障害教育における教育課程の編成」に、教育課程チームの調査から得られた現状と課題を取り入れたりするなど、研究成果を踏まえた最新の内容にリニューアルを行った。 【研究成果のコンパクト化<評価の視点>】 今後の研究活動の普及・活用の充実に向けて、令和４年度から自閉症班が継続して実施した、自閉症のある子供の自立活動の指導に関する検討を基に、令和７年３月に、「自閉症のある子供の自立活動と各教科等の関連を図った指導を考えよう！」のリーフレットにまとめ、活用しやすい成果物を作成する、研究成果をコンパクトに整理する等の有識者からの指摘事項にも対応した。 また、レイアウト等の工夫についても、資料作成等に係る所内研修を行い、研究成果の効果的な提示に関し、知見を深めた。 <主務大臣指摘> 研究成果をコンパクトにまとめるなど、多忙な教職員でも手に取りやすいような成果物を作成し、普及啓発の窓口を広めるとともに、ナショナルセンターとしての認知度を高めること。 成果物であるリーフレット等をより広く普及させるため、読み手のニーズを的確に把握した上で、レイアウト等の更なる工夫を期待する。	<u>主務大臣の指摘を踏まえ、研究成果については、学校現場等にわかりやすく、活用しやすい形で提供するために、成果の概略やポイントを視覚的に提示したり、より理解しやすいレイアウトにしたりする等、工夫・検討を重ねてまとめるようにしている。</u>例えば、成果物のイメージ案ができた段階で、研究協力機関となっている学校に意見照会を行って改善を図るなど、現場のニーズに寄り添った成果物の作成を心がけ、コンパクトなリーフレット等にして提供したことで、学校現場の活用可能性を<u>上げられたことは、研究成果の還元を強化し、特別支援教育に取り組む自治体や学校現場への支援につなげることができた。</u> また、資料作成に係る所内研修を実施したことも、研究成果物の作成に効果をもたらしたと考える。	
--	---	--	--

	【他の基幹事業（研修、情報支援）との有機的連携＜その他の指標＞】 当研究所の基幹事業としては、研究活動の他に、各都道府県等における指導者養成などを行う「研修事業」や、特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援を行う「情報支援事業」を行っているが、これらの事業を実施するにあたっては、研究活動により得られた知見を反映させるとともに、研修事業及び情報支援事業を通じて収集された情報を踏まえた研究活動を行うなど、それぞれの基幹事業との有機的連携による事業運営を行っている。 例えば、国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性向上を目的とした、特別支援教育専門研修及びインクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会については、研究成果による知見などを研修内容に反映し、これらを含め学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施している。また、各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援として行っている、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの内容についても、研究活動によって得られた研究成果を反映している。 情報支援事業では、当研究所のホームページから発信する内容や、ガイドブック、パンフレット、リーフレットなどの各種資料、特別支援教育推進セミナーなどから発信されるあらゆる情報について、研究活動での研究成果を反映し、信頼のおける情報として、情報発信、情報支援を行っている。	研究成果を当研究所が実施する研修事業において、講義内容に反映させるなどして活用することは、各自治体において特別支援教育のリーダー的存在となる研修員にとって、最新の知見や指導技術を提供することとなり、我が国の特別支援教育推進に寄与する大変有意義なことと考えられる。また、受講した研修員からの講義等の感想、意見、あるいは学校現場に戻ってからの実際的な場面において研修で得た知見・技術を活用してみての意見のフィードバックをもらえることは、研究を進める上でも貴重なものとなっており、研究の充実にもつながっている。ホームページやリーフレット等による研究成果の情報発信・普及も含め、<u>研究活動、研修事業、情報発信の各事業を有機的に連携させて実施することで、大きな効果をもたらしている</u>といえる。 以上、<u>重点課題研究及び障害種別特定研究等の着実な進捗</u>と、<u>終了課題に関する研究成果の活用状況や研究成果の還元において成果を上げ、高い水準で目標を達成したほか、都道府県・市町村教育委員会等へのニーズ調査結果や、主務大臣からの指摘事項等にも十分に対応している</u>と考える。 ＜課題と対応＞ 成果物のより一層の活用に向けて、公表、普及の工夫・改善を図っていくとともに、特に、特別支援教育に対して関心が低い層にもアプローチできるよう、研究所の認	
--	--	--	--

		知度向上に取り組みながら、研究成果の教育現場における一層の活用に向けて取り組んでいく。	
(2)評価システムの充実による研究の質の向上 ＜主な定量的指標＞ ・外部評価において、全ての研究において、研究終了時に高い評価(5段階評価で4以上)を得る。	＜主要な業務実績＞ 【外部評価結果＜定量的指標＞】 内部評価として、令和6年10月に中間評価、令和7年3月に中間評価、計2回実施した。外部評価は、当研究所の運営委員会に置く外部有識者で構成される外部評価部会において中間評価として以下のとおり行った。 ＜期間＞ 令和7年4月17日～令和7年5月26日 ＜対象課題＞ 【中間評価】 重点課題研究4課題、障害種別特定研究1課題 ＜評価方法＞ 中間評価として、進捗状況の評価を行うとともに、研究課題の意義、及び評価時点までの研究結果や公表状況、研究の進め方等について優れている点等の特記事項について、記述式で評価を行った。また、令和7年度に向けた改善策や充実につながる方策についての意見を記述式で求めた。 ＜評価結果＞ 対象の5課題において、進捗状況については、2課題(「特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究」及び「肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究」)について、評価を担当した3人のうち1人以上の委員より「実施計画通りに進捗している(加えて特記すべき優れた点がある)」との評価が得られた。	＜根拠＞ 令和6年度に実施した重点課題研究4課題、障害種別特定研究1課題の計5課題について、内部評価及び外部評価を実施した。 外部評価において、中間評価対象課題5課題のうち、 <u>2課題において、評価を担当した3人のうち1人以上の委員より「実施計画通りに進捗している(加えて特記すべき優れた点がある)」との非常に高い評価が得られ、また、ほか3課題については、全ての課題において、「実施計画通りに進捗している」又は「概ね実施計画通りに進捗している」</u> との高い評価が得られたことは、最終年度に向けて十分な成果が期待できるとともに、中間評価として十分に目標を達成していると考えられる。	

	また、それ以外は、全ての課題において、「実施計画通りに進捗している」又は「概ね実施計画通りに進捗している」との評価であった。さらに、研究課題の意義、研究結果、研究結果の公表の状況や特記事項として、特に、次のような評価があった。 「特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究」 最終的なまとめに向けて、根拠となる具体的かつ詳細なデータが多く収集された。通常の学校への調査にも着手され、インクルーシブ教育システム構築に向けての教育課程編成の在り方に示唆を与えられることと期待する。 「多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実にに関する研究－通常の学級に在籍する子供の指導・支援に焦点を当てて－」 国が目指す「令和の日本型教育の構築」において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」につながる具体的、実証的な方向性を示す研究成果が期待されるものである。また、様々な教育的ニーズを有し学校で困難に直面している児童生徒、彼らの支援、指導に向き合う教職員の課題解決の一助となる研究である。 「共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－」 将来的には、令和５年度と令和６年度の研究成果を統合し整理された形で公表されることを期待したい。また、裏付けのある優れた学校実践・教育実践に関する研究成果が抽出できれば、世界に向けた発信も可能だと思われる。 また、次年度に向けた改善策や充実につながる方策については、特に、次のような意見があった。 「障害のある児童生徒のキャリア教育の充実にに関する研究」 教員が子どもたちの意思表示を“先回り”したり過剰に読み取ったりしてしまうケースが生じることも危惧される。子どもたちにとってよりよいキャリア・パスポートとなるよう、各学校が子どもたちの気持ちや意思表示を「正確」に捉えるためにどのよう	
--	---	--

	る評価の観点を設定した。内部評価・外部評価ともに、研究の進捗、研究成果の見込みについて十全な評価を行うとともに、研究の改善・充実のための方策について、各研究課題の研究目的や研究対象、目指す研究成果等に即した、より一層具体的な意見を求めるなど運用した。特に、中間評価（3月）については、これまで進捗状況の評価が中心であったが、評価票を改正し、その時点までの研究結果及び研究結果の公表の状況について、今後の見込みを含めて評価を行うこととし、次年度以降の研究の改善・充実につながるような評価を行った。 また、評価においては、定性的評価も行うため、記述による評価の記入を行う評価票を用いた。特に、研究の進捗状況の評価に関する判断の根拠や背景等を記述することや、中間評価時点までの研究結果及び研究結果の公表の状況、その他、研究の進め方等について優れている点等の特記事項の記述を求め、より具体的な指摘を得ることとし、研究の改善・充実に生かした。 <主務大臣指摘> 研究成果が国の政策立案・施策推進等や教育実践に寄与するよう、調査研究によって得られるアウトカムをより具体的に把握し、研究の質の向上を図ることが必要である。	<u>図り、評価が、令和7年度以降の研究活動や最終的な研究成果の充実に一層つながるものとなるよう工夫した。</u> 実際にこれまでに実施した中間評価における記述による評価が、調査対象の拡大、事例の提示等、研究の改善・充実につながったものと考ええる。 評価結果は、理事長がそれぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックするなど、<u>PDCAサイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。</u> <課題と対応> 主務大臣の指摘を踏まえ、研究成果の活用については、アウトカム評価の指標について検討する。 研究課題の評価における評価項目、評価方法については、その改善のため、他の独立行政法人等の評価システムを定期的に確認しつつ、研究の類型、研究課題の目的、評価時期等に相応しいものを採用するなど、評価システムの不断の充実に図る。	
--	--	--	--

注4）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載） 予算額と決算額の差が10%以上であるが、当初の計画に比べ効率的に執行したことが大きな要因である。

※評定に至った理由の定型文（評価基準 p16 より作成） →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：

（上記定型文のあとに） 自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：

（上記定型文のあとに） 自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、さらなる改善を期待したい。

自己評価 B→大臣評価 B の場合：

（上記 B 評定の定型文のあとに） 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成		
業務に関連する政策・施策	〇〇基本計画 政策目標〇 施策目標〇	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 ポストコロナ社会において、ICTを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講者の参加率	80%以上	—	113.3%	99.5%	100.2%	105.1%		予算額（千円）	250,015	233,096	227,438	236,731	
研修受講者の 研修修了後における指導的 役割の実現状況	80%以上	97.2%	98.6%	98.2%	98.9%	95.4%		決算額（千円）	215,860	230,032	209,830	206,199	

研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況	80%以上	—	91%	90.5%	91.2%	91.6%		経常費用（千円）	217,428	231,685	220,018	213,148	
講義配信の自治体の団体受講登録割合	中期目標期間終了までに、80%以上	—	44.7% （令和3年度計画値：40%以上）	53.2% （令和4年度計画値：50%以上）	72.3% （令和5年度計画値：60%以上）	89.4% （令和6年度計画値：80%以上）		経常利益（千円）	△1,121	2,584	△2,153	0	
講義配信の受講登録数	中期目標期間終了までに、8,000人以上	7,174人	11,012人 （令和3年度計画値：8000人以上）	13,476人 （令和4年度計画値：11,000人以上）	18,239人 （令和5年度計画値：14,000人以上）	21,765人 （令和6年度計画値：19,000人以上）		行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	
免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数	中期目標期間終了までに、4,000人以上	1,321人	1,336人 （令和3年度1,336（計画値：800人以上））	3,107人 （令和4年度1,771（計画値：800人以上））	5,414人 （令和5年度2,307（計画値：800人以上））	7,400人 （令和6年度1,986（計画値：800人以上））		行政コスト（千円）	217,812	231,685	220,018	213,148	
								従事人員数	15	16	15	15	

注1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注2）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注3）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	
(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上	＜主要な業務実績＞	＜評価＞ 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項等への対応も行っていることから、A 評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。		＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
＜主な定量的指標＞ ・受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上	【受講者参加率＜定量的指標＞】 研修の参加率については、特別支援教育専門研修では募集人員 210 名に対し研修受講者数は 203 名、参加率は 96.7%、インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会では募集人員 220 名に対し研修受講者数は 249 名、参加率は 113.2%となり、研修事業全体では 105.1%の参加率であった。	＜根拠＞ 深刻な教員不足などを背景に、教育現場等を一定期間離れて研修に参加することが難しい状況が生じている。特に、専門研修のように長期間（9 週間）にわたるものや、職場を離れて宿泊を伴う研修への派遣については消極的になる派遣元も少なくない。 このような厳しい状況下にあって、受講者参加率を維持・向上させるため、研修カリキュラムの見直しにあたって、 <u>本研究所の重点課題研究等の最新の研究成果を踏まえ、「学習指導要領を踏まえた特別支援教育の充実」や「地域におけるインクルーシブ教育の構築」「特別支援教育における AT、ICT の活用」等の講義の充実を図った。</u> また、 <u>各都道府県教育委員会等に対するニーズ調査及び受講者に対するアンケート等を踏まえた、改善を行うなど学校現場や教育委員会等にとってより魅力的な内容に</u>			
	ア 特別支援教育専門研修 インクルーシブ教育システムの実現に向け、各都道府県等の障害種別の教育の中核となる教職員を対象に、専門性や指導力の一層の向				

	上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める研修を年度計画どおり実施した。 (ア) 第一期（５月１３日～７月１２日） 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 63名 発達障害・情緒障害教育専修プログラム 56名 (特10、小32、中8、高5、義務1) 言語障害教育専修プログラム 7名（小7） (イ) 第二期（９月１０日～１１月１５日） 知的障害教育コース 80名 知的障害教育専修プログラム 80名（特75、小4、中1） (ウ) 第三期（１月８日～３月１４日） 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 60名 視覚障害教育専修プログラム 11名（特11） 聴覚障害教育専修プログラム 17名（特17） 肢体不自由教育専修プログラム 24名（特23、中1） 病弱教育専修プログラム 8名（特8） イ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会 特別支援教育政策上の課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した次の３つの研究協議会１）～３）を、来所とオンラインを併用して実施した。 (ア) 特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実を目指し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導・支援を行う上で必要な ICT 活用について、指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、教育支援機器等の活用に関する専門的知識を深め、各地域における指導・支援の充実を図ることを目的に、来所とオンデマンドを併用して実施した。	改善した。 また、<u>外部有識者の意見や教育委員会等のニーズも反映した研修の企画立案に努めたことで、結果的に、研修受講者の募集人員に占める割合（受講者の参加率）は、全体で 105.1%（目標値に対して 131.4%）であり、目標値を上回る参加率を達成し、特別支援教育に係る指導者の育成及び専門性の向上に貢献した。</u> さらに、各研修については、<u>主務大臣による指摘事項も踏まえ、その学校現場等への波及効果の把握に努めた。</u>受講前に設定した自己目標の達成状況や受講終了１年後の状況を把握したことで、<u>研修の質的向上につながっただけでなく、受講者・派遣元の研修に対する意識をいっそう高める効果もあった</u>と考える。自己目標の設定の例としては、「専門研修の報告として、講義、演習、研究協議等の活動において自分が学んだこと（全体）についての還元を校内にて行う。また、各障害種、言語認知発達の側面や授業づくりへのアプローチ等項目ごとに年間通して計画的に校内学習会等で学びや経験を広めていく」や「初任段階者研修や中堅者研修などの講師等の依頼があれば積極的に受諾し、専門研修で学んだ知識を基に広く地域への還元を行う」など、具体的で実践的な内容を掲げてもらっており、その結果として、研修終了１年後のアンケート結果においても、高い水準で研修成果が教育実践等に反映する結果につながっていると考える。 研修終了１年後アンケートの回答からは、様々な実態の子どもたちや保護者に関わるときに研修で学んだ専門的な知識が役立っており、いろいろな角度から子どものことを考えられるようになったなど研修受講による効果を感じる意見があった。また、専門研修の受講生が受講	
--	--	--	--

	(期日) a. オンデマンドでの関連資料及び動画の提供 令和6年7月18日(木)～8月31日(土) b. 集合型研修 令和6年7月25日(木)～7月26日(金) (受講者数) ・募集人員70名に対し、受講者数は78名であった。 ・募集人員に対する参加率は111.4%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は98.7%であった。 (イ) 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等において高等学校における通級による指導に関わる体制整備や校内体制を推進する指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域の高等学校における通級による指導の充実を図ることを目的に、来所とオンデマンドを併用して実施予定であった。しかし、台風10号の接近・上陸に伴い、8月28日(水)～31日(土)にかけて、広い範囲で交通機関の乱れが予想され、鉄道各社や航空各社においては、計画運休が行われる見通しであったため、集合型研修を急遽オンラインで実施することに変更した。 (期日) a. オンデマンドでの関連資料及び動画の提供 令和6年8月23日(金)～9月27日(金) b. 集合型研修(台風のためオンラインに変更して実施) 令和6年8月29日(木)～8月30日(金) (受講者数) ・募集人員70名に対し、受講者数81名であった。 ・募集人員に対する参加率は115.7%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は100%であった。	した講義に関する校内研修を企画して実施したり、教育委員会主催の研修会において講師を務めたりするなど、研修の成果が具体的な対応をもって学校や自治体に還元されていることがうかがえ、<u>研修を通して全国で特別支援教育の推進の中核的役割を担う指導者の育成及び専門性の向上に貢献した</u>と考えている。	
--	---	---	--

	なお、急遽台風への対応を求められたが、開催方法を変更するなど柔軟な対応をとることで、実施内容を変更せずに対応できた。 (ウ) 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等において障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進を図ることを目的に、オンラインとオンデマンドを併用して実施した。 (期日) a. オンデマンドでの関連資料及び動画の提供 令和6年11月20日(水)～12月25日(水) b. オンライン会議システム(Zoom)を使用した研究協議会 令和6年11月27日(水) (受講者数) ・募集人員80名に対し、受講者数は90名であった。 ・募集人員に対する参加率は112.5%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は100%であった。 ウ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会について 全国特別支援学校長会と連携して、特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等の寄宿舎指導員による実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実に図ることを目的に、オンデマンド及び集合型研修を併用して実施した。また、集合型研修のうち基調講演及び実践発表をオンライン配信した。 (期日) a. オンデマンドでの関連資料の提供 令和6年8月19日(月)～8月30日(金)		
--	--	--	--

	b. オンライン会議システム（Zoom）を使用した研究協議会 令和6年8月23日（金） （受講者数） ・募集人員50名に対し、受講者数は49名（39都道府県、1国立大学法人）であった。 ・募集人員に対する参加率は98%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は100%であった。 エ 発達障害教育実践セミナーについて 文部科学省における「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」及び、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の協議内容等も踏まえ、教師の人材育成を担う都道府県・指定都市の教育委員会及び教育センターの研修担当の指導主事等を対象とし、通常の学級における発達障害教育の充実に向けた人材育成に関する取組の推進に寄与することを目的として実施した。 （期日） 令和7年1月30日（木）（Zoom、YouTubeによる配信） （テーマ） 通常の学級における発達障害教育の充実に向けた展望と人材育成 （参加機関数） ・募集定員70名に対し、全国の都道府県・政令指定都市教育委員会及び教育センター等からZoomで116件、YouTubeライブ配信で126件の接続があった。 ・実施後のアンケートでは、本セミナーが有意義であったとする肯定的な評価は98.6%で「本県でも管理職への研修が課題であり、資料やパネルディスカッションが参考になった。」「管理職のためのハンドブック作成や研修の取組の紹介が参考になった。」「管理職と教育委員会の役割が具体的に示されて今後活かせる内容だった。		
--	--	--	--

＜主な定量的指標＞ ・研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上 ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上	た」等の肯定的な意見を多く得て、各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上に寄与した。 【受講者の指導的役割実現状況＜定量的指標＞】 ア 教育委員会等や受講者に対するアンケート調査 （ア）特別支援教育専門研修 特別支援教育専門研修の研修修了1年後を目途に、研修受講後の受講者の各地域等における指導的役割の実現状況の把握を目的に、アンケート調査を行った。令和5年度特別支援教育専門研修受講者について、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は95.4%、研修成果を教育実践等に反映できていると考える所属長（学校長等）は98.9%、研修成果を教育実践等に反映できていると考える研修修了者本人は99.4%であった。 また、令和6年度特別支援教育専門研修受講者の研修修了直後における自己目標の実現状況（「十分に達成できたと思う」、「達成できたと思う」のいずれかに回答した割合）は、第一期は82.5%、第二期は95%、第三期は96.7%、全体では91.6%であった。さらに同アンケートの「研修プログラムが指導者養成研修として適切であるかどうか」という問いについて、「とても適切である」又は「適切である」と回答した割合は、第一期は100%、第二期は100%、第三期は98.3%であり、適切であるという回答をいただいた。 （イ）インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会及び交流及び共同学習推進指導者研究協議会）について、各研究協議会受講者、受講者の所属長及び受講者の任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後アンケート調査を実施した。		
--	--	--	--

＜その他の指標＞ ・ 国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながらPDCA サイクルと十分に機能させる取組を行ったか。	その結果、3つの研究協議会全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者（「とてもそう思う」、「そう思う」のいずれかに回答した割合）は96.9%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長（「とてもそう思う」、「そう思う」のいずれかに回答した割合）は98.7%、受講者が指導的役割を実現できていると考える教育委員会（「とてもそう思う」、「そう思う」のいずれかに回答した割合）は96.4%であった。 【国の動向や社会情勢、教育委員会・受講者等の意見を踏まえた研修の実施＜その他の指標＞】 ア 国の動向や社会情勢を踏まえた研修の実施 （ア）「研修指針」に基づく研修の実施 当研究所の研修は、第5期中期計画に沿って、研修の背景・必要性、研修の基本方針や実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定（令和3年4月）し、この「研修指針」に基づき、指導者の専門性の向上、教員の資質向上に関わる支援を実施している。 また、実施方法については、新型コロナウイルスの感染拡大及びそれを契機とした ICT 活用の普及状況を踏まえ、随時柔軟に見直しながら取り組んだ。 （イ）国の政策動向等を踏まえた対応 特別支援教育専門研修及び各研究協議会においては、全ての研修において「令和の日本型学校教育」の実現、GIGA スクール構想など、特別支援教育を含む初等中等教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した内容となるようカリキュラムの見直しを図った。 （主な改善例） ・特別支援教育専門研修の「各障害種教育論」等の共通講義において、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを踏まえて、内容の見直しを行なった他、当研究所の研究成果や国の政策動向等、最新の		
---	--	--	--

	調査結果を取り入れるなど、講義内容について随時見直しを行った。 ・GIGA スクール構想を踏まえた ICT の活用に関しては、ICT 活用に関わる指導者研究協議会において、クラウドサービスを用いた情報共有ツールを研究協議の中に取り入れるなどの充実を図った。 また、特別支援教育専門研修において、共通講義及び専門講義において、ICT 活用実践演習室を活用した講義・演習など、ICT 活用に関する内容を扱う講義・演習を充実した。 イ 教育委員会・受講者等の意見を踏まえた対応 また、最新の研究成果を講義に取り入れる他、各都道府県教育委員会等に対するニーズ調査及び受講者に対する修了直後のアンケート等を踏まえ、研修の実施を担当した研究職員による検討会を実施し、翌年度以降の研修に反映させることとしている。 (主な改善例) ・受講者が指導者として活躍できるよう、共通講義「研修の企画・運営の方法」において、グループ協議を行った上で自己目標を考えさせるなど、協議・演習の構成を工夫した。また、研修終了時の「研修のまとめ」において、設定した自己目標に対する評価を行い、今後の課題を整理したり、研修成果の具体的な還元方法（アクションプラン）を考え、スクールリーダーとしての役割を意識づけたりする内容を工夫して実施した。 ・教育データの利活用や調査研究及び校内研究の推進などに必要な研究・分析能力の向上を図ることを目的とした講義は、集合研修期間中に設定し、学校現場での実地的なデータ活用という視点から、ディスカッションをしながら理解を深めるよう工夫した。 ウ 集合とオンラインのベストミックスの検討 特別支援教育専門研修の目的にあるように、障害種別のスクールリ		
--	--	--	--

<その他の指標> ・研修の効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携についての検討をしたか。	ーダーの専門性向上に関する資質として、学校内で取り組む実践研究を推進する力が求められる。校内における実践研究を推進するに当たって、最新の研究成果・知見を研修に反映することや、より確かなエビデンスに基づいて教育課題を解決し、教育効果を高めることが重要になる。 ポストコロナ社会における ICT の活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方について検討を進め、当研究所の強みを生かした研修体系を構築することが必要である。そのため、当研究所のリソースを活用した研修や近隣の研究機関・関係機関の協力を得て実施する研修等、他の研修施設で行う研修では得られない研修効果が上がるもの（「ラボ型研修」）を検討し、実施していくこととしている。令和6年度は、さらにラボ型研修の充実を図るため、集合・宿泊研修期間を令和5年度から1週間増やし、4週間として実施した。 ラボ型研修として想定している活動は、専門講義を中心として実施することとなるが、各障害種の専修プログラムでの検討の他、共通講義においても研究力の向上に関する講義を設けるなど、各内容相互の関連を重視しながら、第5期中期目標期間におけるカリキュラム編成基準を検討し、内容面の充実を図ることとした。 【他法人との連携<その他の指標>】 ○ 国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について 教職員支援機構との共催として、「共生社会を実現する教育研究セミナー」を実施した。検討会議では、セミナーの目的や受講対象者を踏まえて必要な講義や演習、取組事例、講師候補等について検討した。また、教職員支援機構が実施する教職員等中央研修におけるインクルーシブ教育の推進に関する講義について、当研究所から講師を派遣するなどの連携を行った。		
--	--	--	--

		また、基幹事業に加えて、他の３法人との連携による関連の取組としては、「新規採用職員研修」や「SNS・ソーシャルメディアを利用した広報力向上研修」「独立行政法人制度研修」について、４つの独立行政法人が連携・協働した形で、集合及びオンラインにより実施した。	
(2)各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援	<主要な業務実績>		
<主な定量的指標>	【講義コンテンツの充実及び講義配信の受講登録状況<定量的指標、その他の指標、評価の視点>】	<根拠>	
・講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに都道府県の80%以上（令和6年度計画値：80%以上）	ア 講義コンテンツの充実	深刻な教員不足が続く一方で、特別支援教育の対象となる児童生徒数は伸び続け、通常の学級を含む全ての学びの場において特別支援教育に係る知識や対応が求められている。このような状況下では、学校現場におけるOJTは難しく、また、日々業務に追われる教師にとって研修の受講や自主的な勉強に割ける時間は限られている。さらに、これまでの各自の経験や専門に応じてそれぞれのニーズにもばらつきが生じている。	
・講義配信の受講登録数中期目標期間終了までに8,000人以上（令和6年度計画値:19,000人以上）	都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」を運用している。配信する講義コンテンツは、「特別支援教育全般」、「障害種別の専門性」、「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」の三つに分類し、さらに「特別支援教育全般」では、インクルーシブ教育システム関連、各学びの場における教育、役割と連携等に細分類して提供しているほか、受講者のニーズに合わせて活用いただけるよう、複数の講義コンテンツを職能や校種別等に応じてパッケージ化した研修プログラムとして提案したりするなど、利便性向上のために随時改善を図っている。	こうした現状にあって、 <u>自分の好きな時間に、自分の視聴したい講義を選んで学習することができるオンライン学習コンテンツ（NISE 学びラボ）の提供は、教師一人一人の学びを支える重要なツールとなっている。</u> 加えて、教育委員会や学校の研修にも活用いただけることで、 <u>研修の企画・立案の支援及び全国的な質の担保にもつながっている</u> と考える。	
<その他の指標>	令和6年度は、「NISE 学びラボ」等の活用なども含め、今後のオンライン研修の充実を図ることを目的にした情報交換会を開催するとともに、既存コンテンツの内容を最新情報に更新するなど、計画的な整備を図った。	コンテンツの充実としては、学習指導要領や国の有識者会議の報告の内容など、国の動向を踏まえた対応に加え、主務大臣の指摘や教育委員会等の利用者の声も踏ま	
・講義コンテンツについての計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信を行ったか。また、利用者のアンケート調査等を基に内容及び運用の改善を図ったか	<令和6年度末現在のコンテンツ数>		
	・特別支援教育全般：52 コンテンツ		

<評価の視点> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	・障害種別の専門性：94 コンテンツ ・通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導：28 コンテンツ 計 174 コンテンツ イ 登録者数の増加 インターネットによる講義配信について、「個人利用リーフレット」「団体利用リーフレット」「これから教員になる人」等のリーフレットを各教育委員会及び教育センター等に配布するとともに、当研究所のメールマガジン、LINE への掲載、学校教育関係雑誌への積極的な投稿を行うなど幅広く広報を行った。 また、当研究所の職員が出張する際に当研究所の広報資料を普及することとしており、NISE 学びラボや免許法認定通信教育の広報資料を配布する取組を行っている。 さらに、各都道府県教育委員会及び教育センターを対象としたアンケート調査結果や研修の実施形態・研修評価の考え方、「NISE 学びラボ」の活用事例、集合研修・演習での活用等、今後のオンライン研修の充実を図ることを目的に、各都道府県教育委員会及び教育センターとの情報交換会を開催した。 これらの取組の結果、令和 6 年度（令和 7 年 3 月末時点）は、登録者数 21,765 人となり、令和 6 年度の目標を達成した。また都道府県の教育委員会、教育センターの登録も 42（89.4%）となり、目標を達成した。 なお、NISE 学びラボの活用については、有識者からの意見を踏まえ、高等学校向けのコンテンツの充実を図りつつ、全国定時制・通信制高等学校長会や全国高等学校長協会特別支援学校部会等において広報を行い、周知を図った。また、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会において、「NISE 学びラボ」について PR し、個人登録を促した。その結果、高校教員の講義配信登録者数が、令和 5 年度末時点の 613 人から、令和 6 年度末時点では 719 人（106 人増）に増加し	え、動画時間の短縮化や理解度チェックリストの付加を進めたり、教員養成指標と関連付けたコンテンツの整理やパッケージ化した研修プログラムの提案を行うなど、改善・工夫を図った。また、インターネットによる講義配信のリーフレット・研修の手引きを各教育委員会、教育センター等に配布し、情報交換会などを開催するとともに、当研究所のメールマガジン、LINE などへも掲載し幅広く広報を行った。その結果として、教員の資質向上支援については、すでに中期目標の指標である 8,000 人以上を達成し、さらに令和 6 年度計画では 19,000 人の登録者数を計画したところ、これに対し、<u>講義配信登録者数が 21,765 人</u>となり、高いレベルで目標を達成した（<u>目標値に対して 114.6%</u>）。 <u>また、自治体(都道府県)登録数は 42</u>（令和 6 年度目標値 80%以上の都道府県で登録に対して、<u>登録率 89.4%</u>）となり、高いレベルで目標値を達成した（<u>目標値に対して 111.8%</u>）。	
---	--	--	--

	た。また、高等学校の団体登録者数についても、令和5年度末時点の33団体から令和6年度末時点では49団体に増加した。 <有識者意見> 高校教員の受講やアクセスについてはまだまだ少ないと見受けられ、活用度を上げることは課題である。 【教員育成指標と NISE 学びのアシスト<評価の視点>】 主務大臣の指摘事項を踏まえ、当研究所では、①教員育成指標に応じた学習コンテンツの整理及び充実、②各段階に求められる資質能力の自己評価ツールの開発、③活用事例を含めた「研修の手引き」の作成などを、総合的、有機的に行い、教師の学びを支援する「NISE 学びのアシスト」の取組を進めている。 <主務大臣指摘> ・教員育成指標の内容等と研究所が開発している学習コンテンツの関連付けを整理し、それに沿って質の高い学習コンテンツを継続的・計画的に作成・提供すること。また、教師が自己の専門性の状況を確認できるツールの開発について検討を進めること ・活用事例を含めた研修の手引きを作成すること 「新たな教師の学びの姿」として、個別最適な学びの実現のみならず、協働的な学びを実現していくことが必要である。そこで、講義コンテンツの充実の取組として、新たに集合研修・演習で活用できるコンテンツの作成や活用方法を提案するとともに、<u>これまでのコンテンツのうち93コンテンツについて内容の更新を行った</u>。また「学びのアシスト」の一環として実装した「理解度チェックテスト」について14コンテンツの見直しも実施した。更に映像講義に関しては、受講者の音声の聞き取りやすさや、メンテナンスの効率化なども考慮し、174コンテンツ		
--	---	--	--

<主な定量的指標> ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数中期目標期間終了までに4,000人以上（令和6年度計画値：800人以上） <評価の視点> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	ツのうち27コンテンツについて自動音声を使用した講義を実装した。 令和5年度に作成した「研修の手引き」も活用しながら各都道府県教育委員会及び教育センターとの情報交換も開催し、今後のオンライン研修の充実に向けた取り組みも実施している。 また、この取組については、教職員支援機構が運営を予定している「教員研修プラットフォーム」の取組とも連携することとしており、当研究所側では、平成28年4月以降に作成した比較的新しい97コンテンツについて、コンテンツごとに「理解度チェックテスト」を付加するなど、準備を計画的に進め、合計3研修プログラム（計18コンテンツ）の登録を行った。 【単位取得者数<定量的指標、評価の視点>】 ○免許法認定通信教育及び免許法認定講習 令和6年度は、以下を開設した。 前期（令和6年5月～9月） 「視覚障害児の心理・生理及び病理」（1単位） 「聴覚障害児の心理・生理及び病理」（1単位） 後期（令和6年9月～令和7年2月） 「視覚障害児の教育課程及び指導法」（1単位） 「聴覚障害児の教育課程及び指導法」（1単位） 免許法認定通信教育の実施の運営に当たっては、主務大臣の指摘を踏まえ、受講者の利便性を考慮した運営を行っている。例えば、講義の実施をオンデマンド配信にすることで、受講者の都合のよいタイミングで受講を可能としていることや、単位認定試験の実施に際しては、全ての都道府県において試験会場を設置し、受講者の居住地・勤務地にかかわらず域内の場所で受験することができることとしている。 令和6年度、単位認定試験は、前期については令和6年9月8日（日）、後期については令和7年2月2日（日）にそれぞれ全国47会場	特別支援教育における長年の課題の一つとなっている免許保有率の向上については、<u>大学や教育委員会の実施のみに任せては補えない視覚障害領域、聴覚障害領域について、免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施した。</u>特に免許法認定通信教育については、限られた人員で教材や試験問題の作成、受験者に対する配慮事項の検討や会場設置に係る調整などを毎年度計画通りに確実に遂行し、令和6年度の免許法認定通信教育及び免許法認定講習による<u>単位取得者数は年度計画の800人を大幅に超える1,986人であり、目標を高い水準で達成した（計画値に対して248.3%）。</u>また、<u>令和6年度末までの累計を見ても、目標を大きく上回る7,400名の単位取得者を出す結果につながった。</u>このことは、<u>特別支援教育に関するナショナルセンターとして、国が目指す免許保有率100%の達成に寄与するものである。</u>	
--	---	---	--

	で実施し、単位取得者は計 1,935 人となった。これにより、特別支援教育専門研修における免許法認定講習での単位取得者の 51 人と合わせ、単位取得者の合計は 1,986 人となった。令和 3 年度からの累計は 7,400 人となり、目標を大きく上回っている。 令和 6 年度においても、受講者の利便性向上のため、受験者が存在する都道府県の全てに試験会場を設置した。また単位認定試験の実施に当たり、試験当日の検温は行わず手指消毒も任意としているが、試験官はマスクの着用を必須とし、受講者についても推奨という形でマスクの着用をお願いしている。さらに、障害のある受験者に対しては、以下のような配慮を試験の際に行った。 <視覚障害のある者への配慮の例> ・文字を拡大した問題用紙へのチェックによる解答 ・ルーペの持参及び使用 ・試験時間の延長（1.3 倍（弱視）1.5 倍（盲）） ・別室での受験を可能とする <聴覚障害のある者への配慮の例> ・試験室内の前列に座席を設ける ・注意事項等の説明をメモにより伝達する ・試験開始と試験終了の合図を、近くで手で指し示して行う ・補聴器・人工内耳の装用を許可する なお、国の方針である特別支援学校教諭免許状保有率向上に寄与すべく、令和 5 年度から放送大学との連携により、視覚障害領域及び聴覚障害領域の特別支援学校教諭免許状取得に係る広報チラシを作成し、全国の小・中・高等学校、特別支援学校、都道府県・市区町村教育委員会に対して、令和 6 年度の開講科目に関する教員向けのチラシを発送することで周知活動の強化を図った。その結果、令和 6 年度前期では 500 名、同後期では 916 名と受講者数が増加し、前期視覚障領域単位取得者数 303 名、前期聴覚障領域単位取得者数 320 名、後期視覚障領域		
--	--	--	--

		単位取得者数 651 名、後期聴覚障領域単位取得者数 661 名の結果を得ることができた。令和 6 年度には、引き続き放送大学と連携した受講啓発パンフレット（令和 7 年度受講用）を作成し、各教育委員会や学校等に広く周知するとともに、学校教育関係雑誌への積極的な投稿を行った。		
--	--	--	--	--

注 4）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載） 予算額と決算額の差が 10%以上であるが、研修事業に従事する人員数の減少があったことが大きな要因である。

※評定に至った理由の定型文（評価基準 p16 より作成） →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：

（上記定型文のあとに） 自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：

（上記定型文のあとに） 自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、さらなる改善を期待したい。

自己評価 B→大臣評価 B の場合：

（上記 B 評定の定型文のあとに） 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援		
業務に関連する政策・施策	〇〇基本計画 政策目標〇 施策目標〇	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシート の番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		令和3 年度	令和4年度	令和5年度	令和6 年度	令和7 年度
当研究所のホームページ訪問者数	年間75万 以上	—	860,363	927,887	902,780	1,078,520		予算額（千円）	296,384	243,938	238,016	247,742	
発達障害推進センターWebサイト訪問者数	年間10万 件以上	—	215,700 件	323,595 件	316,530 件	400,656 件		決算額（千円）	265,737	262,280	256,022	284,217	
動向把握、情報発信した国数	7か国以上	—	7か国	8か国	8か国	8か国		経常費用（千円）	267,909	263,738	264,838	294,499	

地域の課題解決に向けた取組の実施件数	中期目標期間中に30件以上	—	13件（令和3年度13件（計画値：6件以上））	26件（令和4年度13件（計画値：6件以上））	42件（令和5年度16件（計画値：10件以上））	57件（令和6年度15件（計画値：10件以上））		経常利益（千円）	454	△349	2,792	0	
都道府県・市町村からの相談支援についての有意義度	80%以上	80%	100%	100%	100%	100%		行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	
インクルーシブ教育システム構築支援データベース事例のダウンロード件数	毎年2万5千件	毎年2万5千件	22,459件	25,102件	80,335件	118,917件（令和6年度計画値：5万件以上）		行政コスト（千円）	267,877	263,738	264,838	294,499	
日本人学校への情報提供回数	年15回程度	—	年15回	年15回	年17回	年17回		従事人員数	17	16	17	20	

注1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注2）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注3）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
(1) 特別支援教育に関する情報発信	< 主要な業務実績 >	< 評価 > 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項等への対応も行っていることから、A 評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。	< 評価に至った理由 > < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > < その他事項 >	
< 主な定量的指標 > ・ 研究所のホームページの訪問者件数、毎年度、年間 75 万件以上 ・ 発達障害教育推進センターの Web サイトの訪問者数、年間 10 万件以上	【各種ホームページの訪問者数< 主な定量的指標、評価の視点 >】 以下の取組みにより、当研究所のホームページへの訪問者数は、令和 6 年度中で 1,078,520 件（目標値に対して 143.8%）であった。また、発達障害教育推進センターの Web サイトの訪問者数は、令和 6 年度中で 400,656 件（目標値に対して 400.7%）であった。いずれも目標値を上回った。 ア ホームページの整備・充実 ホームページの整備・充実への対応として、以下の取組を行った。 ・ 当研究所のホームページについて、特別支援教育に初めて関わる教師向けのコンテンツを整備した。また、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意した。 ・ 研究成果、刊行物については SNS で発信するとともに、ホームページ上へのスライダー掲載を行い、成果物にスムーズにアクセスで	< 根拠 > 研究所としては、 ・ SNS を併用した最新の情報発信 ・ 活用したくなる魅力ある成果物やコンテンツの作成・発信 ・ 研究所主催事業や講師派遣の機会を活用した研究所の広報 ・ ホームページの有用度調査や幅広いステークホルダーを含む検討会議の場を通じた意見収集 ・ 校長会等関係団体や研究協力校などとの日頃のやりとりを通じた意見収集 等、様々な取組を通じて情報収集・発信に努めており、結果として目標値を大きく上回る、研究所創設以来最高の訪問者数の獲得に至ったと考える。 特に、発達障害教育推進センターの Web サイトに関し		

＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	きるよう留意した。 ・ホームページのうち、子供向けの内容を発信している「とくそうけんキッズルーム」において、新たな動画を追加した。 ・研究所公開、研究所セミナー等への参加申込みをホームページから行えるよう、参加申込フォームを活用することとし、また、参加者が事前にセミナー等の資料を閲覧できるようにホームページに掲載し、参加者の利便性を確保する工夫を行った。 また、ホームページの有用度、利用状況を把握するため、以下の取組を行い、収集した情報について、研究所内の会議において共有し、各部署が情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとなるよう整備を進めた。 ・有用度に関する関係団体への聞き取り（全国国公立幼稚園・こども園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長会、教育委員会及び特別支援教育センター等 10 カ所）を実施し、令和 6 年度におけるホームページの運用・改善の参考とした。 ・令和 4 年度に実施した有用度調査（特別支援教育推進連盟や全国連合小学校長会、日本自閉症協会等関係団体等、14 カ所を対象にした調査）の結果を参考に、発信する対象を考慮し、情報内容に応じてコンテンツを体系的・階層的に整理した。 イ 発達障害教育に関する理解啓発活動 発達障害教育推進センター（以下、発達センター）の Web サイトの既存の内容を見直し、特別支援教育の基礎基本となる内容を追加修正して、通常の学級を指導する教員が理解しやすいように改善した。それらの取組により、発達センターの Web サイトの訪問者数は、先述の通り、年間 400,656 件となり、目標として掲げた 10 万件の指標を大きく上回り、初めて年間 40 万件を超えた。当研究所の取組が Web サイトの	ては、<u>文部科学省の調査結果</u>（通常の学級で学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合が小・中学校で 8.8%）<u>や主務大臣の指摘等を踏まえ、特に通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導・支援を担当する教師に焦点を当て、内容の充実を図るとともに、検討会議を通じて、教育関係者、福祉関係者、保護者など幅広いステークホルダーから意見を収集し、ページ改善案の整理を進めた。</u> 今後、研究所ホームページ及び発達センター Web サイトについて、令和 7 年度にこれまでの検討を踏まえたリニューアルを予定しており、その周知と合わせて更なる訪問者の増につながると考える。	
---	---	---	--

	訪問者数の増加に反映されている一方で、主務大臣や有識者より通常の学級を指導する教員に向けた情報発信をさらに検討すべきとの指摘も受けている。その指摘を踏まえ、令和6年度も前年度に続き外部有識者による「発達障害等の情報提供にかかる検討会議」を設け年5回開催し、多様な立場からWebサイトの改善についての意見をいただき、令和7年度に行う計画となっているWebサイトのリニューアルに向けた具体的な方向性をまとめた。 <主務大臣指摘> (R3 年度実績評価時) 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒のみならず、通常学級に在籍する児童生徒に対する教育や支援に関する情報発信を充実させること。 <有識者の指摘> (R5 年度実績評価時) これだけ有益な情報や学びのコンテンツを有する特総研について知らない教員が多く、あらゆる層の教員にどのように活用を促進するかは大きな課題である。 統計的に見ても高等学校教員による認知度が低い。 また、発達センターのWebサイトと相互リンクが貼られている国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと共同で運営している「発達障害ナビポータル」(令和3年開設)について、継続して充実と改善を図った。発信内容としては、文部科学省、厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター発達情報・支援センター、発達センターの合同で開催している「発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議」の収録映像の公開、発達障害のある本人やその家族向けの情報検索ツール「ココみて (KOKOMITE)」における医療機関情報の公開や、「発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット」について「やさしい日本語」を含む25の言語による公開など、通常の学級に在籍する発達障害児の指導・支援の情報提供の強化を中心に多様なニーズに対応した内容の充実を図った。	
--	--	--

＜その他の指標＞ ・関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行ったか。 ・当研究所の存在や活動内容等について、学校や、各種団体等、多方面に周知し、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組んだか。 ・研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高いICTツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、ガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進したか。	【戦略的・総合的な情報収集及び情報提供＜その他の指標＞】 ア 戦略的な広報の推進・情報の計画的収集 年度当初に立案した広報戦略計画に沿って、戦略的・総合的に、関係機関を対象に情報収集及び情報提供を実施した。特に、令和6年度には有用度に関する関係団体への聞き取り（特別支援教育推進連盟や全国国公立幼稚園・こども園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長会、教育委員会及び特別支援教育センター等、10カ所を対象）を実施し、令和6年度における情報提供の参考とした。具体的には、「自治体と協力して教員のPCにダウンロードできるような工夫」、「全国教育委員会の特別支援教育に係る情報の集約」、「幼児教育の大会等での情報共有」等の意見を参考にし、情報提供を実施した。 このほか、以下の通り、関係機関や様々な機会を通じて情報収集に努めた。 ＜全国特別支援学校長会や全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会等＞ 校長会等に対しては、 ・当研究所での実施が望まれる研究課題や研修等のニーズについての情報収集 ・障害種別等の研究班・チームによる研究に関する情報収集 ・全国大会等への参加による情報収集 （第60回全国特別支援学校長研究大会、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会研究協議会等） ・各校長会が実施する全国調査への協力を踏まえ、全国の小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室設置学校長から教育現場や学校経営上の現状と課題についての情報収集 ・学校の研究紀要、教育委員会や教育センターが発行する資料、インターネットや文献検索等による情報収集 を実施した。このほか、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長	研究所では、研究所の認知度向上及び、成果物やコンテンツの周知・活用の促進を図るため、あらゆる機会を捉えて積極的な広報に努めてきた。具体的には、以下の通り。 研究所の最新の研究成果や進捗状況について担当部署（情報・支援部）において把握・集約しておき、<u>校長会や関係機関・関係団体のニーズに合わせ、いつでも的確な情報発信ができるように日頃から準備をしていた。</u> 同時に、日本特殊教育学会や日本LD学会をはじめとする関連学会の大会参加によって得られる情報や論文発表等の情報をフォローし、研究所で共有したことを関係団体等の会議等を通して必要に応じて発信を行い、各団体等の活動に貢献した。また、自治体が実施する教職員の研修会にも可能な限り出向き、情報発信に努めた（令和6年度：13自治体の研修に参加）。対面で、直接小・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校の教員に研究所コンテンツや成果物を具体的に紹介することにより、活用につなげた。令和6年度の新たな取組の例として、早期からの特別支援教育の充実に向けて、地域差がないように取り組むことが重要であるとの認識から、幼児教育の全国大会（愛媛大会）で情報提供を実施した。全国大会の会場ロビーにて、園長を中心とする参加者と対面で相談を受けるブースを設け、研究所の各種指導資料や研究動向について意見交換を行い、全国の幼稚園・こども園等の園長に対する経営面の資質向上に貢献できた。 このように、<u>様々な機会を捉えて、情報収集だけでなく積極的な情報発信に取り組んだことで、研究所のプレゼンスの向上につながる一定の成果があった</u>と考える。 さらに、令和6年9月から開設したXの効果は大きく、	
--	--	---	--

	協会と協働して、全国の設置学校長より情報を収集し、初めて特別支援学級及び通級指導教室の設置校の校長に向けた書籍を作成し、令和8年2月に発行予定である。 さらに、令和7年2月から3月にかけて、第6期中期目標・中期計画策定に向けて、全国特別支援学校長会、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会、全国国公立幼稚園・こども園長会、全国連合小学校校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会特別支援学校部会を代表する複数の幹部から、各会1時間程度にわたりオンラインでのヒアリングを実施し、研究所へのニーズの把握に努めた。 <全国特別支援教育センター協議会> 令和6年度全国特別支援教育センター協議会について、開催自治体の愛知県と連携し、「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のさらなる推進 一つながりを大切にした特別支援教育を目指して」をテーマに開催した。全国52地域の特別支援教育センターや教育委員会事務局の指導主事等（64名会場参加、オンライン参加2日間延べ183名）が参加した。各センター等が地域で取り組んでいる研究活動等についての4テーマ（①教育相談②研修③調査・研究④管理・運営）からなる課題別協議を実施し、各地域のセンター等の現状や地域ごとの情報収集を行い、各センター間のつながりを深めることができた。 <学会、文献調査等> 特別支援教育に関連する学術的研究の情報も収集した。具体的には、日本特殊教育学会や日本LD学会など各種学会に研究職員が参加し学術的な情報収集を行うとともに、国際学会への参加、アメリカにおける盲ろう教育の取組の視察を通して、海外の専門家等とのつながり、ネットワークを構築するとともに、最新の研究動向を収集することができた。さらに、外務省大臣官房人事課子女教育相談室主催の定例会に参加し、大学教授より、特別支援教育対象児を含めた帰国子女の帰国後の変容や教育的課題についての情報等も収集した。	Xの投稿後に研究所リーフレット等のダウンロード数について数百単位の飛躍的な増加が見られ、高い効果があることが確認できた。また、投稿後にフォロワー数が著しく増える傾向があることから、<u>ステークホルダーへの周知だけではなく、これまで繋がりのなかった層を含め広く国民一般に対して届いていることが推察され、共生社会の実現に向けた理解啓発等、広報活動の広がりが大いに期待できる。</u>	
--	---	---	--

	イ SNS 等を活用した研究成果等の情報提供・現場での活用促進 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、校長会・関係機関・関係団体事務局等を通して発信し、幅広い情報提供を行った。 従来からのホームページ、YouTube（NISE チャンネル）、LINE（月 3 ～ 4 回）、メールマガジン（月 1 回）を活用して、積極的な情報の発信、提供を行ったことに加え、令和 6 年 9 月からは、X 公式アカウント（月 4 ～ 5 回）を開設し、幅広く広報活動を展開した。 また、関係機関と協力した活用促進として、 ・全国教育研究所連盟（加盟機関は市区町村立や民間研究機関を含む全国約 170 機関）のメールマガジンを通じた情報提供 ・教育委員会等が主催の特別支援教育関連研修事業において、説明時間を頂戴しての特別支援教育リーフ等研究所成果物の紹介（対面では神奈川県教育委員会等 15 か所、オンライン・オンデマンドでは島根県教育委員会等 5 か所で実施。） ・教育委員会の指導主事等による研究所のコンテンツや研究成果物についての広報活動を、教育委員会に対して依頼（北海道教育庁、埼玉県教育委員会、相模原市教育委員会、大阪府教育委員会、広島県教育委員会） ・東京都、兵庫県、滋賀県、横浜市等の特別支援学級及び通級指導教室設置学校長協会に所属する学校長に対して当研究所のコンテンツの具体的な活用方法等について情報提供 等にも取り組んだ。 ウ 研究成果の公表・普及 当研究所の研究成果については、当研究所の研究成果については、研究者をはじめ、教育委員会や学校の教員等の多様な利用者による活用を想定して、研究成果報告書、サマリー集、調査報告書、研究紀要、特	研究成果の公表・普及に関しては、<u>主務大臣指摘を踏まえて、効果的な成果物と広報資料の作成力向上のため</u> <u>の所内講習を行った</u>。その結果、Canva の活用によりチラシ作成等の作業時間が短縮されただけでなく、<u>研究成</u>	
--	--	---	--

	総研ジャーナル、NISE 研究レポート、各種リーフレット類、ガイドブック、事例集等、様々な用途に応じた形式のものを作成し、それらをホームページで公開し、ダウンロードして活用できるようにした。 コンテンツのうち、小・中学校等で初めて特別支援学級や通級による指導を担当する教員や、特別支援教育について学ぶ機会がなかなか得られなかった教員を対象とした「特別支援教育リーフ」については、令和6年度は、予定数の8種類よりも多く10種類刊行することができた。また、研究所における研究活動等の諸活動に関する情報や特別支援教育に関する情報について、特総研ジャーナルと英語版のNISE Bulletinを、所内から未発表論文を募集して審査の上編纂した研究紀要を刊行した。 ・研究所ジャーナル第13号（R6.4）、NISE Bulletin vol.23（R6.8）には、令和5年度の当研究所における研究活動及び事業等の諸活動に関する取組実績や特別支援教育に関する情報を掲載 ・研究紀要第52巻（R7.3）には、原著論文1点、事例報告1点、研究展望1点、調査資料4点を掲載 これらの成果物やコンテンツについては、ホームページの「報告書・資料」欄等に情報を集約し、SNS等を通じて情報発信したほか、所内外の研修や講演、文部科学省主催の説明会、当研究所主催の各種イベント、各種学校長会の総会等において、コンテンツの案内を配布し、説明を行うことで普及を図った。また、広報用チラシを更新し、全国国立大学附属学校PTA連合会等へ紹介した。 さらに、基礎的研究班活動等で得られた研究成果や調査結果については、日本特殊教育学会等の学会等でポスター発表や口頭発表、誌上発表等を行い、普及を図った。	果物や広報資料のデザイン性や内容の質が向上した。このように、魅力的なチラシやコンテンツの配信・配布により、ユーザーの目に留まったり、中身を読んでもいようと思っただけようになったと推察される。なお、こうした取組は、<u>教師だけではなく広く国民一般への情報発信の強化にもつながっており、それが結果としてホームページ閲覧数の大幅な増加に繋がったと推察される。</u>	
<その他の指標> ・国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究	エ 図書室の整備 図書室が内閣総理大臣の指定を受けた歴史資料等保有施設であることから、公文書管理法に基づいて当研究所が保有する学術文献の目録	当研究所の蔵書目録は我が国最大の学術情報検索基盤である「CiNii」とデータ連携しており、国内外の研究者が容易かつ即座に当研究所が保有する学術文献に関する	

所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。	（蔵書目録）を作成し、一般公開している。研究者に対する学術文献を提供するため、具体的に以下の取組を行った。 ・特別支援教育に関連する様々な学術文献へのアクセスが容易になるよう、インターネット上の情報資源や情報検索ツールへの道しるべとなる「情報資源リンク集」をホームページに掲載し、一般の利用に供している。 ・国内外の大学図書館等と連携し、当研究所の研究成果や当研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献している。具体的には、①図書室利用の受入、②大学図書館等と連携した郵送による図書貸出（以下、ILL 図書貸出）及び論文等の複写（以下、ILL 文献複写）というサービス形態により、学術文献の提供を行っている。令和6年度の実績は、図書室利用の受入 34 名、ILL 図書貸出 37 冊、ILL 文献複写 183 件であった。 なお、ILL 図書貸出及び ILL 文献複写を実施する国内基盤として国立情報学研究所が「NACSIS-ILL システム」を運営しており、国公私立大学図書館、大学共同利用機関法人、研究開発法人、独立行政法人その他 1,600 を超える学術機関等がこれに参加している。当研究所においても、ILL 図書貸出 37 冊のうち 31 冊、ILL 文献複写 183 件のうち 182 件について NACSIS-ILL を利用して学術文献を提供した。国立情報学研究所が公表した令和6年度 NACSIS-ILL 受付件数ランキング（文献提供実績の指標）において、1,645 参加組織中、ILL 図書貸出は 378 位、ILL 文献複写は 403 位であった。同ランキングを用いて国立教育系単科大学の実績と比較すると、12 機関中、ILL 図書貸出第 12 位、ILL 文献複写第 9 位であった。ただし、各機関の蔵書規模を加味して比較した場合には、ILL 図書貸出第 7 位、ILL 文献複写第 1 位であった。	情報を得ることができる。 特別支援教育に関連する学術文献への道しるべとなるポータルサイトは他に例が見られず、NACSIS-ILL システムを利用した学術文献の提供実績は <u>1,600 を超える学術機関等の中で上位 25% の位置を占めている</u>。さらに、<u>当研究所の蔵書規模（約 87,000 冊）を加味して他機関の実績と比較した場合には、ILL 文献複写において全ての国立教育系単科大学を上回る貢献度を示している</u>。	
--	--	--	--

	＜その他の指標＞	【教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動＜その他の指標＞】	幅広い理解啓発として、ホームページや SNS 等の発信のほか、
	・教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を実施するための取組みを行ったか。	ア 研究所セミナーの充実及び研究所公開等	・研究所の認知向上及びインクルーシブ教育システムや障害に関する理解啓発のための「研究所公開」
		研究所の取組について広く知っていただく機会として、11 月に研究所公開を、3 月に研究所セミナーを開催した。	・研究所の研究成果を普及するための「研究所セミナー」
		(ア) 研究所公開	・自治体と連携して、地域における特別支援教育の理解啓発に取り組む「推進セミナー」
		当研究所の施設の公開や活動成果の紹介、また、特別支援教育や障害への理解を深めていただくため、研究所公開を開催した。	・発達障害の理解啓発のための「発達障害教育基礎セミナー」
	＜テーマ＞	発見 体験 特総研！～ NISE(ナイセ)ナイセで広げよう 特別支援教育の環(わ) ～	を開催した。それぞれ、目的と対象に照らしてプログラムを工夫し、幅広い理解啓発に努めた。
	＜開催日時＞	令和 6 年 11 月 9 日（土） 10:00 ～ 15:30	特に <u>発達障害教育基礎セミナー</u> については、従前、指導者養成を目的として発達障害教育実践セミナーを開催していたところ、通常の学級を指導する教員に向けた情報発信をさらに検討すべき、との <u>有識者の意見を受け、令和 6 年度に受講者を限定しない形で新たに実施したものである。</u>
	＜実施内容＞	・研究職員による講話の開催	左記の通り、多くの方に参加いただき、また、高い満足度もいただいたことから、教育関係者にとどまらず、広く国民一般の理解啓発にも貢献できたと考える。
		・生活支援研究棟ツアーや、「あしたの教室」での ICT 活用に関するデモンストレーション、発達障害教育推進センター展示室や i ライブラリーなどの常設展示室の公開	
		・各障害種別研究班、テーマ別研究班による、カードゲームを活用してコミュニケーションを学ぶ企画や遠隔操作可能なプログラミン	

	グローバルを活用した相撲企画等の体験型の展示 ・障害の有無に関わらず、誰でも楽しむことができるバラスポーツの「ボッチャ」体験会を体育館で実施 ・近隣の放課後等デイサービスと連携した仕事体験の実施 ・地域の高校生によるボランティア参加 <実施状況> 来場者数：460 名程度 研究所公開では、教育関係者のみならず、児童生徒の保護者や、地域の方々など幅広い参加者を想定し、障害理解を目的として誰もが参加できる「ボッチャ」体験、地域と連携した横須賀市立横須賀総合高等学校の生徒によるボランティア参加、放課後等デイサービス事業所と連携した仕事体験等を企画し、実施した。特に、参加者が自ら作ることのできる研究所のロゴ入り「缶バッジ作り」では、子供から大人まで、多数の参加者で賑わうなど、体験型の展示が好評を得た。 幅広く多くの方に当研究所の事業や活動を理解していただけるような参加・体験型の展示内容を企画したことにより、参加者からの満足度は 95.1%であり、大変高い評価を得た。 (イ) 研究所セミナー <テーマ> 共生社会の形成に向けた特別支援教育の展開 <開催日と開催方法> 開催日時：令和 7 年 3 月 8 日（土） 開催方法：対面（国立オリンピック記念青少年総合センター） 及び YouTube ライブ配信 <概要> 内容は、開会式、文部科学省行政説明、国立民族博物館 人類基礎理論研究部 教授 広瀬 浩二郎氏による講演、当研究所の研究について、重点課題研究「進路指導チーム」研究成果報告及び障害種別研究班、先	
--	--	--

	端的・先導的研究チーム等ポスター発表、重点課題研究等リレー報告、重点課題研究等分科会で構成した。 また、令和５年度に続き、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構と連携し、３法人の展示ブースを設置した。 ＜実施状況＞ 会場参加者 273 名、 YouTube ライブ配信 最大同時視聴者 347 名、平均視聴者 248 名 参加者アンケートでは、「意義があった」「やや意義があった」との回答は 97.9%であり、高い満足度となった。 イ 教育委員会・教育センターと連携したセミナー 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、全国を６ブロック（北海道・東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国・四国、九州）に分け、２年間で全てのブロックで開催するため、毎年、計画的に実施している。令和６年度は、３ブロック（近畿、関東甲信越、東海北陸ブロック）で特別支援教育推進セミナーを開催した。各教育委員会、特別支援教育センター、大学等と連携を図り、オンラインを活用しながら実施した。 なお、以下の通りブロック別にテーマに沿う内容の講義や実践報告、情報交換及び協議を実施したほか、各ブロック共通で「インクルーシブ教育システムについての講義」を提供した。 ブロック別実施状況 【近畿ブロック】 ＜テーマ＞ 学校現場における組織的な ICT 活用の実践 ＜開催日時＞ 令和６年９月 20 日（金）	
--	--	--

	<実施内容> ・「オンラインでの ICT 教材展示・ICT 教材活用体験」をテーマにした情報支援部主任研究員による講演 ・「インクルーシブ教育システムについて」をテーマにした情報・支援部総括研究員による講義 ・「通常の学級に在籍する読み書きに困難のある児童生徒の ICT 活用を含む授業改善研究」をテーマにした「京都府総合教育センター辰巳大雅研究員による講演 ・「小学校の組織的な ICT 活用の実際」をテーマにした南丹市立八木東小学校の高橋あゆみ教諭による講演 ・「中学校の組織的な ICT 活用の実際」をテーマにした南丹市立園部中学校の俣野千秋教諭による講演 ・「特別支援学校による ICT 活用に関する地域支援」をテーマにした京都府立丹波支援学校の和田由起子教諭及び長谷川紀絵教諭による講演 ・「学校現場における組織的な ICT の活用の実際について」をテーマとした東京大学 先端科学技術研究センターの近藤武夫教授による講演・教育関係者による「特別な教育的ニーズのある子供 1 人 1 台端末に関する組織的な取組の現状と課題」をテーマとしたグループ協議・情報交換等を行った。 <実施状況> 参加者数 337 名 【関東甲信越ブロック】 <テーマ> 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進 ―地域における通級指導教室の役割― <開催日時> 令和 6 年 11 月 29 日（金） <実施内容>	
--	---	--

	・「インクルーシブ教育システムについて」をテーマにしたインクルーシブ教育推進センター研究員による講義 ・「山梨県におけるインクルーシブ教育システム推進のための取り組み～「通級による指導」効果発揮研修事業の取り組みを中心に～」をテーマにした山梨県教育委員会 特別支援教育・児童生徒支援課の小林ゆかり副主幹・指導主事による講演 ・「インクルーシブ教育システムの具現化を目指して～特別支援教育コーディネーターとの連携を通じた校内研修の取組～」をテーマにした甲府市立新田小学校の古屋貴代美教諭及び甲府市立南西中学校の浅川公子教諭による講演 ・「共同設置通級指導教室と特別支援教育コーディネーターが連携した校内研修の取組」をテーマにした山梨県教育庁峡南教育事務所の笠井保夫指導主事による講演 ・「共同設置通級指導教室と特別支援教育コーディネーターが連携した校内研修の取組」をテーマにした都留市立谷村第一小学校の中野恵子教諭による講演 ・「地域における通級指導教室の役割」をテーマとしたグループ協議・情報交換等を行った。 <実施状況> 参加者数 302 名 【東海北陸ブロック】 <テーマ> 保護者や関係機関との連携による発達障害のある子供の理解と支援 <開催日時> 令和6年12月24日（火） <実施内容> ・「インクルーシブ教育システムについて」をテーマにした発達障害教育推進センター長による講義 ・「自閉スペクトラム症と知ってー我が子の歩みー」福井県ペアレン		
--	---	--	--

	トメンター 牧野里美様による実践報告 ・「定時校における特別支援教育の紹介 ―社会適応と自立を目指して―」として、福井県立武生高等学校定時制 小林就彰教諭・山下久美子教諭による実践報告 ・「福祉機関における支援」として福井県発達障がい児者支援センター（スクラム福井）野村昌宏センター長による実践報告 ・発達障害教育推進センター総括研究員の論点整理のあと、「発達障害等のある子供の切れ目ない支援」をテーマにグループ協議・情報交換等を行った ＜実施状況＞ 参加者 192 名 ウ 発達障害教育に関する理解啓発活動 有識者からの通常の学級を指導する教員に向けた情報発信をさらに検討すべきとの指摘を踏まえて、通常の学級の指導にあたる教員を含めた、受講者を限定しない発達障害教育基礎セミナーを開催した。発達センターが令和4年度より3年間の計画で取り組んできた発達障害のある児童生徒に関わる有識者、学校関係者等による「発達障害教育の情報提供にかかる検討会議」の成果を広く発信するために、多くの学校で課題となっている通常の学級に在籍する児童生徒に対する指導・支援について、研修の機会を提供することを目的として実施した。 当日のライブ配信（Zoom ウェビナー）と事後のオンデマンド配信（YouTube）で、参加者を限定しないで教育関係者であれば誰でも受講できるようにした。「発達障害教育の情報提供にかかる検討会議」の委員である信州大学医学部教授本田秀夫氏を講師に、「通常の学級の中の発達障害」の講演と講演後に発達障害教育推進センター長の長江清和上席総括研究員との対談を行った。受講後のアンケートでは、アンケート回答 201 名のうち、「有意義であった」が 193 名（98%）、「どちらかといえば有意義であった」が 8 名（2%）の回答となっており、肯定的な評価を得た。	
--	---	--

	なお、基礎セミナーの告知をした6月からオンデマンド配信を終了した12月までの発達センターWebサイトのアクセス数が前年度を大きく上回っており、大きな反響があったものと伺える。 このほか、NISE 学びラボ等の各種コンテンツについて、令和5年度に続き日本教育大学協会学長・学部長等連絡協議会での事業説明・情報提供を行うとともに、令和6年度は新たに日本私立大学連盟への情報提供を行い、連盟のメールマガジン、ホームページに掲載いただき、広く周知を行った。 ＜有識者の指摘＞ これだけ有益な情報や学びのコンテンツを有する特総研について知らない教員が多く、あらゆる層の教員にどのように活用を促進するかは大きな課題である。 統計的に見ても高等学校教員による認知度が低い。 また、「世界自閉症啓発デー2024」の日本実行委員会に参画して、令和6年4月2日の東京タワーライトアップ点灯式やWebサイト等の役割を担い、厚生労働省、文部科学省、関係団体との連携による啓発活動を実施した。 エ 特別支援教育の理解啓発・普及を目的としたリーフレットの作成と発信 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育に関する理解啓発・情報普及を目的した「特別支援教育リーフ」の作成に取り組んだ。 令和6年度は以下の10種類の特別支援教育リーフを発行し、学校現場をはじめ、関係機関、関係団体に普及を行った。 また、リーフを更に広く周知し、活用がより一層図られるよう、シリーズ名の改善を行い、コンセプトを明確にした。	理解啓発の手段として、上述の行事に加え、コンテンツの作成・発信の取組も行った。分量が少なく、かつ、専門用語を用いない平易な言葉でまとめられた「特別支援教育リーフ」は、都道府県市町村で教育委員会・教育センターの研修、特別支援学校のセンター的機能における小・中・高等学校への巡回相談の場等で大いに活用されており、小・中・高等学校で初めて特別支援教育に携わる教員への支援ツールとなっている。 このリーフについては、有識者より、「特別支援教育について、大変分かりやすく整理してある。…異なる学校	
--	--	---	--

		(旧)	(新)	段階の <u>教師や保護者にも理解しやすい形での情報発信は</u> <u>とても重要</u> なので、これからも発信をお願いしたい。」と いった評価もいただいているところ。 なお、 <u>自治体からは、研修資料として活用することで、</u> <u>研修資料作成の負担減にもなる</u> といった声もいただいて <u>おり、特別支援教育の知見の提供と自治体の働き方改革</u> <u>に貢献している。</u>	
		まずはここから	→ Basic (基礎編)		
		こんな子いませんか	→ Case Studies (事例編)		
		こんな取組、してませんか	→ Advance (発展編)		
	号数 タイトル				
	Vol.16：子どもの話す「ことば」が気になる先生へ				
	Vol.17：よく忘れ物をしてしまう子供の理解と支援				
	Vol.18：「自立活動」をプラスして、子供のできた！わかった！を増や していこう				
	Vol.19：板書を書き写すことが苦手な子供の理解と支援				
	Vol.20：知的障害のある児童生徒の学びを支える各教科について				
Vol.21：知的障害のある児童生徒の学びを支える学習評価について					
Vol.22：知的障害特別支援学級における教育課程編成と授業づくり					
Vol.23：ダウン症のある子供の理解と支援～より深く知って、日々の実 践に生かしてみよう～					
Vol.24：困難さのある高校生の進路指導の充実を目指して～自己理解に 焦点を当てて～					
vol.25：人工内耳をつけた幼児児童生徒への支援					
オ 支援機器等教材に関する理解啓発活動					
支援機器等教材に関する理解啓発として、i ライブラリー（教育支援 機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室、あしたの教室（ICT 活用実践演習室）を計画的に整備し、学校、大学、海外等からの見学者 も受け入れてきた。令和6年度には、具体的に以下の取組を行った。 ＜特別支援教育教材ポータルサイト＞ ・大阪府下小学校・中学校特別支援級での実践事例 97 例、岡山県立 特別支援学校での実践事例 34 件、大分県立特別支援学校での実践			i ライブラリー等、実際の機器を展示し、見学者に触っ て体験いただくことで、一般の方には障害特性への気づ きにつなげていただいたり、教師には、支援機器を知る ことにとどまらず、指導における活用場面を具体的にイ メージしてもらいやすくなるなどの効果があったと考 える。 また、学校で活用可能な支援機器の情報や活用事例を 提供する「特別支援教育ポータルサイト」の充実を図 った。このサイトでは、支援機器と、それを活用した実践事		

	事例 28 件、群馬県立特別支援学校での実践事例 81 件、その他実践事例 8 件、支援機器 9 件、支援機器に関する動画 7 件を新たに掲載した。 ・特別支援教育ポータルサイトについては、ニーズに合わせたコンテンツの整備を行い、令和 6 年度、最新の情報を 220 件追加した。 < i ライブラリー（教育支援機器等展示室等） > ・新規支援機器等を購入する等、年間を通して展示室を整備し、常時、最新の機器を展示するよう工夫している。 ・令和 6 年度の所外からの見学者は、53 団体、539 名（研究所公開、専門研修員を除く）。 < あしたの教室 > ・年間を通して機器の追加及び環境の整備を進めている。障害のある児童生徒が通常の学級で学ぶことを想定して、参観者に授業の中での有効的な ICT 活用の方法を検討する機会を設けた。 ・令和 6 年度の所外からの見学者は、35 団体、429 名（研究所公開、専門研修員を除く）。 < 発達障害教育推進センター展示室 > ・ライフステージに応じた情報が得られるように、幼児期、青年期に関する資料を展示室の発達障害教育推進センターの Web サイトとつながりを持たせる等の改善を進めた。 ・令和 6 年度の所外からの見学者は、52 団体、532 名（研究所公開、専門研修員を除く）。 < その他イベント参加等 > ・文部科学省主催こども霞が関見学デーにおいて、視線入力や遠隔操作のできる支援機器等を展示し、子供たちや、保護者等の参加者に ICT 機器を実際に操作してもらうことで、ICT の活用に関する情報提供を行った。 ・全国特別支援教育センター協議会（愛知大会）において、教材・教具や支援機器、プログラミング教材等の展示を行い、特別支援教育	例を合わせて紹介しており、令和 6 年度には、220 件（<u>実践事例 204 件、支援機器教材 16 件</u>）を新たに追加した。 このようなポータルサイトの改善・充実も、ホームページのアクセス数の著しい増加に繋がっているものと考えており、<u>支援機器等教材の理解啓発に貢献した。</u>	
--	--	--	--

		担当の指導主事を対象に教材・教具等の情報提供を行った。 ・特別支援教育推進セミナーの中国・四国ブロックにおいて、「ICT 活用体験」の時間を設け、参加者にデジタルアプリ等の体験をしていただいた。		
(2)インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進	＜主要な業務実績＞			
＜主な定量的指標＞	【国際動向の把握・情報発信＜定量的指標＞】		＜根拠＞	
・中期目標終了までに7か国以上の諸外国の動向把握、情報発信を行う	8か国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、韓国、フランス）の国別調査を実施し、インクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について情報収集を行った。 把握した海外情報については、特総研ジャーナルに「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向」として報告し、当研究所のホームページに掲載した。また、当研究所における特別支援教育専門研修の各期において、「諸外国における障害のある子供の教育」として、障害者の権利に関する条約、諸外国のインクルーシブ教育の動向と状況などについて、最新の調査を踏まえた講義を行った。さらに、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課や当研究所に来訪した教育委員会等に情報提供した。		<u>動向把握、情報発信した国数については、中期目標期間に7か国以上のところ、8か国実施した（達成度114.3%）。</u> 得られた情報は、ホームページ等を通じて発信するとともに、当研究所の専門研修における講義で地域のリーダーとなる教員等に普及した。 また、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の依頼により各国の基本情報を提供し、国の政策に寄与した。	
＜その他の指標＞	【海外研究機関との交流及び国際的なシンポジウムの実施＜その他の指標＞】			
・海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的な	ア 韓国国立特殊教育院との研究交流 韓国国立特殊教育院とは、令和6年7月18日に当研究所を会場とし		韓国国立特殊教育院とは、令和4年度以降毎年集合型で協議会を開催し、両国の特別支援教育やインクルーシブ教育システムについて情報交換を行い、職員同士の交流を行うことができた。特に、インクルーシブ教育シス	

セミナーやシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ったか。	「日韓特別支援教育協議会」を実施した。協議会のテーマは「共生社会の実現に向けた障害理解教育の取組」であった。韓国からは、韓国国立特殊教育院及び韓国教育部から6名が来日し、「韓国国立特殊教育院の現状と主な事業の紹介」と「韓国における統合教育の政策の理解－障害認識教育を中心に－」の発表を行った。当研究所からは「国立特別支援教育総合研究所の現状と主な事業の紹介」と「共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－」の発表を行った。この協議会は、対面で実施するとともに、オンライン配信を実施し、全国の約230名に視聴いただいた。協議会以外にも情報交換の時間を設定し韓国の参加者と当研究所の職員が積極的に協議するなどして、交流を深めることができた。 また、同院が韓国国内の特別支援学校等に向けて発行している季刊誌『現場特殊教育』に寄稿し、日本の情報を発信した。 イ フランス国立インクルーシブ教育高等研究所との研究交流 フランス国立インクルーシブ教育高等研究所とは平成27年3月に研究協力や交流に関する協定を締結していたが、10年を経過したことから、令和7年3月18日、同研究所において再締結を行った。今後、研究交流を一層進めていく計画である。 ウ 海外の特別支援教育関係者の受け入れ 令和6年度は、海外からの視察や研修の希望が増え、以下のように受け入れた。 ・ 令和6年4月17日 モンゴル（モンゴル輸出貿易センターの紹介による） ・ 令和6年10月1日 フィリピン（JETRO本部の紹介による） ・ 令和6年10月7日 アジア・アフリカを中心に15か国（JICA横浜国際センターからの依頼） ・ 令和6年12月18日 スイス（特別支援教育担当教員からの依頼）	テム構築において重要な課題である障害理解教育について研究成果を共有し、意見交換できたことは、今後、当研究所がインクルーシブ教育システム構築の推進に関する研究を実施する上で大変有意義であった。また、今回初めての試みとして協議会をオンライン配信した。約230名の視聴を得ることができ、日韓両国の最新情報を国内に普及することができたのは有意義であった。 さらに、フランス国立インクルーシブ教育高等研究所との連携協定を再締結することができ、韓国国立特殊教育院との交流も含め、<u>インクルーシブ教育システムの最新情報や障害者権利条約の審査への対応方法等を情報交換する基盤作りができた。</u> 令和6年度も<u>海外からの多くの来訪者があり、特別支援教育に関する国際的な交流を広く行うことができた。</u> 来訪者に、日本の特別支援教育の現状や当研究所の事業内容等について説明することによって、日本の特別支援教育や特別支援教育に関する研究について海外に発信することができた。また、来訪者から、それぞれの国の特別支援教育の現状と課題について情報収集することができた。 海外から訪問があった際、来訪者にも情報提供を求めて質疑応答を行うなど、シンポジウム形式での協議を試行した。	
---------------------------------------	---	---	--

	<評価の視点> ・前年度主務大臣からの指摘事項への対応を行ったか。	計 18 か国 27 名 エ 国際的なシンポジウム等の実施、情報の普及 令和 6 年 10 月のアジア・アフリカを中心とした 15 か国の訪問（JICA 横浜国際センターからの依頼）では、当研究所職員が日本の特別支援教育について情報提供するとともに、参加者全員から自国の特別支援教育やインクルーシブ教育システム構築の現状と課題について資料提出を依頼し、そのうち 3 か国についてはシンポジウム形式で話題提供と協議を実施した。	<課題と対応> 有識者から国際的な情報について「広く一般に周知するためのより効果的な発信及び活用方法を検討する必要がある。」との指摘があった。このことについては、令和 6 年度日韓特別支援教育協議会のオンライン配信を試行した。また、令和 7 年 12 月に国際的なシンポジウムを開催し、広く一般に周知することを計画している。	
	(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 <主な定量的指標> ・地域の課題解決に向けた取組の実施件数中期目標期間中に 30 件以上（令和 6 年度計画値：10 件以上）	<主要な業務実績> 【地域支援事業有意義度<定量的指標、その他の指標>】 ア 地域支援事業の実施 <u>地域支援事業を 15 件実施した。</u> 参画した自治体は 11 都県の 15 自治体の教育委員会であった。参画自治体は、以下のような内容で事業に取り組んだ。 ①青森県：チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業 ②栃木県：地域におけるインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進に向けて ③山梨県：「通級による指導」効果発揮研修事業 ④広島県：特別支援教育の考え方を活かした個別最適な学び推進プロジェクト	<根拠> <u>地域支援事業については、年度計画で 10 件以上実施と</u> しているところ、<u>15 件を実施した（達成度 150%）。</u>	

	⑤宮崎県：学びを支える「通級による指導」充実事業 ⑥沖縄県：切れ目ない支援のための学校内の連携と校種間連携～市町村教育委員会との連携を通して～ ⑦名古屋市：全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性の向上に関する取組 ⑧北海道赤平市：インクルーシブ教育の推進による、地域の関係機関が相互の役割を理解し合う、切れ目のない支援体制構築 ⑨岩手県一戸町：一戸町インクルーシブ教育推進事業 ⑩岩手県宮古市：適切な校種間の引継ぎと教師の専門性の向上に関すること ⑪東京都豊島区：インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた「豊島区特別支援教育推進計画」の改訂と教育委員会主催研修の充実 ⑫神奈川県秦野市：共に育ち共に学ぶ学び舎の実現に向けて ⑬鳥取県鳥取市：特別支援教育推進事業～校内支援体制の充実と特別支援教育主任の専門性の向上に向けて～ ⑭鹿児島県阿久根市：特別支援教育の専門性向上と切れ目ない支援体制の構築 ⑮鹿児島県枕崎市：地域とともに進めるインクルーシブ教育システムの構築		
<主な定量的指標> ・地域実践事業に参画した都道府県・市町村の事業に関する有意義度 80%以上 <その他の指標> ・我が国のインクルーシブ教育	イ 地域実践事業に参画した都道府県・市町村の事業に関する有意義度 地域支援事業に参画した自治体に対して事業終了時にアンケートを実施したところ、すべての自治体から本事業について「有意義」であったと回答があり、有意義度は 100%であった。アンケートの自由記述には以下のような記述があり、本事業が参画自治体のインクルーシブ教育システム推進に寄与していることがわかった。	<u>地域支援事業に参画したすべての自治体から、有意義であったとの回答を得ており（達成度 125%）、計画を上回る多くの自治体の参画を得ることができた。</u> 各自治体に 1 名ずつ担当研究員を配置し、担当研究員が自治体を訪問したりオンラインで打合せを実施したりするなど丁寧に対応することによって、各自治体がインクルーシブ教育システム構築を推進し、有意義な成果を	

システムの構築に向けた、都道府県等への支援を行ったか。 ・インクルーシブ教育システム構築に向けて都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実を図ったか。 ・支援データベースの充実を図るとともに、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとしたか。	・地域や県によって課題等も違うと思いますが、みんなが取り組むことで、また、みんなが意識を向けることでインクルーシブ教育システムが浸透していくのだと思います。まだまだ勉強不足ですので、もっと勉強し、子どもたちが共生社会で自分らしく生きていけるように引き続き取り組んでまいります。多くのことを学ばせていただきました。ありがとうございます。 ・交流スペースを通してつながった教育委員会指導主事の皆様には、相談すると参考資料をたくさん送付して下さったことは、推進する際の大きな励みとなった。インクルーシブ教育システム推進センターの研究員の皆様にあたたかく見守っていただいたことに感謝したい。 ・まず、近隣地域の担当者と本事業の成果について共有し、取組を近隣地区へと波及させていきたい。次に、地域へは教育委員会だよりやおたより等をとおして成果を普及し、インクルーシブ教育システムの推進のための地域理解を深めていきたい。 ウ 地域支援事業の成果の公表や還元 令和6年9月、令和5年度地域支援事業の成果についてとりまとめた「令和5年度地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進」を全国の都道府県・市区町村教育委員会に送付するとともに当研究所のホームページに掲載して、本事業の成果の普及及び還元を行った。 令和6年度地域支援事業の成果については、令和7年2月実施の「地域支援事業報告会」を都道府県・市区町村教育委員会にオンラインで公開したところ、約90の自治体の参加を得ることができ、令和7年度参画予定の自治体も含めて、共有することができた。また、「令和5年度地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進」を令和6年度に作成し、同様に成果の普及及び還元を行う計画である。	挙げるための支援を行うことができた。 対面とオンライン併用の「地域支援事業推進プログラム」やオンラインによる「交流スペース」の実施等によって自治体間の交流が進み、お互いの取組や成果を共有し事業を深化させることができた。 こうした取組を通じて、地域支援事業は、インクルーシブ教育システム構築に積極的に取り組む自治体が交流し高め合うプラットフォームの役割を果たすことができたと考えている。 令和5年度地域支援事業の成果については、『令和5年度地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進』としてとりまとめた。この<u>報告書を全国の都道府県・市区町村教育委員会に送付するとともに当研究所のホームページに掲載することで、本事業の成果を広く普及し、還元することができた。また、特別支援教育推進セミナー（関東・甲信越ブロック）において令和5・6年度に地域支援事業に参画した自治体が話題提供したことも本事業の成果の普及につながった。</u> 令和6年度の成果についても令和7年度に同様の取組を行い、普及に努める計画である。	
---	---	--	--

<主な定量的指標> ・インクルーシブ教育システム構築データベース事例のダウンロード件数、毎年2万5千件	また、令和6年度特別支援教育推進セミナー関東・甲信越ブロック（令和6年11月29日、「地域におけるインクルーシブ教育システムの推進ー「通級による指導」効果発揮研修事業の取り組みを中心にー」をテーマに実施）において、令和5・6年度に地域支援事業に参画した山梨県教育委員会及び県内の通級による指導担当者が事業の成果を報告し、普及を行った。 エ 全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究 神奈川県教育委員会、岩手県総合教育センター、神奈川県立総合教育センター及び山梨県総合教育センターと当研究所の共同により、高等学校に在籍する知的障害のある生徒や学業・生活上の困難を抱える生徒に対する指導・支援の現状と課題に関する調査を実施し、自治体における先進的な取組事例や支援方法の情報を収集することができた。調査結果については、令和7年度にとりまとめる予定である。 【インクルーシブ教育システムの構築に向けた情報発信<定量的指標>】 ア インクルDBの事例ダウンロード数 令和6年度のインクルDBの事例ダウンロード数は118,917件であった。令和4年度以降、目標を達成している。 イ インクルDBの充実と閲覧者の利便性向上の取組 インクルDB利活用の一層の促進のため以下に取り組んだ。 主務大臣の指摘を踏まえ、幼稚園、小・中学校、高等学校等の関係者にもインクルDB活用の周知を図るため、令和4年度から継続した取組として、令和6年12月に「令和6年度インクルDBセミナー」をオンラインで実施した。主な内容は、インクルDBの操作方法等に関する説明と、インクルDBを活用した研修例（令和5年度に栃木県教育委員会と共同で実施した研修）の報告であり、1,000名を超える参加を得た。	<u>インクルーシブ教育システム構築データベースの事例</u> <u>ダウンロード数は、118,917件</u>となり、令和6年度計画で「50,000件以上を確保する」としている指標の2倍以上になった（<u>達成度237.8%</u>）。有識者からは『「インクルーシブ教育システム構築支援データベースによる情報提供」は先駆的で利用度はそのダウンロード数の増加に表れているところであり、更なるPRと内容の質の向上に努めていただきたい。」との意見をいただいた。 この意見について、PRとして「令和6年度インクルDBセミナー」をオンラインで実施し1,000名を超える参加者に、インクルDBの操作方法等の周知と教育委員会によるインクルDBを活用した研修の報告を行うことができた。また、内容の質の向上については、「インクルDBを活用した研修例」を追加したり、インクルーシブ教育シ	
---	---	---	--

<主な定量的指標> ・日本人学校への情報提供回数、年 15 回程度 <評価の視点> ・前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	また、新たに 2 つのコンテンツを掲載した。1 つは「インクル DB を活用した研修例」の中に掲載した「令和 5 年度 特別支援教育研修会（栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所）」である。これは令和 5 年 7 月に栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所と共同で実施したもので「各学校において、通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒に対する個に応じた支援を充実させるために、事例等を通した具体的な研修を行い、地区のインクルーシブ教育の推進を図る」（開催要項より）ことを目的として開催した研修である。研修で使用した資料等も掲載している。 もう 1 つは、「関連情報」における「第 4 期教育振興基本計画に関する情報」と「諸外国における障害のある子供の教育に関する情報」である。 【日本人学校への情報提供<定量的指標、評価の視点>】 ア 日本人学校への情報提供の実績 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供（国立特別支援教育総合研究所の研究成果や動画コンテンツに関するリーフレットや「特別支援教育サポート通信」、「特総研だより」の送信等）を年 17 回実施し、関係者への情報発信を行った。加えて、海外子女教育専門相談員連絡協議会第 2 回定例会を研究所で開催し、研究所及び教材教具等の紹介、特別支援教育の動向等に関する話題提供・意見交換を実施し、海外子女教育に関わる相談員等への理解啓発を行った。 また、教育委員会や学校、関係機関等の相互のネットワークの要として、関係団体との連携を図った。関係団体が主催するオンラインによる各種会議に出席し、当研究所から特別支援教育に関する研究成果等の情報提供を行うとともに、要請に応じてオンライン等の研修を行うことで連携強化を図った。研究所要覧や各種案内等を当研究所のホームページに掲載するとともに、関係団体事務局に周知を図り、関係者にデータでの共有を依頼し、当研究所の認知度向上に努めた。	システム構築の関連情報を更新したりした。 今後も、引き続き、オンラインでのセミナーなどにより、インクル DB の活用方法や教育委員会における研修事例を紹介するなど一層の活用促進に努める計画である。 また、インクル DB への新規事例掲載について内容や方法の検討を開始した。 日本人学校に対して、令和 6 年度も文部科学省総合教育政策局国際教育課及び公益財団法人海外子女教育振興財団、海外子女教育専門相談員連絡協議会（会長外務省大臣官房人事課子女教育相談室長）等と連携しながら、リーフレット「特別支援教育サポート通信」、「特総研だより」等を年間 17 回発行（目標値に対して 113.3%）し、特別支援教育に関する現場で役立つ情報を関係者に発信した。加えて在外教育施設赴任予定の教職員に向けた講演を行った。また、オンラインを活用した合同研修会、日本人学校特別支援教育コーディネーター勉強会等では、協議への指導助言に加えて、研修会等の企画段階から参画し、参加者のニーズをアンケート等で聞き取りをするなど、参加者が主体的に取組むことができる研修内容・構成について助言を行った。令和 6 年度は、合同研修会では、世界各国の日本人学校から 100 名程度の参加があり、一人一人の児童生徒の実態から手立ての工夫や教材、	
--	--	---	--

	イ ニーズに応じた対応 情報提供等の支援に際しては、主務大臣の指摘を踏まえて、合同研修会等で参加した日本人学校校長及び特別支援教育コーディネーター等にアンケートを実施し、ニーズを把握し、情報提供に活用した。特に、合同研修会の実施に際しては、研修企画の段階から参画し海外の各校が抱える特別支援教育に関する課題や情報ニーズを具体的に把握し、研修会の内容・運営の充実を図ることに貢献した。 ＜主務大臣指摘＞ 日本人学校への相談支援が、研究所の取組に関する一般的な内容の周知に留まっており、各日本人学校でのニーズや活用状況を把握した上で、日本人学校が直面する課題の解決に資する情報提供を行うことが必要である。 さらに、今年度、文部科学省委託事業を受けて海外子女教育振興財団が実施している遠隔支援コンサルテーションにおいて、先行実施しているホーチミン日本人学校、クアラルンプール日本人学校、グアム日本人学校の3校に研究職員が現地訪問し、各日本人学校の教育的ニーズの聞き取り、授業観察、相談ケースへの助言に加えて、個別の指導計画の作成の仕方、自立活動の考え方などの専門的知見の共有を目的とする学習会などを実施した。なお、本事業に関しては、令和6年度に、海外子女教育財団と連携し、上海日本人学校の校長及び当該校の支援に関わる国内の福祉機関からの相談に対応しており、複数回にわたるオンライン会議を重ねた結果、令和7年度から上海日本人学校が遠隔コンサルテーションの対象校となることに決定した。	環境整備等について情報提供に努めた。	
＜その他の指標＞ ・校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した	【関係団体との連携による学校支援＜その他の指標＞】 ア 関係団体等との連携 校長会等関係団体と連携した取組として、以下を実施した。	校長会等の関係団体とは、定期的に事務局を訪問することや、理事会に参加することなど丁寧な関係づくりを行い信頼関係構築を図っている。各団体が主催する総会、	

学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ったか	・全国特別支援学校長会の事務局会議に出席し（10回）、当研究所からの情報提供を行うとともに、研究及び研修等の協力を依頼した。 ・全国特別支援学校長研究大会及び年間3回の理事・評議員合同会議において、当研究所の事業説明及び情報提供、研究成果等の報告を行った。 ・全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会の対面で開催された定期総会等において、当研究所から情報提供を行った。対面で開催された全国副会長会において、各ブロックの情報を収集するとともに、テーマに応じた当研究所の研究成果等の紹介を行った。加盟校の特別支援学級及び通級指導教室を調査対象とした令和6年度全国調査では、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告（令和4年3月）」に示された「教師の専門性向上のための具体的方向性」及び「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告（令和4年3月）」に示された「管理職（特に校長）に求められる具体的方向性」等の設問を中心に、質問紙の作成、結果の分析等に協力した。 ・全国連合小学校長会、全日本中学校長事務局、全国高等学校協会、全国定時制通信制高等学校長会、全国国公立幼稚園・こども園長会等の事務局に電話及びメールで連絡を取り、総会及び研究協議会等に出席し、直接、会員に特別支援教育に係る情報を要望に応じて提供した。次年度も継続して、所内の研究班長会議等を活用して各関係機関の情報提供を行い、各部・センター、研究班・研究チームと協力して情報収集を行い、各関係団体と連携の充実を図った。 イ 大学等の公開講座等への講師派遣 教員の専門性の向上への貢献及び研究成果の普及を意図し、都道府県等教育委員会、特別支援教育センター等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講師として、延べ376人を派遣（オンラインによる実施も含む）した。また、大学等における非常勤講師として20大学から	研究協議会等の年間活動計画に関する情報を正確に把握することで、研究所の指導資料や研究成果物、研修プログラムといったコンテンツについて、時機をとらえて効果的に提供することができた。これにより、校長会等関係団体の円滑な運営に貢献するとともに、団体を構成する所属会員の専門性向上に寄与することができた。 具体例として、全国特別支援学級・通級指導設置学校長協会との密接な連携については、当該協会が実施する全国的なアンケート作りの質問項目精査に係る助言・支援、当該協会刊行物への発刊に向けたコンテンツの提供など、当該協会のニーズに即応して実施した。	
--	---	---	--

<評価の視点> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	23 件の依頼を受け、講義を実施した。 このほか、大学からの依頼による研究協議会・シンポジウムでの発表や、大学のセミナーにおける特別支援教育の最新の動向・モデル事業の紹介、(独)教職員支援機構（NITS）への講師派遣 1 件、(独)日本学生支援機構（JASSO）への講師派遣等 1 件を実施した。 ウ 能登半島地震の被災地への支援 能登半島地震の被災地への支援について、 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震に対する支援に当たっては、被災された現地の状況について、学校長や教育委員会の指導主事等を通じて、あるいは現地に実際に足を運んで情報収集を行ったことで、例えば、指導場面で活用できる教材・教具の送付だけでなく、被災した児童生徒に対してどのような配慮をすればよいのか不安に感じている教員を支援するための情報提供を行うなど、現地の状況やニーズに合った具体的な支援の実施につなげることができた。 また、主務大臣の指摘を踏まえ、校長会等を通し、継続的に被災地の状況を把握した。11 月には、被災地の特別支援学校の学校長と意見交換をし、実際、被災の際に研究所から送付した教材等が有効であったのか、どんな支援が特に助かったかについて情報収集した。 今後、同様の支援が必要となる場合には、どのような研究所の対応が必要であるかが明確になったことと同時に、被災時にどのような教材・教具の工夫が必要であるかのノウハウを蓄積でき、ホームページでそれらの情報を公開する準備をすることができた。例えば図工で絵を描く際、パレットに紙を敷いた上で絵具を出せば、洗う時の水の節約になる等の工夫である。このような具体的な被災地の工夫について情報を収集することができた。 今後も継続して、校長会、教育委員会と連携しながら、被災地の情報収集並びにニーズに応える支援を行うこととする。	<u>被災地支援については、主務大臣の指摘を受け、被災地と継続的な関わりを持った。</u>本年度、被災地の学校や教育委員会へ足を運んでの情報収集等より、いつ発生するか分からない災害時の学校への対応について有益な情報を発信できる準備が整った。これらの情報発信は特別支援学校のみならず、全国の学校等への重要な情報提供になる。 さらに、令和 6 年度当初に開設した学校現場の教職員と教育委員会の職員を対象にしたオンラインの相談窓口を継続し、<u>その後に発生した豪雨災害への対応を含め、現地のニーズに応える支援を行ったことは今後他の地域での災害時の対応に大いに役立てられるものとなった。</u>	
---	---	--	--

		＜主務大臣指摘＞ 能登半島地震の被災地への支援について、同様の事態が生じた際により効果的な支援を行うために、支援がどのような形で役立ったか、被災地の需要を反映した効果的なものであったかについてのフォローアップの実施が必要である		
--	--	---	--	--

注4）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載） 予算額と決算額の差が10%以上であるが、情報普及に従事する人員数の増加があったことが大きな要因である。

※評定に至った理由の定型文（評価基準 p16 より作成） →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：

（上記定型文のあとに） 自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：

（上記定型文のあとに） 自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、さらなる改善を期待したい。

自己評価 B→大臣評価 B の場合：

（上記 B 評定の定型文のあとに） 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費1%以上の業務の効率化	対前年度比 △1%以上	—	△1.6%	△5.3%	△1.4%	△1.6%		効率化の算定対象が異なるため、基準値を「-」としている。
	中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比業務経費1%以上の業務の効率化	対前年度比 △1%以上	—	△1.2%	9.3%	△1.3%	△1.1%		

注1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
1. 業務改善及び業務の電子化の取組 <主な定量的指標> ・退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で一般管理費 1 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化	<主要な業務実績> 【効率化による経費縮減<定量的指標、その他の指標、評価の視点>】 ア 管理経費 1 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化 当研究所では平成 13 年度に独立行政法人化されて以降、運営に当たっての基幹的な財源である運営費交付金が通減される厳しい財政状況のもと、我が国唯一の特別支援教育にかかるナショナルセンターとして、研究所一丸となって一般管理費等の削減に鋭意取り組んできている。 特に令和 6 年度においては、災害時等におけるレジリエンス、持続可能性を確保しつつ、また、電力料金単価の恒常的な高止まりにも対応できるよう、使用電力量の削減を目指し、引き続き所内の全照明設備について LED 化を図り、経費削減で捻出した財源を活用し、前倒しで	<評価> 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項への対応も行っていることから、A 評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 <根拠> 左記のような地道な取組により、退職手当及び特殊要因経費を除いた対前年度比一般管理費 1.6%、業務経費は 1.1% を削減し、達成率はそれぞれ 160%、110% となった。 今回の業務効率化の比較基準年としている令和 5 年度に比べ、物価上昇や人件費高騰を考慮すれば、前年度比較においての経費増は避けがたい状況の中、左記に記載する地道な取組を推進することで目標を達成した。	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

	＜その他の指標＞ ・事業の重点化、管理部門の簡素化等の取組により業務運営コストの削減を図ったか。	一部整備を実施した。これら計画を着実に推進することで、固定経費である電力使用量を前年比 4.6%の減を達成したところである。併せて、太陽光発電設備の今後の導入に向けて、設置候補地の地盤調査や周辺整備を進め、導入のための基礎整備を行った。 さらには、これまで外部委託していた環境整備のための所内敷地の草刈業務について、職員で行うなど、一部内製化するとともに、所内敷地に所在する樹木剪定に当たっては、業者と交渉し、夏季と冬季の年 2 回、当該業者主催の剪定実技講習会場として所内敷地を提供することで、剪定を無償で行っていただくなど、経費削減のための工夫に取り組んだ。 また、施設設備整備については、事後保全から予防保全による維持管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握に努めるとともに、財務課内に樹木管理ワーキングを新たに設置しワーキングメンバーで年 2 回（春・秋）敷地内を巡回し、倒壊の可能性のある樹木の見極め調査を行い、本調査に基づき、伐採等の所要の対応を取ることとで、倒木の未然防止に努めた。 イ 事業の効率化・運営化の取組 （ア）事業の効率化・重点化、予算執行の効率化 中期目標に基づく中期計画及び年度計画等に定める業務を推進するため「令和 6 年度予算編成方針」を策定し、当該方針に基づき予算編成を行い、事業の効率化・重点化を図った。 加えて、中期計画、年度計画に即した適切かつ効率的		
--	--	--	--	--

な執行と予算管理の徹底を図るため、四半期ごとの予算執行状況を把握し、「令和6年度予算の早期執行及び財務会計システムの運用について」(令和6年10月8日付)を所内に通知し、予算の有効活用、早期執行等についての周知を徹底した。これら予算執行状況を踏まえたうえで、3回の補正予算の編成を行い、効率的な予算執行に努めたところである。

また、近年の物価高騰で様々な調達案件にその影響が及んでいる中、節電の励行、会計システムによる事項ごとの予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所内各種会議におけるシンククライアント端末の活用等によるペーパーレス化の推進や、入札への誘引や入札参加資格要件の緩和などにより、より多くの業者が入札に参加できるよう配慮することをもって、業務運営コストを削減するための活動を継続してきた。

令和6年度においては、4法人(当研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構)連携の枠外ではあるが、当研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構の3法人間でPPC用紙の共同調達を実施したところである。

また、財務会計システムの保守契約について、これまで単年度契約を締結していたところ、4年間の複数年契約を締結することで今後の人件費等の物価上昇による値上がりリスクを軽減し、業務運営コストの増加抑制につながる工夫を行ったところである。

(イ) 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進

<その他の指標> ・業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげたか。 <評価の視点> ・前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、当研究所の事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度以降毎年、調達等合理化計画を策定している。また、この計画は、毎年、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会が策定しているほか、同委員会が令和 4 年度実績の点検を行い公表している。 令和 6 年度の対象となる契約件数は 18 件、契約金額は約 154 百万円である。うち、競争性のある契約は 15 件(83.3%)、約 148 百万円(96.2%)、競争性のない随意契約は 3 件(16.7%)、約 6 百万円(3.8%)となっている。競争性のない随意契約は、水道契約 1 件、手話通訳・要約筆記契約 1 件、会場借料契約 1 件の計 3 件であり、これらについては他に供給できる業者が存在しないためである。なお、競争性のない随意契約については、調達等合理化検討会、内部統制推進会議の点検及び契約監視委員会の審査を受けている。 ウ 業務の効率化及び電子化の取組等(業務の効率化) 特定の期間において取り組む業務や組織横断的に取り組む業務についてはワーキングチームを編成し対応するなど、柔軟な組織体制の運用を図り、効率的な業務運営に努めた。 (電子化の取組) 電子決裁システムの導入に向けては、令和 5 年度に引き続き複数業者からヒアリングを行うとともに、試用して操作感を確認しながら具体的な検証を進めた。導入に	ワーキングチーム編成による柔軟な組織体制の運用等とともに、テレワーク勤務であっても参加できるよう、オンラインによる会議を併用することを基本とし、効率的な運営体制を確保した。 また、当研究所は小規模な組織であるため、費用対効果の観点から必ずしもシステムの導入が必要ではない場合もあるが、人的コストを含め費用対効果を意識し、業務負担の軽減が見込めるアプリケーションの導入等を積極的に行うことで、有限である人的資源から最大限の成果を生み出すことにつながるよう取り組んできた。特に、	
---	--	---	--

		よって生じるランニングコストと削減が見込まれる人件費、消耗品費等のコストを比較検討した結果、導入することを決定した。併せて、紙媒体で管理している出勤簿等についてもシステム導入による電子化を図ることに決めた。いずれも、令和7年度内の本格導入を目指し準備を進めている。 研修事業において、研修事業計画や研修実施要項、推薦書式等を当研究所のWebサイトに掲載するとともに、メールによる文書の送達及び教育委員会からの推薦書の提出もメールによる受付を行った。加えて専門研修員からの提出書類等についても、メールによる受け付けを行う等オンライン利用の取組を推進した。 また、研究所内におけるPMOの機能も有する内部統制推進会議を中心に各業務のモニタリングを実施し改善点の洗い出しを行うとともに、理事長のリーダーシップのもと、次年度のアクションプランを作成した。 <主務大臣指摘> 電子決裁システムについて検討を進めているが、予算状況を考慮し、導入するメリットと将来的な費用負担等のデメリットを踏まえた上で導入の可否について検討し、決定する必要がある。	電子決裁の推進については、複数業者からヒアリングを行い使用感の検証も行ったことで、研究所の規模感にあったシステムを選択し、費用対効果が見込めるシステム導入を決定した。ペーパーレス化による消耗品費の削減だけでなく、研究所のミッションを着実に遂行するための適切な人的資源の配分にもつながった。 <課題と対応> 文書決裁及び出勤簿等の電子化について、令和7年度内の本格導入に向けて着実に準備を進める。	
--	--	--	--	--

	2. 予算執行の効率化 ＜その他の指標＞ 業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めたか。	＜主要な業務実績＞ 中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに各事業当事者が作成した予算積算書を基に次年度計画を含む役員ヒアリングを実施したうえで予算配分を行うことで予算及び支出実績を管理し、四半期ごとの予算執行状況を把握するとともに、補正予算編成により予算の再配分を行い、予算執行の効率化を図った。	＜根拠＞ 業務達成基準による収益化の原則に基づき、四半期ごとに予算執行状況を把握し、執行状況を踏まえた補正予算編成を行い、予算執行の効率化を図った。	
	3. 間接業務等の共同実施 ＜その他の指標＞ 効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を推進したか。	＜主要な業務実績＞ 【間接業務等の共同実施について＜その他の指標＞】 当研究所の所在地が交通の利便性が高くない地域であるなど、経済効率性を追求するには厳しい状況の中、更なる経費節減、業務効率化を目指し、これまで「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、当研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の4法人で、「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について、費用対効果及び効率化等の検証を行いつつ、取組を鋭意推進してきているところである。 ア 物品の共同調達 令和6年度は、以下の品目について共同調達を実施した。その結果、経費の削減、業務の効率化が図られた。 事務用品（ドッチファイル等）	＜根拠＞ 効果的・効率的な業務運営のため、共同実施を決定した業務について、順次実施するとともに、費用対効果の検証等を行いつつ、新規業務の検討も行い、間接業務等の共同実施を推進している。 職員研修については、職員数の少ない法人同士が共同で実施することによる開催経費の節減等のスケールメリットに加え、普段接することの少ない他法人の職員との交流・情報交換ができるなど、非常に有意義な取組となった。	

	・ 電気供給の調達に係る入札手続き ・ 電子書籍 ・ 古紙溶解 ・ 非常食 イ 間接事務の共同実施 令和6年度も、以下の業務について共同で実施することにより、業務の効率化、適正化を図った。 ・ 予定価格作成に係る積算 ・ 会計事務等の内部監査 ・ 宿泊研修施設利用者の相互受入 ・ 国立大学法人等職員採用合同説明会の共同運営及び採用広報の相互協力 ウ 職員研修の共同実施 令和6年度は、以下の職員研修について共同で実施することにより、単独では実施困難な研修機会の確保や主担当法人以外の法人の業務の効率化、講師謝金等に係る経費削減が図られた。また、研修を通じて4法人間の職員の交流を図ることができた。 ・ 新規採用職員研修 ・ SNS・ソーシャルメディアを利用した広報力向上研修 ・ 独立行政法人制度研修 このほか、各法人が主催している研修会やセミナーへの受講機会の相互提供を、平成26年度から実施している。		
--	--	--	--

4. 給与水準の適正化 ＜その他の指標＞ ・給与水準の適正化を図ったか。	＜主要な業務実績＞ 役職員の給与水準については、主務大臣より、「当該法人は、国家公務員の給与及び他の独立行政法人の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。」との検証結果を得ているところであり、総務大臣が定める様式により当研究所のホームページにおいて公表した。 また、令和6年度の総人件費（最広義人件費）は743,299千円、改正給与法に準拠した給与規程の改正等による給与支給額の増加、職員数の増加及び退職手当支給額の増加等により前年度比9.5%の増となった。	＜根拠＞ 当研究所の給与基準については、国家公務員の水準未満となっており、主務大臣より「当該法人は、国家公務員の給与及び他の独立行政法人の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。」との検証結果を得ている。	
--	--	--	--

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載） 特になし。

※評定に至った理由の定型文 →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：（上記定型文のあとに）

自己評価では〇評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：（上記定型文のあとに）

自己評価では○評定であるが、今後の課題・指摘事項の欄に示す点について、さらなる改善を期待したい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇－〇〇 令和２年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注１）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
1. 自己収入の確保 ＜その他の指標＞ ・積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ったか。 また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ったか。 ＜評価の視点＞ ・前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ 【外部資金の獲得＜その他の指標、評価の視点＞】 当研究所では、研究活動、研修活動、情報普及活動など各種事業での取組において、関係団体や機関との積極的な連携・働きかけを行い、緊密な関係性を構築できたことで、共同研究等による外部資金の獲得を行った。 また、競争的支援獲得に向けた取組も実施した。具体的には、国立大学教員として長年勤務経験がありかつ豊富な研究業績を有する国立大学名誉教授を参与として招聘し、競争的資金への申請を予定している研究職員に対して、同参与による研究内容や申請内容に関する個別懇談等を開催した（個別懇談等を 68 回開催し、延べ 97 名の研究職員に対して指導・助言を実施）。また、「外部競争的資金への申請に向けた準備に資する経費」を設け、研究職員の外部資金獲得を支援した（7 件）り、各種公募情報に関するリサーチ及び研究職員への情報提供を行うとともに、申請にあたっての事務的サポートなどを行った。	＜評価＞ 評価：B その他の指標において所期の目標を達成しているものと考えことから、B 評価とした。 所期の目標を達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 当研究所のミッションの内容を踏まえると、科研費等の競争的資金を獲得することは不利な条件である。そのため、当研究所の各種事業を通じて、緊密な関係構築を図ることで、共同研究等の実施を実現した。 例えば、ファーストリテイリング財団の受託事業で実施している盲ろうに関する研究は現在、教員の養成段階や教員になってからも、希少障害である盲ろうについて専門的に学ぶ機会はほとんどなく、十分な教員研修の場や機会、支援体制が整備されていない状況下において、盲ろう幼児児童生徒の支援体制構築に多大なる貢献をしている。 また、作成した盲ろうに関するパンフレットやハンドブックを全国の特別支援学校等へ配布したり、全国約 700 か所の調剤薬局にポスターとして掲示したりしたほか、国際学会への参加、アメリカにおける盲ろう教育の取組の視察を通して、海外の専門家等とのつながり、ネ	＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

(ア) 科研費以外の外部資金研究

令和6年度は、受託事業を3件実施した。

ファーストリテイリング財団の受託事業については、全国に点在する多様な盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備を目指した教員研修のシステムと、地域資源の活用、関係機関との連携等に関する研究を行った。

また、令和6年度に新たに8年度まで「特別支援教育における身体性の向上に資するデジリハツールの活用に関する研究(研究課題名)」をテーマに、株式会社デジリハが開発した「デジリハ」の特別支援学校等での評価方法や事例検討に関する受託研究を実施することになった。

資金名	金額	研究課題名
ファーストリテイリング財団 (R元～6)	5,000 千円	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関する研究
国立病院機構 東京医療 センター (R2 ～6)	50 千円	先天性および若年性の視覚聴覚二重障害の難病に対する医療および移行期医療支援に関する研究
株式会社デジリハ (R6～8)	240千円	特別支援教育における身体性の向上に資するデジタル機器の活用に関する研究

ットワークの構築、最新の研究動向を収集することができた。それらの活動を行うことにより、盲ろうに関する研究の全国的な普及啓発に寄与するとともに、同財団の理念である「より良い社会を実現するための研究、技術開発の支援や人材育成、社会的に弱い立場におかれた人々への支援を通して、あらゆる人々が共生できる持続的に発展可能な社会創り・・・に貢献していきます。」に寄与していると考え。

さらに、令和5年度事業評価時の主務大臣指摘事項(左記)を受けて、令和6年度には、新たに(株)デジリハと受託契約を結び肢体不自由のある子供の身体性の向上に資するデジタルツールの活用に関する受託研究を開始したところである。

＜主務大臣指摘＞

受託事業による外部資金及び科研費等の獲得による自己収入の拡大を図るため、今後さらなる積極的な取組が必要である。

（イ）科研費

科研費の状況について、令和6年度は令和5年度に比べ、実施件数は1件減少し24件となったが、申請数及び採択件数及び採択率は共に増加し、交付額についても3,460千円増の18,460千円となった。

このほか、他研究機関から研究分担者として、延べ12名、計2,709千円（直接経費2,084千円、間接経費625千円）の配分を受け、研究を実施した。

【資産貸付・寄付・基金による自己収入】

（ア）資産貸付等による自己収入

令和6年度の自己収入については、

- ・令和6年度から専門研修の集合期間を1週間延長したこと
- ・施設利用促進のためホームページのリニューアルを行い、各施設の個別のページを作成し、設備の写真や利用案内リーフレットを見やすくした。また、横須賀市の体育施設「スポーツコミュニティよこすか」のホームページとの相互リンクを設置したこと
- ・施設利用案内のホームページをリニューアルし、横須賀市の体育施設のホームページと相互リンクを設置したこと

令和6年度の科学研究費補助金の採択率及び採択件数は昨年度から増加した。また、他の研究機関からの研究分担者として研究費の配分を受けている。

外部講師による「研究力向上セミナー」を開催するとともに、参与による個別懇談など研究職員の研究力を向上させる取組を進め、外部資金の獲得に向けて組織的に取り組んでおり、こうした取組の成果が実を結んでいると考えている。

当研究所の所在地は交通の利便性が高く無い地域にあり、保有資産を活用した自己収入の確保には条件が厳しい中、令和6年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を踏まえつつ宿泊期間を1週間延長や自動販売機の設置契約の見直しを図ることで自己収入の確保に努めた。

引き続き、物価高騰が継続していることから、令和6年度についても、再度研修員宿泊棟にかかる施設使用料について検証を行い、自己収入の確保を図るために必要な措置を講じる予定である。

- ・近隣の町内会や放課後等デイサービスに施設利用案内リーフレットを配布したこと
- ・自動販売機の設置契約の見直し及び更新を図り、設置台数を増やしたこと

により、宿泊料収入等の資産貸付収入を対前年度約 3,265 千円増の 10,973 千円へと増加させることができた。

併せて、地域貢献活動の一環として地元野比東町内会に会合会場として会議室の貸し出しを行い、地元自治体との良好な関係構築にも努めた。

		令和 5 年度	令和 6 年度
宿泊棟 使用料	件数	350 件	321 件
	金額	7,238 千円	10,521 千円
体育館等 使用料	件数	88 件	83 件
	金額	470 千円	452 千円

また、令和 6 年度についても引き続き物価高騰が継続していることから、再度研修員宿泊棟にかかる施設使用料について検証を行い、自己収入の確保を図るために必要な措置を講じた。

（イ）寄附・基金による自己収入

障害のある子供の教育のより一層の振興を図るため、令和 2 年度に NISE 基金を設置し、広く国民からの寄附を募り、随時受け入れている。令和 6 年度は、セミナー等のイベントでチラシを配布するなど積極的な広報を行った結果、1,111 千円（16 者）の寄付を受け入れた。

NISE 基金について HP による周知に加え、研究所の紹介や主催行事の機会をとらえて積極的に広報を行った結果、寄附件数、金額ともに増加傾向にあり、令和 6 年度も、前年度（462 千円）を大きく上回る寄附を受け入れることができた。

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進 ＜その他の指標＞ ・ 障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。	＜主要な業務実績＞ 【体育館及びグラウンドの外部利用の促進＜その他の指標＞】> ア 幅広い広報の実施 体育施設については、継続して研究所要覧や NISE パンフレットに体育施設の利用案内を掲載し、広く周知したほか、更なる施設利用促進のため、ホームページのリニューアル及びチラシデザインの刷新を行った。 具体的に、ホームページでは、各施設の個別のページを作成し、設備の写真や利用案内リーフレットを見やすく改善するとともに、横須賀市の体育施設のホームページとの相互リンクを設けて周知の強化を図った。 また、チラシについては、施設の特徴や利用方法がより伝わりやすくなるようデザインを工夫するとともに、研究所公開や横須賀市教育研究所による教員研修、近隣の町内会や放課後等デイサービス等で配布し、周辺地域を中心に広報を行った。なお、体育館については、研究所公開において、体育館に障害種別研究班の紹介ブースを設置したり、パラスポーツの「ボッチャ」など、障害者スポーツの体験会を実施したりするなどし、実際に利用してもらうことを通して広報を行った。 イ 災害時における横須賀市への施設の提供 施設の外部利用の一環として、横須賀市との協定を結び、救援物資集積拠点並びに地域医療救護所として活用できる体制を構築した。	＜根拠＞ 体育施設については、<u>ホームページやチラシをリニューアルしたり、横須賀市と連携して広報を強化したりするなど、施設利用促進のための取組を行った。</u> さらに、施設の有効活用策として、新たに<u>所在地である横須賀市と協定を結び、災害時に救援物資集積拠点並びに地域医療救護所として活用できる体制を構築した。</u> 全国各所で様々な自然災害が発生している昨今の現状を踏まえれば、<u>非常時に地域の担い手の一つの機関として地域に貢献することは重要であり、そのための体制整備ができたことの意義は大きい。</u>	
---	---	---	--

3. 保有財産の見直し	＜主要な業務実績＞ 【保有財産の見直し＜その他の指標＞】 毎年度、財務・施設委員会において、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所固定資産の減損に係る会計処理細則に定めた基準に基づき、保有財産の必要性を判定している。令和6年度においても、保有財産は研究・研修事業等に活用されており、当該基準を満たしていることから、保有の必要があると判断した。 保有財産の使用状況については、施設利用状況実態調査を実施し、今年度は研究管理棟の各室の使用状況を確認し、令和7年7月末をめどに有効活用のための整理や改善を進めている。 また、当研究所、独立行政法人青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の4法人のほか、横須賀市の体育施設「スポーツコミュニティよこすか」ともホームページに相互リンクを貼り、4法人間における施設の利用促進を図っているところである。 さらに、資産の有効活用及び温室効果ガス排出抑制を目指し固定経費である光熱水費の後年度負担軽減を図るため施設内の太陽光発電設備の設置の検討及び設置候補場所の基礎整備を実施した。	＜根拠＞ 保有財産は、研究・研修事業等における利用実績を勘案した基準を満たしており、<u>現状保有は適切である</u>。					
IV 予算、収支計画及び資金計画	＜主要な業務実績＞ ○ 予算、収支計画及び資金計画 1. 令和6年度予算 <table><tr><td>収入</td><td>1,201,564 千円</td></tr><tr><td>運営費交付金</td><td>1,101,075 千円</td></tr></table>	収入	1,201,564 千円	運営費交付金	1,101,075 千円		
収入	1,201,564 千円						
運営費交付金	1,101,075 千円						

2. 令和6年度収支計画	施設整備費補助金	74,737 千円	
	寄附金収入	4,304 千円	
	雑収入	11,841 千円	
	受託事業等（間接経費含む）	9,607 千円	
	支出	1,109,129 千円	
	人件費	737,167 千円	
	一般管理費	57,232 千円	
	業務経費	231,918 千円	
	研究活動	51,198 千円	
	研修事業	70,840 千円	
	情報普及活動	109,880 千円	
	施設整備費	74,737 千円	
	寄附金	4,305 千円	
	受託事業等（間接経費含む）	3,770 千円	
	2. 令和6年度収支計画		
	費用の部	1,112,395 千円	
	人件費	747,867 千円	
	一般管理費	48,503 千円	
業務経費	239,993 千円		
減価償却費	48,647 千円		
財務費用	0 千円		
臨時損失	27,385 千円		
収益の部	1,091,677 千円		
運営費交付金収益	927,579 千円		
資産貸付収入等	25,752 千円		
資産見返負債戻入	48,647 千円		
引当金見返に係る収益	89,699 千円		

	臨時利益	0 千円		
3. 令和6年度資金計画	3. 令和6年度資金計画			
	資金支出	1,123,933 千円		
	業務活動による支出	1,029,598 千円		
	投資活動による支出	94,355 千円		
	財務活動による支出	0 千円		
	資金収入	1,170,865 千円		
	業務活動による収入	1,126,827 千円		
	投資活動による収入	44,038 千円		
	<主要な業務実績>			
	短期借入該当なし。			
V 短期借入金の限度額	<主要な業務実績>			
	剰余金該当なし。			
VI 剰余金の使途				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)
特になし。

※評定に至った理由の定型文 →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：（上記定型文のあとに）

自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：（上記定型文のあとに）

自己評価では○評定であるが、今後の課題・指摘事項の欄に示す点について、さらなる改善を期待したい。

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【困難度：高】 令和3年度に、科技イノベーション活性化法上の研究開発法人となることから、研究の多様性の確保に努め、大学・関係機関等と連携しながら先端的な研究を推進することが必要であり、重要度は高い。また、新たに連携を進めていくことになるため、困難度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載） <文例> 事前分析表（令和〇〇年度）〇-〇〇 令和2年度行政事業レビュー番号 ××× ※いずれも文部科学省のもの

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	共同研究の実施件数	中期目標期間中に1以上	—	0	0	2件（3機関）	2件（3機関）		

注1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
1. 内部統制の充実 ＜その他の指標＞ - 内部統制システムを充実・強化を行ったか。 ＜評価の視点＞ - 前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ 【内部統制の充実＜その他の指標、評価の視点＞】 令和6年度も引き続き、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の充実・強化を図った。具体的には、以下のとおりである。 ア リスク対応計画（アクションプラン）の作成 令和6年度は、令和5年度発生したリスク等を勘案し作成したリスク対応計画（アクションプラン）に基づき、内部統制が有効に機能しているかどうかを確認するためモニタリングを行った。また、本モニタリングの結果を踏まえ、令和7年度の業務フロー及びリスク対応計画（アクションプラン）を作成した。 なお、リスク対応計画については、監事による監査意見を踏まえ、リスクに対応した方策を明らかにするた	＜評価と根拠＞ 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項への対応も行っていることから、A評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 内部統制システムについては、アクションプランのモニタリングを実施するとともに、監事監査を踏まえ内容の見直しを図るなど、内部統制システムの充実・強化が図られている。また、理事長のリーダーシップの下、リスクマネジメントの向上、組織内部の情報の伝達の円滑化が図られるとともに、監査結果の伝達による業務改善が図られるなど、<u>内部統制の充実が図られた。</u> さらに、<u>令和4年度の有識者からの意見</u>である「内部統制システムの充実・強化が図られているとの自己評価を、今後も継続強化することを期待する」を踏まえ<u>内部統制システムの流れに、監事による確認を追加する</u>などの取組を昨年度に続き行った。	＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

	め、リスクの「発生可能性」及び「影響度」が一定程度高いものについては、引き続き、リスク対応の具体的な内容を記載した。 さらに、内部統制の運用状況と監視を検証するために、アクションプランの作成方針及びアクションプランを事前に監事に確認いただき、内部統制機能の充実を図る取組を新たに行った。 イ 理事長の指示等の情報伝達 理事長が主宰する月2回の総合調整会議において各部・センターへの情報の共有・伝達に努めた。また、掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職員への情報伝達を徹底した。 ウ 定期的な内部監査の実施及び結果の業務への反映 内部監査及び監事監査を行い、監査後は監査結果を理事長へ迅速に報告し、理事長は監査結果を基に各部署に必要な指示を行った。		
--	--	--	--

2. 研究データの管理・活用 ＜その他の指標＞ ・組織的な体制・環境の整備を行ったか。	＜主要な業務実績＞ 【研究データの管理・活用について＜その他の指標＞】 ア 制度・技術両面による環境整備 令和5年度に整備した制度・技術両面の環境で実際に運用することが可能となるように、改めて研究データ管理・活用WGを立ち上げ、運用体制やメタデータ項目の構成等について検討を進めた。また、研究データ管理の必要性や方針について説明会を実施して職員へ周知をした。 イ 研究データの管理基本方針等の策定 令和4年度末に策定された「研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」及び「データポリシーにおける管理対象データの研究所の基準等及び公開・共有データの研究所の方針」に則った具体的な運用を進めるために、科学技術・イノベーション推進事務局による「公的資金による研究データの管理・利活用に関するメタデータ説明書第1.0版」及び国立国会図書館サーチによる「メタデータ流通ガイドライン」を基にメタデータ項目の選定を進めた。 ウ 研究データの活用のための仕組みの整備 研究成果リポジトリについては、NIIが提供する「JAIRO Cloud」を利用し、コンテンツ管理機能や検索機能を整備し研究成果を検索しやすいインデックス構成やメタデータ構成について研究委員会にて検討した。また、運用方針やオープンアクセスポリシーの策定の他、インターネットを介して著作物を公開することに関連	＜根拠＞ 研究データ管理・活用WGを改めて立ち上げ、<u>運用体制やメタデータ項目について具体的な検討を行うことができた</u>。所内向けに行った説明会においても、周知を行い、<u>令和7年度からの運用開始に向け具体的な準備を整えた</u>。また、研究成果リポジトリの運用方針やオープンアクセスポリシーの策定の他、インターネットを介して著作物を公開することに関連する要項の改正も行い、技術面及び制度面を整備したうえで、<u>令和6年8月に研究成果リポジトリの運用を開始した</u>。	
--	--	---	--

		する要項の改正も行い、技術面及び制度面を整備したうえで、令和6年8月に運用を開始した。さらに、職員向けに研究成果リポジトリを活用し各種の著作物や研究データを公開するための登録手順等の説明会を実施しリポジトリの利用推進を図るとともに、過去の研究成果等の研究成果リポジトリへの登録において、障害種や研究テーマ別にインデックスを割り当てることで多様なニーズの検索に対応し、利便性が向上するための取組を行っている。		
3. 情報セキュリティの対策の推進 ＜その他の指標＞ 情報セキュリティ対策を厳格に実施したか。	＜主要な業務実績＞ 【情報セキュリティの対策の推進＜その他指標＞】 ア 所内情報システムのセキュリティ対策 NISC「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和5年7月4日に改正されたことを踏まえ、令和6年4月1日付けで当研究所の情報セキュリティポリシー及び関連規則を改正し、クラウドサービスやWeb会議サービス利用時の対策の強化等の見直しを行った。さらに、NISC「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」が令和6年7月24日に一部改正されたことを受けて、当研究所の関連する要項を改正した。政府機関等における情報セキュリティ水準を満たす取組に注力するなど、当研究所の情報セキュリティ対策推進計画に基づく情報セキュリティ水準の維持・強化に努めている。 また、令和5年12月の情報基盤システム更新におい	＜根拠＞ 情報セキュリティ水準の維持・強化並びに職員の情報セキュリティに対する意識及び能力の向上を図った結果、<u>情報セキュリティ上のインシデントは1件も発生しなかった。</u>		

	て、認証機能の強化、エンドポイントプロテクション機能の強化、支給端末以外の VPN 接続を禁止する措置等、情報セキュリティ水準の一層の強化を図った。 イ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）監査への対応 令和4年度に実施された NISC 監査での指摘事項に対して、令和6年度までに全ての対応を完了した。 ウ 情報セキュリティに関する職員の意識向上 新規職員採用研修において情報セキュリティに関するガイダンスを実施するとともに、8月に全職員を対象とする情報セキュリティ説明会を開催した。そのうえで、3月に全職員に対する標的型攻撃メール訓練を2回実施し、情報セキュリティに対する意識及び能力の向上を図った。 エ 情報セキュリティ担当職員の資質向上 NISC 主催の勉強会及び CSIRT 研修に担当職員を参加させ、情報セキュリティに関する最新の情報収集及び資質の向上を図った。		
4. 大学関係機関等との連携 <主な定量的指標> ・ 中期目標期間中に共同研究の実施、少なくとも1件以上	<主要な業務実績> 重要度：高、困難度：高 【共同研究の実施<定量的指標>】 組織的かつ継続的な連携の一環で、以下のとおり令和5年度に続き、<u>2件、3機関（目標値に対して 200%）</u>	<根拠> 組織的かつ継続的な連携の一環で、以下のとおり令和5年度に続き、<u>2件、3機関（目標値に対して 200%）と</u>	

	と共同研究を実施した。 ・「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」 実施年：令和5～6年度 共同先：株式会社 e-Craft 特別支援学校における実践を通して、知的障害のある児童生徒のための系統的なプログラミング教育の在り方について研究した。プログラミング教材を開発している大手通信会社との共同研究が実現したことで、具体的なツールを活用した実践及びその結果のフィードバックや課題等に関する具体的な協議が可能となり、プログラミング教材について、知的障害のある児童生徒にも活用しやすいインターフェースやツールの改善と活用方法について成果を上げることができた。 ・「肢体不自由教育における ICT 活用に関する研究」 共同先：国立大学法人広島大学、国立高等専門学校 肢体不自由の障害特性を踏まえながら学習指導要領に示される資質・能力の育成を目指した ICT 機器を活用した各教科等における授業に焦点をあて、事例研究を通して、効果的な指導方法や教材教具の活用、それを支える教員研修等について、地方自治体や教育現場の取組に役立つ知見をまとめる。連携協定を締結している広島大学及び国立高等専門学校機構の研究者と共同で研究を進められたことで、教職課程を有する大学としての知見や工学分野の知見を取り入れながら研究を進めることができた。	共同研究を実施した。 加えて、知的障害のプログラミング教育は実践事例が十分に蓄積されておらず、また市場規模が小さいために民間事業者の参入が難しい現状にあることや、文部科学省が GIGA スクール構想によって整備されたデジタル学習基盤を前提とした、より質の高い、深い学びの実現を目指している現状を踏まえれば、各研究課題は、学校現場の喫緊の課題の解決及び国の施策の推進に寄与するものであり、その研究成果は、現場が抱えている課題へ大きく貢献するものである。	
--	--	---	--

<その他の指標> ・久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図ったか。 ・共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施したか。 <評価の視点> ・前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	重要度：高、困難度：高 【大学・関係機関との連携<その他の指標>】 ア 久里浜特別支援学校との連携 (ア) 協定に基づく連携 久里浜特別支援学校とは「教育研究協力に関する協定書」を平成 16 年に締結し、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子どもの教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図ることとしている。また、平成 24 年には、「防災及び災害応急対策活動等の相互協力・応援に関する協定書」を締結し、相互に防災上の協力を行うとともに、被災した場合には相互に応援することにより、防災及び応急対策活動等の万全を期すこととしている。 (イ) 教育研究及び研修における連携 教育研究としては、聴覚班による聴力測定の見学、意見交換、聴力検査・事前指導に関わる意見交換、聞き取り調査等、自閉症班及び幼児班による授業参観や授業研究会での助言等、先端的・先導的研究チームによるプログラミング教材を活用した授業実践と情報提供等を実施し、双方連携しながら活動を進めた。 また、当研究所が行う特別支援教育専門研修の実地研修先として久里浜特別支援学校を設定し、研修を実施した。 (ウ) その他連携 双方の役職員を構成員とする連絡会議を設け、定期的に運営等の課題について連絡調整を図ったほか、久里浜特別支援学校が実施する防災訓練や運動会等の行事に研究所職員が参加するなど、日常的に連携・交流を行った。特に事務職員にとって、障害	協定書に基づき、久里浜特別支援学校とは、研究職員による指導助言や連絡会議の開催による定期的な連絡調整、行事参加等による交流など、日頃からの連携・交流体制を継続できた。こうした関係性のもと、国内外からの視察受入れ時の対応協力や専門研修における実地研修の実施が実現しており、<u>特別支援教育の充実や理解啓発の促進に向けて連携・協力して貢献することができた。</u>	
--	--	--	--

	のある幼児児童との交流は、業務への意識向上や特別支援教育の現場を知る有意義な機会となった。 また、国内外からの視察受け入れの際にも協力して対応しており、特別支援教育に係る研究や研修の現状についての説明と併せて学校現場の実際の様子も見ていただくことで、より深い理解につなげている。 イ 教育委員会との連携 (ア) 神奈川県教育委員会との連携 神奈川県教育委員会との連携・協力協定の締結により設置された連携・協力推進会議を2回（令和6年8月21日、令和7年3月19日）、同会議の下に設置された研究部会を2回（令和6年7月10日、令和7年1月24日）、研修部会を2回（令和6年7月18日、令和7年1月30日）それぞれ開催した。 同会議等では①県立特別支援学校等と当研究所が協働して行う調査研究活動、②特別支援教育に係る専門性の向上を図る取組、③当研究所の研究成果物等の活用方法等について意見交換を実施した。また、令和8年度から始まる第6期中期目標期間における本研究所の中期計画の策定にあたっての意見を聴取した。 (イ) 横浜市教育委員会との連携 令和6年度は重点課題研究1件、テーマ別研究2件、障害種別研究班2件について研究協力機関・研究協力者として当研究所の研究活動に関する情報提供や助言などの協力をいただいた。また、横浜市教育委員会の指導主事等に専門研修の講師を依頼した	近隣自治体である、神奈川県及び横浜市と連携協定を締結し、それに基づいて、<u>学校現場の声を反映し、かつ、実践を伴った実地的な研究の実施や、実地研修の受入れによるラボ型研修の充実につなげられたことは非常に有意義であった。</u> また、研究職員の講師派遣等を通して、教育委員会を支援し、<u>教員の専門性の向上に寄与することができたこと</u>に加えて、研究所のコンテンツについて、<u>ユーザー目線でのフィードバックももらえることで、今後のコンテンツ作りや情報発信の改善・強化につながる成果を得ることができた。</u>	
--	--	--	--

	り、横浜市立学校を当研究所の専門研修の現地研修の場として提供していただいたりするなどの協力を得ている。さらに、当研究所の研究職員を横浜市立学校等や特別支援教育関係の研究会に講師として派遣したり、学校に出向いて支援・助言活動をしたりするなどした。 (ウ) 全国特別支援教育センター協議会 全国特別支援教育センター協議会の加盟機関同士の情報提供・交流等を一層促進するため、メーリングリストの整備・活用を提案し、加盟機関の了承のもと、運用を始めている。令和6年度は、メーリングリストを活用し、当研究所から各種セミナーの案内、研究成果物の配布や加盟機関から開催事業の案内についての情報発信を行った。 また、全国特別支援教育センター協議会総会及び研究協議会の場を活用し、当研究所が実施する研究成果や事業の説明を行った。 ウ 大学・関係機関等との連携 (ア) 広島大学との連携 先述の通り（本評価書P.16）、連携協定を締結し、障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」に参画いただいたり、西日本ブランチ広島オフィスを拠点とした地域連携を活発に進めたりしている。具体的な実施内容は以下の通り。 ・西日本ブランチ広島オフィスを中心に、広島大学と連携を図り、令和6年8月に、「特別支援教育とインクルーシブ教育を支えるテクノロジー」をテーマとした「第2回広島大学・国立特別支援教育総合	各地域の現状・課題認識に応じて、それぞれの教育センターにおいて研修事業や管下の学校の指導・助言等に試行錯誤しながら取り組まれている中、他自治体の状況を知ることができる全国的なネットワークの存在は貴重である。全国特別支援教育センター協議会について、定例の会議開催だけにとどまらず、メーリングリストの整備による<u>ネットワークの強化を図れたことは、各地域の取組を支援し、全国的な特別支援教育の充実につながるもの</u>と考える。 広島大学及び国立高等専門学校とは、連携協定に基づき、共同研究等に取り組んでおり、先述の通り、<u>研究所では十分持ち合わせていない領域</u>（教員養成大学及び総合大学、工学分野）<u>の知見を提供いただけることで研究の充実につながった。</u> また、特別支援教育に関係するイベントを共催したり、それぞれの主催イベントに参加し合ったりすることで、<u>広報や理解啓発の取組の強化にもつながった。</u> さらに、<u>新たに神奈川歯科大学との共同研究に向けた協議を進めているところ</u>であるが、知的障害のある児童生徒にとって、被災時の状況を VR 機器の使用によって疑	
--	---	---	--

	研究所ジョイントセミナー」を開催した。当研究所からは「視線入力装置」の活用事例や「生成 AI」の効果的な活用について話題提供を行った。 ・令和 6 年 11 月に、「ダイバーシティ、インクルージョンとウェルビーイングの新たな連携」をテーマとした「第 3 回広島大学・国立特別支援教育総合研究所ジョイントセミナー」を開催した。当研究所からは、「病気の子供たちへの対応」について話題提供を行った。 ・令和 6 年 12 月に、「外国にルーツのある子どもたちのインクルーシブ教育」をテーマとした「第 4 回広島大学・国立特別支援教育総合研究所ジョイントセミナー」を開催した。当研究所からは、「外国にルーツのある障害のある子どもの学び」について話題提供を行った。 (イ) 国立高等専門学校機構との連携 先述の通り（本評価書 P.16）、連携協定を締結し、障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」に参画いただいている。このほか、国立高専機構主催の障害者支援機器フォーラムにおける当研究所研究職員のプレゼン発表、研究所セミナーにおける高専と連携をしている特別支援学校の成果発表設定など様々な行事等で相互の報告や発表、情報交換・共有、意見交換、協議による交流が 1 か月に 1 回程度行われ、相互の研究に活かされた。 (ウ) 福岡教育大学との連携に向けた協議 福岡教育大学における九州エリアにおける教員	似体験できることは、彼らの理解を助け、さらには生命の安全に資するものであり、研究の意義は大きいと考える。同様に、盲ろう児の指導を担当する教員にとって、視覚と聴覚の両方に障害のある「盲ろう」の状態を疑似体験できることは、児童生徒の見え方や困難さを十分に踏まえた指導・支援につなげることができ、大変意義があるものと考えている。	
--	---	--	--

	養成の中核拠点の形成を目指した将来構想を踏まえて、特別支援教育を担う教員の資質向上と、地域課題の解決に向けた研究における連携・協力体制をとることにより、我が国の特別支援教育及びインクルーシブ教育システムの構築・推進並びに関連分野の発展・推進に寄与することを目的とし、当研究所と福岡教育大学との間で連携協定の締結に向けた議論を重ねた。 とりわけ、地域課題の解決に向けた研究の推進において、当研究所と大学、及び自治体が、それぞれどのような役割を担い協働するのか等の観点から検討を進め、教員の養成・研修と研究の一体的取組や共同研究等の組織的かつ効果的な実施などについて盛り込んだ協定書を令和7年度に締結する予定である。(再掲) (エ) 大阪大学との連携に向けた協議 大阪大学大学院連合小児発達学研究科の研究領域が、当研究所の研究課題と関連する可能性が考えられたこと、さらに、医科学系の研究と当研究所の教育系の研究の融合は有益な成果をもたらすと考えられたことから、当研究所の各研究班の取組の中で、関連すると思われる研究活動等を取り上げ、連携の可能性について協議を進めた。加えて、当研究所の研究職員が訪問し情報交換を行った。(再掲) (オ) 神奈川歯科大学との共同研究に向けた協議 横須賀地域研究機関等連絡協議会の参画機関である神奈川歯科大学と連携し、同大学教授が開発したVR		
--	---	--	--

	（仮想現実）教材を活用した、知的障害のある児童生徒に対する防災教育におけるICT活用の検討や、盲ろう児に関わる教員向けの、指導・支援内容の課題や改善点を把握することができる研修コンテンツの開発を目的とした共同研究の可能性についての協議を令和6年7月から開始した。協議はオンラインにより実施し、具体的な研究内容について意見交換を行った。令和7年度から共同研究を実施する方向でさらに検討することとしている。（再掲） エ 他機関との連携 （ア） 久里浜少年院との連携 久里浜少年院で行われている要支援在院者に対する新たな職業能力開発指導の実践研究授業に当研究所の研究員が参加するとともに、久里浜少年院を含む矯正教育関係者が当研究所の実施する専門研修の講義聴講をするなどした。 （イ） 久里浜医療センターとの連携 久里浜医療センター名誉院長に当研究所専門研修等の講師を担当してもらうとともに、医療センター職員と当研究所研究職員で構成する合同ケース会を開催し、ゲーム症に関する検討を行うなどした。 （ウ） 三浦半島地域障害者歯科診療所との連携 横須賀市歯科医師会が運営する三浦半島地域障害者歯科診療所の歯科医師、歯科衛生士、久里浜特別支援学校の教員と連携し、障害のある子供の歯科受診の支援を行った。具体的には、同校に在籍する自閉症児童の歯科受診にあたって、児童が見通しを持ち安心して受診できるように、実態の把握から事前	教育や福祉の関係機関に限らず、少年院、医療センター、歯科診療所といった<u>様々な領域の関係団体とも積極的に連携</u>した。課題認識を共有したり、互いに知見を提供し合ったりすることで、<u>それぞれの取組の向上につながり、ひいては、広く共生社会の実現に資するもの</u>と考える。	
--	--	--	--

	指導について教員と当研究所の研究職員で検討するとともに、歯科医師、歯科衛生士とも情報交換しながら具体的な支援方法の確認・共有を行った。 オ 民間企業等との連携 (ア) 先端的・先導的研究の実現に向けた取組 第5期中期計画期間に新たに設けられた研究区分「先端的・先導的研究」において令和4年度の所内公募により採択された「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」について、令和5年度から2年間、横須賀テレコムリサーチパークに所在する大手通信会社の関連会社である株式会社 e-Craft とプログラミング教材について、知的障害のある児童生徒にも活用しやすいインターフェースやツールの改善と活用方法の共同研究契約を締結し、共同研究を開始した。(再掲) (イ) 株式会社デジリハからの受託研究 令和6年12月に(株)デジリハと受託契約を結び、肢体不自由のある子供の身体性の向上に資するデジタルツールの活用に関する研究を開始したところである。(株)デジリハが開発した障害児者向けのリハビリツール「デジリハ」の活用促進を図る観点から、学校で活用した際の効果を検証するための評価指標の設計支援等を行うこととしている。 (ウ) 横須賀地域研究機関等連絡協議会 横須賀地域研究機関連絡協議会からの案内により、YRP オープンイノベーション実行委員会(メンバー：株式会社横須賀リサーチパーク／横須賀市	教育委員会等の関係機関を通じて実践フィールドを提供でき、かつ、特別支援教育の専門家としての知見の提供や実践結果の分析等を行うことができる当研究所と、最新の支援機器やツールを提供できる民間企業が組むことで、研究所では十分に持ち合わせていない領域の知見や技術を補えるとともに、実践結果について、実践校からの意見も含め、開発者に直接フィードバックできるため、<u>障害のある児童生徒の学びの充実に資するものである</u>と考える。	
--	---	---	--

	／京浜急行電鉄株式会社／一般社団法人YRP 研究開発推進協会）が主催する YRP オープンイノベーションデーに出展した。会期 2 日間の参加者数は約 2,100 名であり、企業、研究機関に所属する者や一般の来場者へ、視線入力装置等 ICT 機器の展示を行った。 また、横須賀商工会議所の国立天文台及び NTT 技術史料館への視察研修会が開催され、当研究所から職員が参加した。更に、市内企業及び圏央道工事視察会が開催され、こちらにも当研究所から職員が参加した（古河電工パワーシステムズ株式会社及び圏央道工事視察見学）。		
5. 施設・整備に関する計画 ＜その他の指標＞ ・管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進したか。	＜主要な業務実績＞ 【施設・整備に関する計画について＜その他の指標＞】 研修員、職員及び外部利用者等の安全を確保するため、異常気象、地震等の自然災害に備え、保有施設の強化に資するべく、研修棟等給排水管更新研修棟ヒートポンプチラー更新及び研究管理棟等給排水管更新を実施し、それぞれ 1 月、3 月に竣工した。 また、各施設設備の点検事項のチェックリストなどを定めたメンテナンスサイクルにより、各施設設備の状況を把握し、緊急性の高い施設設備の修繕・改修を実施した。併せて、施設設備整備については、事後保全から予防保全による維持管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握と修繕に努めた。（再掲） さらに、資産の有効活用及び温室効果ガス排出抑制を	＜根拠＞ 管理施設の点検チェックリストを定めたメンテナンスサイクルを活用することで、<u>優先度を判断しつつ、緊急性の高い施設設備の修繕・改修を行うことができた。</u> ＜課題と対応＞ 当研究所は、創設 50 年を過ぎ施設の老朽化が顕著となっており、近年の修繕経費も増加傾向しているところである。研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化を推進するためにも、引き続き、事後保全から予防保全による維持管理に努めるとともに、国からの施設整備費補助金等を獲得しつつ、費用の平準化を図りながら、計画的に修繕・改修等を実施する。	

		目指し固定経費である光熱水費の後年度負担軽減を図るため施設内の太陽光発電設備の設置の検討及び設置候補場所の基礎整備を実施した【再掲】ほか、第6期に向けて、所内委員会である財務・施設委員会において、第6期中期目標期間における施設設備の整備計画の検討にも着手した。 このほか、所内のセキュリティ向上のため、研究管理棟にカードキーシステムの導入及び防犯上の効果が高いと思われる所内敷地の主要箇所には防犯カメラを設置することで防犯体制の充実を図った。		
	6. 人事に関する計画 <その他の指標> ・研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ったか。 ・研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ったか。 ・外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげたか。	<主要な業務実績> 【人事に関する計画<その他の指標>】 ア 人材の確保 (ア) 研究職員の確保 ・教育委員会との人事交流の推進 当研究所の研究活動は、教育現場の喫緊の課題を研究テーマとするなど、実質的な研究を行うことから、研究職員のうち一定数について教育委員会との人事交流を推進している。令和5年度には、3県・2指定都市との人事交流を行っている。 ・高度専門人材、参与制度の確保 特別支援教育分野については、専門性が幅広いことから、客員研究員の雇用や、研究職員とは別に特任研究員を委嘱することにより専門人材を確保し、研究活動の水準の維持向上に努めている。令和6年度については、特別支援教育に関する諸外国	<根拠> 【研究職員の人事確保に向けた取組<その他の指標>】 当研究所の所在地は、鉄道の最寄駅からは離れており道程に高低差もあるなど徒歩によるアクセスが困難であることからバス利用を余儀なくされ、バスの運行頻度もとても低く、交通の利便性が良いとはいえない地域である。 加えて、当研究所のミッションを踏まえると、研究活動としては、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応する等の研究課題を最優先にかつ重点的にエフォートを割く必要があり、大学等の研究機関と比べて研究職員がみずから取り組む研究活動の自由度も低いなど、厳しい条件にある。 このように、採用条件が厳しい状況であるにもかかわらず、左記にあるような様々な取組を創意工夫を行った	

	における国際的な動向に関する専門分野を中心に客員研究員 1 名を雇用し、特任研究員 10 名を委嘱した。 また、研究職員の研究力の向上を図るため、引き続き、国立大学教員として長年勤務経験がありかつ豊富な研究業績を有する国立大学名誉教授を当研究所参与として委嘱し、研究活動に関する様々なアドバイスを受けるなど、研究職員全体の意欲が向上した。 (イ) 事務職員の確保 事務職員については、国立大学法人等職員採用試験合格者を対象とした合同説明会において、当研究所や先輩職員の紹介を行うほか、当研究所で見学会を開催し、研究職員と交流したり職場の雰囲気を体験してもらうなど、積極的な採用活動を行った。 また、国立大学法人との人事交流を推進することで、基幹的な事務部門における専門人材の確保を図った。 イ 職員研修等 国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構と共同で実施することにより、単独では実施困難な研修機会の確保や業務効率化、講師謝金等に係る経費削減が図られた（新規採用職員研修、SNS・ソーシャルメディアを利用した広報力向上研修、独立行政法人制度研修を集合及びオンラインにより実施）。 所内においては公文書管理研修、ハラスメント防止研修及び個人情報管理研修を実施したほか、他機関が実施する研修に職員を積極的に派遣した。また、情報発信や	結果、<u>当研究所のミッション（期待）に応える高度な専門人材の確保と研究水準の維持向上を図ることができた。</u> また、事務職員の採用に当たっては、当研究所の見学会を複数回開催し、職場の雰囲気を体験してもらう等の取組をしたことにより、多数の応募者を確保することができた。また、グループディスカッションを行う等、コミュニケーション能力を重視する試験を行い、質が高く優秀な新卒職員を採用することができた。 業務量に応じた柔軟な組織編成や、人事交流及び新規採用等により、<u>研究所の諸事業の効率化、職員の適正な配置、研究活動等の強化を図ることができた。</u> また、職員研修についても、<u>他法人と連携実施して効率化を図ったことに加え、独自の企画も実施し、研究所としての課題認識や職員のニーズに対応した職員の資質向上・育成に資する機会を確保した。</u> なお、研究職員の人事評価においては、外部資金研究を含む自身の専門分野に関する研究活動の業績を人事評価に反映させることにより、研究職員のモチベーションの向上を図り、研究力の向上につなげた。	
--	---	--	--

	広報の強化及び講義資料や講演資料の充実を目的とした Canva 講習会や、特別支援教育の現状等について学ぶ所内企画の開催等、職員の資質向上に努めた。 さらに、研究職員等に対し、調査研究における分析方法や研究成果の発信、公表等について学ぶ研究力向上セミナーを開催し、研究力の向上に努めた。 ウ ワークライフバランス 働き方改革の一環として、職員の勤務時間の種別を4種設けるとともに、育児や介護等、職員の状況に合わせてテレワーク勤務を行うことができる制度を設けている。また、職員の心身の健康の保持のため、医務室や相談窓口の利用案内をまとめ、職員へ周知した。 エ 人事評価 職員の業績及び能力について適正・公正な人事評価を実施し、処遇等に反映することで、職員の能力・資質の向上及び組織の活性化を図った。 また、研究職員の人事評価においては、外部資金研究を含む自身の専門分野に関する研究の目標を一つ以上設定し、評価を実施した。		
7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について <その他の指標> ・ポストコロナ段階を見据え、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進	<主要な業務実績> 【新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組<その他の指標>】 ア 研究事業における取組 研究の実施に際しては、学校現場等への訪問によるイ	<根拠> 研修事業において感染症対策のための環境整備に取り組むとともに、研究に係るインタビュー調査の実施や各種セミナーの実施をオンラインで行うなど、ポストコロ	

めたか。 ・集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施したか。	インタビュー調査や実践事例の収集などの研究活動については、学校長の許諾を得る等、了解を得られた場合に、対面で実施し、オンラインで可能と考えられる場合には、オンラインでの実施とした。 イ 研修事業における取組 研修事業においては、各研修室に空気清浄機やアルコール消毒液を設置して新型コロナウイルス等の感染症対策のための環境整備に取り組んでいる。また、令和6年度には、前年の令和5年度に新型コロナウイルス感染が5類に移行後1年が経過したことから、マスクの着用については引き続き任意とし、専門研修の集合型研修期間を昨年度までの3週から1週増やし4週とするなど、更なる緩和を図った。 また、インクルーシブ教育システム充実に関わる研究協議会の実施に当たり、当研究所のWebサイトに、事前学習のための講義動画等の掲載、研究協議会当日の資料、関連リンク等の有用な情報の掲載等をオンデマンドで行い、交流及び共同学習推進指導者研究協議会では、当研究所のWebサイト上での事前学習に加えて、オンライン会議システム（Zoom）を使用して取組紹介やグループ別の協議を行うなど、全ての日程をオンデマンド及びオンラインで実施した。 ポストコロナ段階を見据えた今後の情報提供の在り方等について引き続き検討していくこととしている。	<u>ナ段階を見据え、インターネットを活用した事業・業務を適切に実施することができた。</u>	
---	--	--	--

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

特になし。

※評定に至った理由の定型文 →政策推進室に提出する際には削除する。

S：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。

A：以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

B：中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

C：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。

D：以下に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

自己評価から評定を引き上げた場合：(上記定型文のあとに)

自己評価では○評定であるが、以下に示す点について、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるため。

自己評価から評定を引き下げた場合：(上記定型文のあとに)

自己評価では○評定であるが、今後の課題・指摘事項の欄に示す点について、さらなる改善を期待したい。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
I-1 特別支援教育に係る実践的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	【重要度：高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。 (1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及 国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進等に寄与するため、権利条約の批准、障害者基本計画、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化、国の政策動向等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして、国との緊密な連携による国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、戦略的かつ組織的に実施すること。また、その成果によって、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。 特に、近年では、通常の学級における取組等、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を進めること。 これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、学校	(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及 ① 我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして行うべき研究活動について、学校における ICT 活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 重点課題研究：文部科学省との緊密な連携のもとに、国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究を行う。 ロ 障害種別特定研究：各障害種における喫緊の課題の解決に	(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及 ① 「研究基本計画」に基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。 イ 重点課題研究：文部科学省との緊密な連携のもとに、障害種の枠を超えて、国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究を行う。 ロ 障害種別特定研究：各障害種における喫緊の課題

	における ICT 活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後 5 年間のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。 また、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。さらに、研究に参画する都道府県等を公募し、教育現場の情報を得るなどしながら協力して研究を行うこと。 研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を確保しながら「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）（以下「科技イノベ活性化法」という。）上の研究開発法人として、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。また、特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関や多様な機関との共同事業の実施等連携を進めること。さらに、国立教育政策研究所をはじめとする研究機関や小・中・高等学校等の校長会等関係団体との連携も強化すること。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。また、	寄与する研究。 それぞれの研究は、ナショナルセンターとして相応しい研究を文部科学省、関係団体との緊密な連携のもとに行う。 上記の研究課題については、社会の変化等を踏まえ、実施の必要性、研究内容等について毎年度見直しを行う。 研究の実施にあたっては、複数の課題について、参画する都道府県等を公募し、研究実施に有用な教育現場の情報を得るなどしながら、都道府県等と協力して研究を行う。 ② 上記の研究課題は、国との密接な連携により実施し、毎年度概ね 5 ～ 7 課題を実施する。	題の解決に寄与する研究を行う。 それぞれの研究は、ナショナルセンターとして相応しい研究を文部科学省、関係団体との緊密な連携のもとに行う。 ② 重点課題研究及び障害種別特定研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の重要な政策課題に対応した研究を中心に精選して、令和 6 年度は重点課題研究 4 課題、障害種別特定研究 1 課題を実施する。 イ 令和 6 年度は、重点課題研究を次のとおり実施する。 （重点課題研究：教育課程に関する研究（国への政策貢献）） - 特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究（令和 5 ～ 7 年度） （重点課題研究：切れ目ない支援の充実にに関する研究（教育現場の喫緊の課題に対応）） - 多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実にに関する研究（令和 5 ～ 7 年度） - 共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－（令和 5 ～ 7 年度）
--	--	---	---

	研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。 【指標】 ・ 国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要とする課題に関する調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度５～７件程度実施する（実績：平成２８年度 １０件、平成２９年度 １０件、平成３０年度 １０件、令和元年度 １１件）。 ・ 全国の公立の教育センターを含む教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、６割以上の現場で改善に活用される（実績：平成２８年度 ３０％、平成２９年度 ４６．６％、平成３０年度 ７０．５％、令和元年度 ８２．９％）。 ※ 第４期中期目標では、教育センターとして都道府県、指定都市、中核市が設置する教育センターのみを対象としていたが、第５期では全ての市区町村が設置するセンターとしたため、実績値は、目標よりも低い。	③ 上記の研究課題のほか、将来的な教育政策の検討資料を提示する「先端的・先導的研究」、大学等との共同の研究、国からの要請等に応じた研究、科学研究費補助金等の各種研究資金制度を活用した外部資金研究等の実施を促し、研究活動の活性化を図る。 ④ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省と協議するほか、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。 ⑤ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応	・ 障害のある生徒のキャリア教育の充実に関する研究（仮題）（令和６～７年度） ロ 令和６年度は、障害種別特定研究を次のとおり実施する。 ・ 肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究：肢体不自由分野（令和５～６年度） ③ 上記の研究課題のほか、障害種別研究班・テーマ別研究班の基礎的研究活動に取り組む。将来的な教育政策の検討資料を提示する先端的・先導的研究については令和５年度からの継続の１課題を実施するとともに、新規研究課題の募集を行う。共同研究については、令和５年度の検討・協議結果を踏まえ、連携を進めている大学や近隣の関係機関、企業等と組織的な体制を整えながら実施する。さらに、国からの要請に応じた研究に取り組む。また、科学研究費補助金等の各種研究資金制度に関する情報収集と所内周知、外部の講師等による研究力向上セミナーを実施するなどにより、研究活動の活性化を図る。 ④ 研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省と協議するほか、研究内容の一層の充実に向け、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。 ⑤ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、都
--	--	--	--

		じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめとする特別支援学校等及び近隣の関係機関の協力を得ることや、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。 ⑥ 研究成果については、その目的に応じて、国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。 さらに、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させて研修の充実を図る。	道府県教育委員会や大学等研究機関、校長会等と連携して、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を選定し、積極的に登用する。また、隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめとする神奈川県内の特別支援学校等及びその所管の教育委員会、近隣の関係機関との連携を推進するための体制を強化し取組を推進する。さらに、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。加えて、広島オフィスを拠点とし、広島県及び広島県近隣の学校、関係機関との連携を推進する。 ⑥ 国に対しては、政策立案・施策推進等に寄与するよう報告書並びに研究データ等を提供する。都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校などに対しては、施策推進や教育実践に寄与するよう研究成果報告書のほか、コンパクトで活用しやすいリーフレットや指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。また、研究所で実施する研修講義等に研究成果を反映させる。 引き続き、公立の教育センターへの情報提供の改善を図るとともに、関係諸機関に対して、可能なものについては、調査結果の速報値等の提供に努める。また、校長会をはじめ関係団体の諸会議等において、研究成果を紹介する機会を確保する。
--	--	--	---

	(2) 評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCA サイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。 【指標】 ・ 毎年度、外部評価を実施し、全ての研究において、研究終了時に高い評価（５段階評価で４以上）を得る。（実績：平成 28 年度 100%、平成 29 年度 100%、平成 30 年度 100%、令和元年度 100%）	⑦ 全国の公立の特別支援教育センターを含む教育センターや都道府県・指定都市・中核市教育委員会における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、６割以上の教育委員会や教育センターに活用されているかの検証を行う。 (2) 評価システムの充実による研究の質の向上 ① 「研究基本計画」に基づき、重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部の専門家からなる研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。重点課題研究及び障害種別特定研究の終了時の外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。 また、先端的・先導的研究の研究課題については、外部の専門家とともに開始前に実施の必要性等の評価を実施するとともに、進捗状況等を内部で確認する。その成果については外部の専門家に報告して成果の意義や普及等について助言を得る。 さらに、外部資金研究等については、その成果を研究所運営委員会に報告して成果の意義、および活用や普及に関する助言を得るなどし、これに基づいて、多様なメディアを活用	⑦ 全国の公立の特別支援教育センターを含む教育センターや都道府県・指定都市・中核市教育委員会における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）についてアンケート調査を実施し、６割以上の教育委員会や教育センターに活用されているかの検証を行う。また、研究成果がより一層教育現場で活用されるよう、特別支援教育センター等から得られた情報を元に研究成果のアウトプット方法、活用方法の改善を図る。 (2) 評価システムの充実による研究の質の向上 ① 「研究基本計画」に基づき、重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、内部評価及び外部の専門家からなる研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。 また、先端的・先導的研究の研究課題については、進捗状況を確認し、研究の充実を図る。 外部資金研究等については、その成果の普及について所内で審議したり、研究所運営委員会に報告したりして成果の意義、及び活用や普及に関する助言を得るなどし、これに基づいて、多様なメディアを活用し様々な機会を捉えて発信することで、研究活動の推進を図る。
--	--	---	---

		し様々な機会を捉えて発信することで、研究活動の推進を図る。 ② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、研究成果の活用可能性を含めた評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCA サイクルを重視して評価システムを運用する。	② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを運用し、研究成果の活用可能性を含めた評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムについて、外部専門家の意見を踏まえるなどして、必要な評価システムの改善を行う。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCA サイクルを重視して評価システムを運用する。
I-2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	【重要度：高】 ポストコロナ社会において、ICT を活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。 (1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育	(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を基本としつつ、次の研修を実施する。	(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。

	の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。 研修の実施に当たっては、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした「研修指針」を基本とするが、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。研修の形態については、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。また、研修受講者が、研修で得られた成果を各地域に還元できるようにすること。 研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会における ICT の活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。また、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討すること。	なお、「研修指針」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊若しくはオンライン研修、又は宿泊とオンラインを組み合わせで行う研修） ・ 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース（視覚障害教育専修プログラム）（聴覚障害教育専修プログラム）（肢体不自由教育専修プログラム）（病弱教育専修プログラム） ・ 知的障害教育コース（知的障害教育専修プログラム） ・ 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース（発達障害・情緒障害教育専修プログラム）（言語障害教育専修プログラム） ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会・セミナー：特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題（特別支援教育における ICT の活用や高等学校における通級による指導、発達障害等への対応等）に対応するため、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員等を対	イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊若しくはオンライン研修、又は宿泊とオンラインを組み合わせで行う研修） （第一期）発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 募集定員：70名 実施期間：令和6年5月13日～令和6年7月12日 （第二期）知的障害教育コース 募集定員：70名 実施期間：令和6年9月10日～令和6年11月15日 （第三期）視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集定員：70名 実施期間：令和7年1月8日～令和7年3月14日 募集定員計：210名 ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修（各1日～2
--	--	--	--

	さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との共同研究で得られた成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながら PDCA サイクルを十分に機能させる取組を行うこと。 【指標】 ・ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。（実績：平成 28 年度 100%、平成 29 年度 83.3%、平成 30 年度 83.3%、令和元年度 83.3%） ・ 教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上の達成を図る（実績：平成 28 年度 100%、平成 29 年度 100%、平成 30 年度 94.4%、令和元年度 97.2%）。 ・ 研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上の達成を図る（実績：平成 28 年度 96.4%、平成 29 年度 96.4%、平成 30 年度 93.3%、令和元年度 94.4%）。 ※ 第 5 期中期目標期間の指標は第 4 期中期目標期間の実績よりも低い、第 5 期中期目標期間においては、PDCA サイクルを回しながら、ポストコロナ社会における新たな研修体系を構築する必要があることを踏まえ、指標を 80%以上としている。	象に開催する短期間（2～3 日間程度：宿泊又はオンライン）の研修・セミナー	日間程度の宿泊又はオンライン研修） ・ 特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者研究協議会 募集定員：70 名 実施期間：令和 6 年 7 月 25 日～令和 6 年 7 月 26 日 ・ 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会 募集定員：70 名 実施期間：令和 6 年 8 月 29 日～令和 6 年 8 月 30 日 ・ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 募集定員：80 名 実施期間：令和 6 年 11 月 27 日 ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会：全国特別支援学校長会と連携し、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員を対象として、寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る協議会（オンライン研修） 募集定員：オンライン（対面：50 名） 実施期間：令和 6 年 8 月 23 日 ニ 上記のほか、教育委員会及び教育センター等の指導主事等を対象として、発達障害教育に関する専門的知識を深め、研究協議等を通して、各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上を図る発達障害教育実践セミナー（オンライン研修）
--	--	--	--

		② 研修の計画及び実施に当たっては、文部科学省や久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等及び近隣の関係機関、教職員支援機構、大学などの関係機関と連携し、研究所の研修に求められるニーズや、ICT 環境の整備など学校教育を巡る状況の変化、社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。 ③ 研修のより効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携に	を実施する。 募集定員：70 名 実施期間：令和 7 年 1 月 30 日 ② 研修の計画及び実施に当たっては、文部科学省、久里浜特別支援学校、教職員支援機構をはじめとする関係機関から、意見を聴取し、研修に求められるニーズや、ICT 環境の整備など、学校教育を巡る状況の変化や社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。 また、研修の実施に当たっては、来所の際の感染防止対策を適切に講じる。また、With コロナ・After コロナに対応した研修や研究所の施設・立地を生かした研修（ラボ型研修）の充実を図る。 研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会における ICT の活用や一層のオンライン研修の充実と併せて、集合・宿泊型研修等とオンライン研修それぞれの良さを生かした効果的な研修となるよう見直しを継続する。 ③ 研修のより効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教
--	--	--	---

		について検討する。 ④ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。また、任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況についてのアンケート調査（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。 なお、その際は外部有識者等の意見を取り入れながら改善に努める。	職員支援機構との連携について検討する。 ④ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。また、任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等の改善について検討する。 併せて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを外部有識者の参画を得ながら行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。
	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 ① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」を基本としつつ、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより	（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 ① 「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。

	定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討すること。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施すること。 これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。 【指標】 - 講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに、80%以上の都道府県で行われるようにする。 (実績：令和2年度 19.1%（9県））（令和2年12月現在） - 講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上とする（実績：平成28年度 1,877人、平成29年度 2,722人、平成30年度 3,876人、令和元年度 5,916人）。 - 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上とする（実績：平成28年度 551人、平成29年度 1,470人、平成30年度 1,574人、令和元年度 1,323人）。	学校教育関係者等へ配信する。 イ インターネットによる講義配信（以下、「NISE 学びラボ」という。）で配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう、計画的に更新する。また、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施する。 これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。 ロ NISE 学びラボの活用例や研修モデルを提案し、教育委員会や学校が実施する研修におけるNISE 学びラボの活用を推進するとともに、教育委員会、特別支援教育センター、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報し、利用を促進する。また、NISE 学びラボの自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに80%以上の都道府県で行われるようにするとともに、NISE 学びラボの受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上を確保する。 ② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援	イ インターネットによる講義配信（以下「NISE 学びラボ」という。）で配信する講義コンテンツについて自己評価ツールを加えるなど、個別最適な学びが可能となるよう、計画的に更新するとともに、協働的な学びを目指したモデルプログラムの提案を行う。また、令和5年度に作成した「研修の手引き」を基に、各都道府県教育委員会等を対象にオンラインにて情報交換会を開催し、全国の研修状況について把握し、「NISE 学びラボ」の活用等について周知を図る。 併せて教職員支援機構が運営する「教員研修プラットフォーム」での「NISE 学びラボ」の活用を促進する。 ロ 「NISE 学びラボ」の活用例や研修モデルを提案し、教育委員会や学校が実施する研修における「NISE 学びラボ」の活用を推進するとともに、教育委員会、特別支援教育センター、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報し、利用を促進する。また、「NISE 学びラボ」の自治体の団体受講登録について、80%以上の都道府県で行われるようにするとともに、「NISE 学びラボ」の受講登録数を、19,000人以上を確保する。 ② 大学等と連携を図り、教員養成段階の学生等を対象としたコンテンツを配信するとともに、その
--	--	---	---

		教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。 免許法認定通信教育の実施に当たっては、各都道府県教育委員会が免許法認定講習の開設がしにくく、且つ、免許取得率が低い領域である視覚障害教育及び聴覚障害教育について開設する。 また、受講者の利便性を考慮した運営の工夫や科目・単位の拡充の可能性の検討を行うとともに、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上を確保する。	活用について教員養成大学や各都道府県教育委員会等への周知を図る。 ③ 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を、前期後期各2科目ずつ実施する。また、特別支援教育教諭免許状の取得のための科目を通信制課程を持つ大学と共同して広報活動を行う。なお、これらの実施に当たっては、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を検討する。 (令和6年度前期開設科目) ・ 視覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目 (1単位) ・ 聴覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目 (1単位) (令和6年度後期開設科目) ・ 視覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目 (1単位) ・ 聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目 (1単位) ④ 特別支援教育専門研修において、免許法認定講習を実施する。 ⑤ 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を令和6年度間に、延べ800人以上を確保する。
I-3	【重要度：高】		

総合的な情報収集・発信 や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進	特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。 (1) 特別支援教育に関する情報発信 ① 戦略的な広報の推進 我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組むこと。 また、情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した広報戦略を基本としつつ、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を総合的に収集すること。研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高い ICT ツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。 【指標】 ・ 研究所のホームページについて、情報提供のコンテンツを充	(1) 特別支援教育に関する情報発信 ① 戦略的な広報の推進 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者の理解・支援の充実に貢献する。このため、関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。 なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な研究から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容な	(1) 特別支援教育に関する情報発信 ① 戦略的な広報の推進 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者の理解・支援の充実に貢献するため、関係機関との連携を推進し、 研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。 なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、関係団体や関係機関等をとおして、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発
--	---	--	--

	実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、有用度に関する関係団体への聞き取りをもとに定期的に改善を行い、毎年度、年間 75 万以上の訪問者数を確保する。	ど、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。 ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、インターネットをはじめ広報効果の高いツールなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実するとともに、現場での活用を促進する。 ニ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意する。 ホ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。 ヘ 研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として毎年度 1 回研究紀要を刊行する。 研究所における研究活動等の諸活動に関する情報や特別支	に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。特別支援教育教材ポータルサイトを充実し、ICT 支援機器等の活用に関する実践についても提供する。 ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、インターネットをはじめ広報効果の高いツール（ホームページ、SNS など）の様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実するとともに、現場での活用を促進する。 ニ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意する。 ホ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集や NISE 研究レポート、ガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。 また、オンラインセミナー等の開催、研究所セミナーや専門研修等の機会の活用など、研究成果の普及や活用の促進を図る。 ヘ 研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として年 1 回研究紀要を刊行する。
--	--	---	---

		援教育に関する情報を提供することを目的に特総研ジャーナル、英語版の NISE Bulletin を毎年度それぞれ 1 回刊行し、ホームページに掲載する。 また、メールマガジンなどを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介する。	研究所における研究活動及び事業等の諸活動に関する取組実績や特別支援教育に関する情報は、特総研ジャーナル、英語版の NISE Bulletin に掲載しホームページで公開する。令和 5 年度の活動実績を記載したものを令和 6 年度に刊行及びホームページ公開が行えるよう、その作成を進める。 また、メールマガジンなどを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介する。
		ト 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関して関係団体への聞き取りを定期的に行い、これに基づき、ホームページの利便性の向上を図る。ホームページの利用状況等を把握して、毎年度、年間 75 万以上の訪問者数を確保する。	ト 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）調査を実施し、ホームページの利便性の一層の向上を図る。ホームページの利用状況等を把握して、年 75 万以上の訪問者数を確保する。
		チ 国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。	チ 国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。
	② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓発・理解促進を行うこと。	② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進 （教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動） 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。	② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進 （教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動） 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。

	また、発達障害教育に関し、インターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関係機関との連携に関する取組を推進すること。 さらに、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実等により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、ICT 機器等の教材を広く普及させるための取組を実施すること。 【指標】 発達障害教育推進センターの Web サイトについて、年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。(実績値：平成 28 年度 11 万件、平成 29 年度 9 万 8 千件、平成 30 年度 8 万件、令和元年度 7 万 6 千件)	イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るための研究所セミナーを毎年度計画的に開催し、有益な情報が得られたとの回答について 85%以上を確保する。また、研究所及び特別支援教育の理解啓発を推進するため、久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等とも連携し、国民に対し研究所の施設の公開や活動成果の展示等の取組を行う。 ロ 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、特別支援教育センター（教育センターに特別支援教育を担当する部署がある場合当該部署を含む。以下、「特別支援教育センター等」という。）、関係団体等及び大学と連携を図りながら、講演や研究協議、ICT 機器などの教材展示等を行うセミナーを毎年度開催する。（集合型だけでなくオンラインによる開催を含む） このセミナーは、全国を地区ブロックに分け、中期計画期間中に戦略的・計画的に開催する。 ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育の理解啓発・普及を目的としたリーフレットを作成し情報発信の充実を図る。 また、その中で、障害のない子どもやその保護者への障害に関する理解啓発に関する内容を扱う。	イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るための研究所セミナーを開催し、有益な情報が得られたとの回答について 85%以上を確保する。また、研究所及び特別支援教育の理解啓発を推進するため、久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等と連携し、国民に対し研究所の活動を紹介する取組を行う。 ロ 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、特別支援教育センター（教育センターに特別支援教育を担当する部署がある場合当該部署を含む。以下、「特別支援教育センター等」という。）、関係団体等及び大学と連携を図りながら、講演や研究協議、発達障害教育、インクルーシブ教育システム構築、ICT 活用などのセミナーをオンラインにより年 3 回開催する。 令和 6 年度以降、より一層多くの学校現場に、特別支援教育に関する優れた実践や研究等が周知されるように、講義や講演についてはライブ配信を行う。 ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育に関する理解啓発・情報普及を目的として、研究所が有する知見や教育実践に役立つ基本的な情報等を活用した特別支援教育リーフを令和 6 年度に 8 種類程度作成し情報発信の充実を図る。
--	---	--	---

		(発達障害教育に関する理解啓発活動) 発達障害の子どもの指導及び支援体制の充実を図るため、発達障害のある子どもの教育について、インターネットを通じて、教員や保護者の一層の理解促進を図るとともに、教育委員会等と連携した指導者養成や専門性向上の取組、福祉等の関係機関との連携による理解啓発の取組を行う。 イ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等の教員、保護者等に対して、発達障害のある子供の教育に関する基本的な知識、具体的な指導・支援の方法等、有用なコンテンツの整備を進める。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携し、全てのライフステージにおいて切れ目のない支援が行われるよう情報提供の充実を図る。これらを通して、発達障害教育推進センターの Web サイトについて、毎年度、年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。 ロ 教育委員会や特別支援教育センター等と連携した指導者養成や専門性向上の取組を通じて、発達障害のある子どもの教育の充実を図る。また、福祉等の関係機関との連携を通して、	(発達障害教育に関する理解啓発活動) 発達障害教育推進センターのウェブサイトを通じて、幼稚園等、小・中学校、高等学校等の教員、保護者等に対して、特に通常の学級に焦点を当て、発達障害教育に関する教育現場で有効な情報提供の充実を図るとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の発達障害者支援の充実、連携促進に関する情報を提供する。「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の報告を反映した改善を行い、ニーズに応える情報発信を行う。また、教育委員会や福祉機関等の関係機関と連携した取組を実施し、地域における支援体制の充実を図る。 イ 発達障害教育推進センターのサイトにおいて、発達障害のある子どもの教育の推進・充実に向け教育現場での活用、特に通常の学級における指導・支援に焦点を当て情報提供の充実を図る。年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと共同運営するポータルサイトにおいて、教育、医療、保健、福祉、労働等の発達障害者支援の充実、連携促進に関する国のサイトとして内容の見直し、分かりやすい情報提供の工夫の検討と修正を行う。 ロ 教育委員会や教育センター、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター、福祉等の関係機関とも連携し、発達障害教育に係
--	--	--	---

		地域における支援体制構築の促進を図る。さらに、文部科学省や厚生労働省、保護者団体等の関係機関と連携した事業を実施する。 (支援機器等教材に関する理解啓発活動) 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、研究所の i ライブラリー(教育支援機器等展示室)や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。	る教員の資質向上に関する取組を進め、発達障害教育実践セミナー等で全国に普及を図る。さらに、文部科学省や厚生労働省、保護者団体等の関係機関と連携し、世界自閉症啓発デーに係るイベントを実施する。 (支援機器等教材に関する理解啓発活動) 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、研究所の i ライブラリー(教育支援機器等展示室等)、ICT 活用実践演習室や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、特別支援教育教材ポータルサイトを充実し、支援機器等に関する情報の提供の充実を図る。 また、発達障害に関する支援ツール等については、ライフステージに応じた情報が得られるように、発達障害教育推進センターのウェブサイトと展示室のつながりを持たせるとともに、ウェブサイト及び展示室の再整理を行う。
	(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。 また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。	(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 イ 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握する。 特に、我が国のインクルーシブ教育システムの推進において参考となるよう中期目標期間終了までに、7 か国以上の諸外国の動向や取組について、収集・整理し、研究所のホームページ等での公表を行う。	(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 イ 諸外国(アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、韓国を予定)のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向や取組を計画的に収集し、国内との比較・検討など参考になる情報をホームページ等で広く公表する。

	【指標】 ・ 中期目標期間終了までに、7 か国以上の諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、情報発信するとともに、海外の研究機関とのシンポジウムやセミナー等を開催する。 (実績値：平成 28 年度 8 か国、平成 29 年度 8 か国、平成 30 年度 6 か国、令和元年度 6 か国、令和 2 年度 7 か国) (3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援 我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。 また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。 さらに、全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。	ロ 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣及び共同協議会等を行い、研究交流の促進を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に開催し、広く教育関係者等への情報の普及を図る。 また、海外からの視察・見学を積極的に受け入れ、情報の提供を行う。 (3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援 イ インクルーシブ教育システムの構築に関する都道府県や市町村の課題の解決を図るための取組について、派遣された職員と研究所職員が連携・協働して事業を推進する。本事業を中期目標期間中に 30 件以上実施するとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を 80%以上確保する。 上記の取組の成果については、地域における報告会や協議会の開催等を通じて広く一般にも普及を図るとともに、成果をまとめたリーフレットの作成等を通して、他の都道府県・市町村等にも普及を図る。	ロ 韓国国立特殊教育院と特別支援教育協議会を開催する等、研究交流の促進を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウムを開催し、広く教育関係者等への情報の普及を図る。 また、JICA 研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れ、我が国の教育制度等についての情報を提供する。 (3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援 イ 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための事業（以下「地域支援事業」という。）を事業に参画した都道府県及び市町村教育委員会と協働して推進する。地域支援事業は、10 件以上実施し、事業における研究所の支援が有意義であったとの回答を 80%以上で得ることを目標とする。 地域支援事業の取組や成果については、研究所のホームページへの掲載や参画地域における報告会等を通して、広く普及を図るとともに、事業報告会を公開する等により、他の都道府県・市町村等にも情報を提供する。
--	--	--	--

	【指標】 - 都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を、中期目標期間中に 30 件以上実施する。 - 地域のインクルーシブ教育システム構築のために、各都道府県・市町村からの相談支援の充実を図るとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を 80%以上確保する。 ※ 第 4 期中期目標期間では、都道府県・市町村から派遣された職員が研究所職員と研究をする取組を行い、参加した自治体の 100%で有意義との回答を得ているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの支援が中心となることを想定して 80%としている。 ② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、特別支援教育センター等の関係機関と連携しながら、各学校への周知を行い、活用を促すこと。また、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとすること。 【指標】 - インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年 2 万 5 千件を確保する。 (実績値：平成 28 年度 2 万件、平成 29 年度 1 万 8 千件、平成 30 年度 2 万 4 千件、令和元年度 3 万 2 千件)	ロ 都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの推進に係る相談に対応するとともに、研修会等への講師派遣や専門的な知見の提供等、取組の支援を行う。また、全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究等、地域が協働して行う取組を支援する。これらの相談内容や取組については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。 ② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実 イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、特別支援教育センター等の関係機関と連携して幼稚園等、小・中学校、高等学校等での周知と活用を促すとともに、より閲覧者の利便性を向上させたデータベースとする。また、データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年度、年間 2 万 5 千件を確保する。	ロ 各都道府県等からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談に対応する。また、インクルーシブ教育システムの構築に係る研修会等に研究職員を講師として派遣する。その際、第 4 期中期目標期間中に実施した地域実践研究や地域支援事業の取組と成果をはじめとする知見の提供等、取組を支援する。また、全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究等、地域が協働して行う取組について支援する。これらの相談内容や取組については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。 ② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実 イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、オンライン説明会の開催により、幼稚園・認定こども園・保育所、小学校・中学校・高等学校等での情報発信・周知を図り、活用を促すとともに、閲覧者の利便性向上を考えたデータベースとする。また、特別支援教育センター等と連携し、インクル D B 掲載事例等を活用した研修を通して、教職員をはじめとした関係者の閲覧・活用を促し、事例のダウンロード件数について、年間 5 万件を確保する。
--	--	--	--

	※ 第5期中期目標期間の指標は令和元年度の実績よりも低い が、第5期中期目標においては新たな事例の掲載に努めるの ではなく、第4期中期目標期間において掲載した事例の閲覧 性の向上に取り組むこととしており、それを踏まえた数値と している。 ③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相 談支援 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校 への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する 情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、 各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。 日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も 含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を 必要に応じて行うこと。 【指標】 ・ 毎年度、日本人学校に赴任する派遣教員には研修会を通し て、海外駐在予定の保護者等には相談会を通して情報提供を 行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報 提供を定期的（年15回程度）に実施する。	③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相 談支援 イ 校長会や教育委員会、特別支援教育センター等との関係強 化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率 的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。 ロ 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施す る研修会及び大学の公開講座等への講師の派遣（会場に訪問 せずインターネットを介して行うもの等を含む）を通して、教 員の専門性の向上に貢献するとともに、研究成果の普及や広 報活動を計画的に進める。 ハ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定 期的（年15回程度）に実施し、関係者への情報発信を行うと ともに、日本人学校を通して教員や保護者からの相談に対応 し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校への遠 隔指導に関する取組を行うとともに、日本人学校等在外教育施	③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人 学校への相談支援 イ 校長会や教育委員会、特別支援教育センター等 との関係強化を図り、関係団体の年間計画を把握 し、戦略的に情報発信を行う。また、研究職員が 自治体等で研修を行う際に研究所の事業や研究成 果についての情報提供を行う。 ロ 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター 等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講 師の派遣（会場に訪問せずインターネットを介し て行うもの等を含む）を通して教員の専門性の向 上に貢献するとともに、研修会や公開講座等の内 容に即した研究成果の普及や広報活動を計画的に 進める。 ハ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情 報提供を定期的（年15回程度）に実施し、関係者 への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員 と日本人学校支援の一環として教員及び学校から 紹介のあった保護者からの相談に対応し支援す
--	---	---	--

		設に赴任する教員（管理職等）の研修会や保護者等への相談会において、情報提供を行う。	る。また、日本人学校からの遠隔支援の依頼に対応するとともに、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会等で情報提供を行う。
Ⅱ－１ 業務運営の効率化に関する事項	１．業務改善及び業務の電子化の取組 業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）を踏まえ、現在の業務プロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。 中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費 1 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化を図ること 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 また、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげること。なお、デジタル技術の利活用にあたっては、デジタル化自体を目的とするのではなく、デジタル化によって組織を変革し、新	１．業務改善及び業務の電子化の取組 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。 退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比で管理経費 1 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化を図る。 また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施する。 さらに、調達等に当たっては、複数年契約を推進し、業務運営の合理化・効率化を図る。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 加えて、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内・申し込みのオンライン利用の推進などを進める。	１．業務改善及び業務の電子化の取組 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。 退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費 1 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化を図る。 また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施する。 さらに、調達等に当たっては、複数年契約を推進し、業務運営の合理化・効率化を図る。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 加えて、電子決裁システムの利用の推進を図る。 また、研修事業においては、引き続き、研修実施要項や推薦書等をウェブサイトから提供するととも

	たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション (DX) を意識することとする。 2. 予算執行の効率化 業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めること。 3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。 4. 給与水準の適正化 研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。	2. 予算執行の効率化 業務達成基準による収益化の原則に基づき、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算と支出実績を管理し、予算執行の効率化を進める。 3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を一層推進する。 4. 給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。	に、政府の ISMAP 制度の認証を受けているクラウドサービスの活用によるオンライン研修の資料提供やレポート等の提出、成果発表資料等の共同作成など、業務の効率化の取組を推進する。 2. 予算執行の効率化 業務達成基準による収益化の原則に基づき、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算と支出実績を管理し、予算執行の効率化を進める。 3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を、費用対効果等を検証しつつ推進する。 4. 給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。
--	---	--	--

Ⅱ－２ 財務内容の改善に関する事項	１．自己収入の確保 国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。 宿泊研修施設や体育館及びグラウンドについては、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。 ２．体育館及びグラウンドの外部利用の促進 体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。 グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。 ３．保有財産の見直し 保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。 特に、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、見直しを行うこと。	１．自己収入の確保 科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得を積極的に支援するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保に努める。 なお、中期目標期間を通じて、定期的に施設使用料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。 ２．体育館及びグラウンドの外部利用の促進 体育館について、研修事業での活用を図るとともに、広報活動を充実し体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進する。 ３．保有財産の見直し 保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その必要性等について不断の見直しを行う。 また、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。	１．自己収入の確保 科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得を積極的に支援するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の施設使用料を検証し、自己収入の確保を図るための必要な措置を講じる。 ２．体育館及びグラウンドの外部利用の促進 体育館について、研修事業での活用を図るとともに、広報活動を充実し体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進する。 ３．保有財産の見直し 保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その必要性等について不断の見直しを行う。 また、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。
---------------------------------	---	---	--

		IV 予算、収支計画及び資金計画 1. 中期計画予算 別紙1のとおり（※事業等のまとまりごとに作成予定） 2. 令和3年度～7年度収支計画 別紙2のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定） 3. 令和3年度～7年度資金計画 別紙3のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）	IV 予算、収支計画及び資金計画 1. 令和6年度予算 <table><tr><td>収入</td><td>1,180,882 千円</td></tr><tr><td>運営費交付金</td><td>1,101,075 千円</td></tr><tr><td>施設整備費補助金</td><td>74,737 千円</td></tr><tr><td>自己収入</td><td>5,070 千円</td></tr><tr><td>支出</td><td>1,180,882 千円</td></tr><tr><td>人件費</td><td>771,975 千円</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>53,534 千円</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>280,636 千円</td></tr><tr><td>研究活動</td><td>75,857 千円</td></tr><tr><td>研修事業</td><td>77,193 千円</td></tr><tr><td>情報普及活動</td><td>127,586 千円</td></tr><tr><td>施設整備費</td><td>74,737 千円</td></tr></table> 2. 令和6年度収支計画 <table><tr><td>費用の部</td><td>1,300,882 千円</td></tr><tr><td>人件費</td><td>771,975 千円</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>53,534 千円</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>355,373 千円</td></tr><tr><td>減価償却</td><td>120,000 千円</td></tr><tr><td>収益の部</td><td>1,300,882 千円</td></tr><tr><td>運営費交付金収益</td><td>1,002,075 千円</td></tr><tr><td>施設費収益</td><td>74,737 千円</td></tr><tr><td>自己収入</td><td>5,070 千円</td></tr><tr><td>資産見返運営費交付金戻入</td><td>120,000 千円</td></tr><tr><td>賞与引当金見返に係る収益</td><td>68,000 千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金見返に係る収益</td><td>31,000 千円</td></tr></table> 3. 令和6年度資金計画 <table><tr><td>資金支出</td><td>1,180,882 千円</td></tr></table>	収入	1,180,882 千円	運営費交付金	1,101,075 千円	施設整備費補助金	74,737 千円	自己収入	5,070 千円	支出	1,180,882 千円	人件費	771,975 千円	一般管理費	53,534 千円	業務経費	280,636 千円	研究活動	75,857 千円	研修事業	77,193 千円	情報普及活動	127,586 千円	施設整備費	74,737 千円	費用の部	1,300,882 千円	人件費	771,975 千円	一般管理費	53,534 千円	業務経費	355,373 千円	減価償却	120,000 千円	収益の部	1,300,882 千円	運営費交付金収益	1,002,075 千円	施設費収益	74,737 千円	自己収入	5,070 千円	資産見返運営費交付金戻入	120,000 千円	賞与引当金見返に係る収益	68,000 千円	退職給付引当金見返に係る収益	31,000 千円	資金支出	1,180,882 千円
収入	1,180,882 千円																																																				
運営費交付金	1,101,075 千円																																																				
施設整備費補助金	74,737 千円																																																				
自己収入	5,070 千円																																																				
支出	1,180,882 千円																																																				
人件費	771,975 千円																																																				
一般管理費	53,534 千円																																																				
業務経費	280,636 千円																																																				
研究活動	75,857 千円																																																				
研修事業	77,193 千円																																																				
情報普及活動	127,586 千円																																																				
施設整備費	74,737 千円																																																				
費用の部	1,300,882 千円																																																				
人件費	771,975 千円																																																				
一般管理費	53,534 千円																																																				
業務経費	355,373 千円																																																				
減価償却	120,000 千円																																																				
収益の部	1,300,882 千円																																																				
運営費交付金収益	1,002,075 千円																																																				
施設費収益	74,737 千円																																																				
自己収入	5,070 千円																																																				
資産見返運営費交付金戻入	120,000 千円																																																				
賞与引当金見返に係る収益	68,000 千円																																																				
退職給付引当金見返に係る収益	31,000 千円																																																				
資金支出	1,180,882 千円																																																				

		V 短期借入金の限度額 限度額 3 億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 VI 剰余金の使途 研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。 VII 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	業務活動による支出 1,106,145 千円 投資活動による支出 74,737 千円 資金収入 1,180,882 千円 業務活動による収入 1,106,145 千円 投資活動による収入 74,737 千円 V 短期借入金の限度額 限度額 3 億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 VI 剰余金の使途 研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。
Ⅱ－3 その他業務運営に関する重要事項	1. 内部統制の充実 研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。 また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及	1. 内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムの充実・強化を図る。 また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及	1. 内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムの充実・強化を図る。

	び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みの運用 ② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリング を、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。 2. 研究データの管理・活用 研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を図るため、組織的な体制・環境の整備を行うこと。 3. 情報セキュリティ対策の推進 政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施すること。 また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの運用 ② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映 を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。 2. 研究データの管理・活用 研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や他の研究機関等との間でデータの共有・活用の促進を図るため、組織的な管理体制の構築や、研究データの管理・活用のための基盤を整備する。 3. 情報セキュリティ対策の推進 政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施する。 また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの運用 ② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映 を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。 2. 研究データの管理・活用 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」に基づき、研究データの管理・活用を推進する。また、研究データを適切に管理する基盤システム（研究データ管理基盤）及び研究成果リポジトリの整備を推進する。 3. 情報セキュリティ対策の推進 政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて適時点検し、必要に応じて対策の追加や修正等の見直しを行うことにより情報セキュリティ水準を適切に維持する。 また、情報セキュリティに関する教育・訓練・研修を年1回以上実施し、職員への周知徹底及び組織
--	--	--	--

	4. 大学・関係機関等との連携 (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力 学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する实际的・総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力を行うこと。 研修においても、久里浜特別支援学校での実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。 (2) 関係機関との連携強化 全国の特別支援教育センターとの連携を強化し、研究・研修の実施、成果の報告、情報収集・発信を一層推進していくこと。また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化し、特別支援教育に関する学際的研究の可能性を広げること。 さらに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施すること。特に、教育における ICT や先端技術の活用が進んでいることから、ICT の活用に関する情報収集や連携強化に努め、研究活動の水準向上に取り組むこと。 【指標】	4. 大学・関係機関等との連携 (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力 自閉症や知的障害に係る教師の専門性や人材育成が求められていることから、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を推進し、全国の参考になる障害のある子どもの教育に関する实际的・総合的な教育研究を行い、その成果を発信する。 また、久里浜特別支援学校の災害時に備えた避難訓練へ協力を行うとともに、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け積極的な協力を行う。 (2) 関係機関との連携強化 研究所をハブとして、インターネットを活用した全国の特別支援教育センター等同士のネットワークの構築を進め、研究活動や研修、情報収集・発信が活発に行われるよう推進するとともに、研究所が実施する研究成果の報告や研修事業の場として活用する。 また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化するとともに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学等と実施する。また、本中期計画期間中に複数の関係機関と連携協定に基づく事業を推進し、少なくとも 1 以上の共同研究を実施する。	的対応能力の強化を図る。 4. 大学・関係機関等との連携 (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力 自閉症や知的障害に係る教師の専門性や人材育成が求められていることから、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を推進し、全国の参考になる障害のある子供の教育に関する实际的・総合的な教育研究を行い、その成果を発信する。 また、久里浜特別支援学校と災害時に備えた避難訓練の実施や、久里浜特別支援学校等をはじめ特別支援学校での実践研究の充実に向け積極的な協力を行う。 (2) 関係機関との連携強化 研究所をハブとして、インターネットを活用した全国の特別支援教育センター等同士のネットワークの構築を進め、研究活動や研修、情報収集・発信が活発に行われるよう推進するとともに、研究所が実施する研究成果の報告や研修事業の場として活用する。 また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化するとともに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学等と実施する。また、広島大学と包括連携協定に基づく連携についての協議
--	---	---	---

	第5期中期目標期間中に複数の関係機関と計画的に事業を推進するため、連携協定を締結し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。 5. 施設・整備に関する計画 令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。 6. 人事に関する計画 新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を活用できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。 評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。 以上について、人材確保・育成方針を策定すること。	5. 施設・整備に関する計画 令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、メンテナンスサイクルを構築し、予防保全、コスト抑制の観点も踏まえ、計画的かつ効率的な修繕・改修の実施を図る。 本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙4のとおり。 6. 人事に関する計画 研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的な育成かつ適正な配置を行う。また、研究力の向上に向けて、任期付研究員・客員研究員等として多様な専門性を有した研究者の確保や関連する外部機関との人材交流を推進するとともに体制を整備する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を進める。 また、以上のことについて、人材確保・育成方針を策定する。	を進め、共同した事業を行う。 さらに、その他の関係機関等との連携を推進するための検討を進める。 5. 施設・整備に関する計画 令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進める。また、構築したメンテナンスサイクルにより、予防保全、コスト抑制の観点を踏まえた修繕・改修の実施を図る。 6. 人事に関する計画 令和3年度に策定した人材確保・育成方針に基づき、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的な育成かつ適正な配置を行う。また、研究力の向上に向けて、任期付研究員・客員研究員等として多様な専門性を有した研究者の確保や関連する外部機関との人材交流を推進するとともに体制を整備する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。
--	---	---	---

		7. 積立金の使途について 前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人特別支援教育総合研究所法（平成 11 年法律第 165 号）に定める業務の財源に充てる。	加えて、業務遂行上求められる事項の周知・徹底を図る。 そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を進める。
	7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について ポストコロナ段階を見据え、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めること。 また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施すること。	8. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について ポストコロナ段階を見据え研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進める。 また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施する。	7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について ポストコロナ段階を見据え研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について継続した見直しを進め、今年度については、インターネット及び対面による事業を組み合わせた事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報の提供に取り組む。 また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図った上で実施する。